パブリックコメント手続（ご意見の募集）

「茅ヶ崎市市民参加条例の施行状況に関する検証（素案）」について

※ パブリックコメントとは、市長等が計画等を策定する際にその内容を公表し、市民のみなさまから寄せられたご意見等を考慮して計画等の決定をしていくものです。

ご意見の募集期間

令和２年１１月２５日（水）～ 令和２年１２月２４日（木）

お問い合わせ：総務部市民自治推進課協働推進担当

電話 0467-82-1111（代表）

茅 ヶ 崎 市

茅ヶ崎市市民参加条例の施行状況に関する検証（素案）

令和３年　月

茅ヶ崎市

総務部市民自治推進課

【目　　次】

第１章　これまでの市民参加に関する取組
１　市民参加条例の制定
（１）　背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
（２）　条例制定に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２　条例で定める市民参加の方法及び実績
（１）　意見交換会、公開討論会、シンポジウム、説明会等・・・・・・・・・・・・・・２
（２）　アンケート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
（３）　ヒアリング・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
（４）　パブリックコメント手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
（５）　政策提案手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（６）　審議会等の委員への市民の選任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（７）　その他市長等が適当と認める方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（８）　平成２８年度から令和元年度までの実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
３　平成２８年度の検証で導き出した３つの課題と課題に対する取組・・・・・・・・・・４

第２章　条例に基づく施行状況の検証
１　検証の手法
（１）　市民アンケート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
（２）　ヒアリング・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
（３）　意見交換会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
（４）　意見募集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
（５）　学識経験者の意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
（６）　職員アンケート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
（７）　パブリックコメント手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
２　検証のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
３　各検証手法の結果
（１）　市民アンケート<無作為・Web>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
（２）　意見募集（令和２年５月）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
（３）　意見募集（令和２年９月）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
（４）　学識経験者の意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
（５）　職員アンケート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
４　検証によって導き出された課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４

第３章　課題解決に向けた改善施策　～市民参加の推進を目指して～・・・・・・・・・・２６

参考資料
茅ヶ崎市市民参加条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・参考資料－１
茅ヶ崎市市民参加条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・参考資料－４
無作為抽出アンケート調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・参考資料－７
Webアンケート調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・参考資料－４０
意見募集結果（令和２年５月）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・参考資料－５７

意見募集結果（令和２年９月）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・参考資料－６２
学識経験者の意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・参考資料－６７
職員アンケート調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・参考資料－７５

第１章　これまでの市民参加に関する取組

１　市民参加条例の制定

（１）背景

地方分権の進展により、国と地方は対等協力の関係となり、「自分たちのまちのことは自分たちで決めていく」ことが求められるようになりました。また、少子高齢社会の進行により市民の皆さまと市が連携・協力してまちづくりを進めていくことが求められています。

これらの社会状況を捉え、本市では、平成２２年４月１日に茅ヶ崎市自治基本条例（以下、「自治基本条例」という）を施行し、市政運営の基本原則の一つとして市民参加を位置付け、同条例第１６条第５項において「市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定める」こととしました。

そこで、平成２６年４月１日に茅ヶ崎市市民参加条例（以下、「条例」という。）を施行し、市民参加に関し必要な事項を定め、市民参加の推進を図っています。

なお、条例では、第１４条において、条例の検証に関する事項を規定し、最初に行う検証については、条例施行の日から３年以内、以降は４年を超えない期間ごとに施行状況を検証し、結果に基づく必要な措置を講ずることとしており、条例の実効性を担保しています。

（２）条例制定に向けた取組

条例の策定にあたっては、ワークショップや意見交換会、パブリックコメント手続を実施し、多くのご意見をいただき、議論を重ねながら、条例を策定しました。

平成２１年１２月１８日	茅ヶ崎市自治基本条例公布
平成２２年４月１日	同条例施行、茅ヶ崎市市民参加条例策定に着手
平成２３年１月２２日～８月２７日	ワークショップの開催（全１３回）
平成２３年７月１５日～８月１５日	アンケートの実施
平成２３年９月２７日～平成２５年１月２９日	市民の皆さまと職員による条例素案作りのための意見交換の実施（全２９回）
平成２５年６月８日、１３日	意見交換会の実施（全２回）
平成２５年６月２８日～７月２５日	パブリックコメント手続の実施
平成２５年９月３０日	茅ヶ崎市市民参加条例公布
平成２６年４月１日	条例施行

２　条例で定める市民参加の方法及び実績

「市民参加」とは、市民の皆さまが、市が進めている様々なまちづくりに関する事柄に、思いや意見、提案を市に届けたり、行動したりすることです。

条例では、市民の皆さまから幅広くご意見をいただくために、第８条で「市民参加」に関する様々な方法（意見交換会やアンケート等）を定めています。

（１）意見交換会、公開討論会、シンポジウム、説明会等（条例第８条第１号）

意見交換会では対話に、説明会では伝えることに重点が置かれますが、両者は一体的に実施されることも少なくありません。誰でも参加できることから市民の皆さまの意見等の把握、協力依頼等に活用されます。

シンポジウムは、あるテーマについて何人かの討論者（パネリスト）が意見を述べ、その後参加者と質疑応答を行う形式の討論会で、あるテーマについて出席者全員が討議に参加する集団討議の形式であるフォーラムと使い分けることもありますが、どちらも公開の場で意見を述べ議論を行う形式の討論会をいいます。意見等を聴くとともに、議論にも参加できるため多くの市民の皆さまと共通認識を得ることができます。

また、ワークショップは、地域の現状の把握や問題点、課題の整理に適しており、市民の皆さまや専門家など参加者全員が共通のテーマについて考え、平等かつ自由に意見を出したり、共同作業をしたりすることにより相互理解や合意形成を図る方法です。

（２）アンケート（条例第８条第２号）

アンケートとは、多くの人に同じ内容について質問し、意見や意向、傾向等を把握するもので、計画の策定段階や事業の評価段階で多く用いられます。

対象者は、調査の目的に応じて無作為又は任意で抽出するほか、専門家や関係者に絞ることもできます。

郵送やインターネット、電子メールにすることで、市民の皆さまが自分の都合の良い時間や場所で回答できる利点があります。

（３）ヒアリング（条例第８条第３号）

ヒアリングとは、聞き手が調査対象者に対して直接面接することにより、調査の趣旨目的を伝え聞き取り調査を行う手法をいいます。

（４）パブリックコメント手続（条例第８条第４号）

パブリックコメント手続とは、基本的な政策等の策定過程において、案の段階で広く公表し、市民の皆さまからの意見を求め、提出された意見に対する市長等の考え方を公表するとともに、有益な意見等を考慮して政策等の意思決定を行う仕組みで、実施期間中であれば、誰でも参加できる手法です。

（５）政策提案手続（条例第８条第５号）

政策提案手続とは、市民５人以上の連署をもって市長等に対して政策の案を提案することができる手続です。

（６）審議会等の委員への市民の選任（条例第８条第６号）

行政運営への市民参加の推進を目的として、審議会等の委員をその設置目的に応じて公募により選出しています。

審議会等の委員に市民を選任することで、各審議会等が所掌する事項の調査、研究、審査事項等について、協議、検討、集約、理論形成等を行う過程で、市民の意見を反映することができます。

（７）その他市長等が適当と認める方法（条例第８条第７号）

その他市長が適当と認める方法としては、市民討議会や作文・イラストの募集などの様々な方法が考えられます。

＜市民討議会＞

市民討議会は、市が示す課題やテーマについて、無作為抽出により集められた市民が、グループに分かれて討議し、市民意見を抽出する取組です。文教大学湘南総合研究所・公益社団法人茅ヶ崎青年会議所が実行委員会を組織し、取り組んでいる市民意見の収集手法で、平成２１年度より継続的に実施されています。

（８）平成２８年度から令和元年度までの実績

条例に基づき、市民の皆さまからの様々な意見を尊重し、市政に反映するために、市長等が実施した市民参加の方法の実績は、次のとおりです。

	年度			
条例第８条に記載されている方法	２８年度	２９年度	３０年度	元年度
意見交換会、公開討論会、シンポジウム、説明会等	４６	３３	３５	３０
アンケート	３０	２８	３６	３８
ヒアリング	６	２	３	５
パブリックコメント手続	３０	１９	１１	１５
政策提案手続	２	１	１	４
審議会等の委員への市民の選任	１５	１４	２０	１２
その他市長等が適当と認める方法	６	１０	７	９
計	１３５	１０７	１１３	１１３

３　平成２８年度の検証で導き出した３つの課題と課題に対する取組

平成２８年度に初めて実施した「茅ヶ崎市市民参加条例の施行状況の検証」では、複数の市民参加の方法を組み合わせることで施行状況の現状及び課題を把握するとともに、改善施策を位置付け、市民参加の推進に取り組むこととしました。

（課題１）市民参加条例の認知度

平成２８年度に実施したアンケートでは、「市民参加条例を知らない」または、「参加したことがない」と回答した人が多いことから、市民参加の機会を等しく提供するため、市民参加の情報発信を強めることが必要となります。

また、市民参加の方法の内、説明会や意見交換会などの実施において、市民意見の発言機会が十分に確保できていない事などが、意見の尊重につながらない理由であると考えられます。多くの市民の皆さまに、市民参加していただくためには、まず市民参加条例自体を知っていただき、市民参加手法が実施されていることを知っていただく必要があります。さらに、提出した意見が現在どのように検討されているのか、どのように反映されたのかについて発信し、「次も参加したい」と思っていただくことも重要となります。

改善施策：市民参加の情報発信

（１）市民参加条例の周知啓発
［位置付けた取組］ ◇市民参加の情報発信　＜地域の活動主体に向けたＰＲの実施＞ ◇市民参加の情報発信　＜多様な媒体による市民参加機会の提供＞
（２）市民意見の反映状況に関する情報発信
［位置付けた取組］ ◇市民参加の情報発信　＜参加意欲の醸成に向けたＰＲの実施＞ ◇市民参加の情報発信　＜多様な媒体による市民意見の反映状況のＰＲの実施＞

○平成２９年度から令和２年度までの取組

（１）市民参加条例の周知啓発

◇毎月１回行われるまちぢから協議会連絡会において、今後実施予定のパブリックコメント手続等の情報を提供し、周知を行いました。

◇市民参加条例及びこれまでに実施した市民参加の方法に関する実績・市民参加の方法などを掲載した広報特集号を広報紙に挟み込む形で配布を行いました。

	平成２９年度	平成３０年度	令和元年度	令和２年度
まちぢから協議会への情報提供	情報提供	情報提供	情報提供	情報提供
広報特集号の発行		発行		

（２）市民意見の反映状況に関する情報発信

◇平成３０年４月に「職員のための市民参加手続ガイド」を策定し、提出された市民意見の取り扱いについて統一的に運用を行いました。
◇必要に応じて策定したガイドの見直しを行いました。
◇市民参加条例及びこれまでに実施した市民参加の方法に関する実績・市民参加の方法などを掲載した広報特集号を広報紙に挟み込む形で配布を行いました。
◇政策提案手続の事務処理フローをホームページで公開しました。
◇パブリックコメント手続の周知啓発を図るため、広報媒体にメール配信サービスを加えました。

	平成２９年度	平成３０年度	令和元年度	令和２年度
ガイドの策定	策定	運用・見直し	運用・見直し	運用・見直し
広報特集号の発行		発行		
政策提案の事務処理フローの公開				公開
パブリックコメント手続のメール配信サービスによる周知			実施	実施

《平成３０年度に発行した広報特集号（一部抜粋）》

（課題２）市民意見の尊重

平成２８年度に実施したアンケートでは、「市民参加して提出した意見がどう扱われたか分からない」、「意見取扱いの経過が分からない」などという状況から、「市は市民意見を尊重していると思わない」が４６％を占めています。

さらに、「市は市民意見を尊重していると思わない」と答えた人へ、その理由を伺ったところ、「出された意見が市の取組に反映されない」が１１％であったのに対し、「意見が反映されたとしてもどのように反映されたかがわからない」が５５％を占めていることから、提出された意見の取扱いについて、検討状況や反映結果を公開するだけでなく、意見を取り入れなかった場合についても、その理由や市の考え方について、伝えることが求められています。

また、職員の条例や市民参加理念の認知度合いの向上も求められています。

改善施策：市民参加に関する職員意識の向上

（１）市民参加マニュアルの策定
［位置付けた取組］ ◇市民参加に関するマニュアルの策定　＜市民参加に関する職員の認識度向上＞
（２）職員研修の実施
［位置付けた取組］ ◇職員研修の実施

○平成２９年度から令和２年度までの取組

（１）市民参加マニュアルの策定

◇平成３０年４月に「職員のための市民参加手続ガイド」を策定し、条例に定める市民参加の方法について統一的に運用を行いました。

◇必要に応じて策定したガイドの見直しを行いました。

	平成２９年度	平成３０年度	令和元年度	令和２年度
マニュアルの策定	策定	運用・見直し		

（２）職員研修の実施

◇新たに担当主査になった職員を対象とした外部講師研修を年１回行うことで、各課かいでの市民参加への理解を深めました。また、策定したガイドの周知も併せて行いました。

◇新採用職員を対象とした研修を行うことで、条例及び市民参加に関する理解を深めました。

	平成２９年度	平成３０年度	令和元年度	令和２年度
職員研修の実施	実施			

《平成３０年度に策定した「職員のための市民参加手続ガイド」（表紙）》

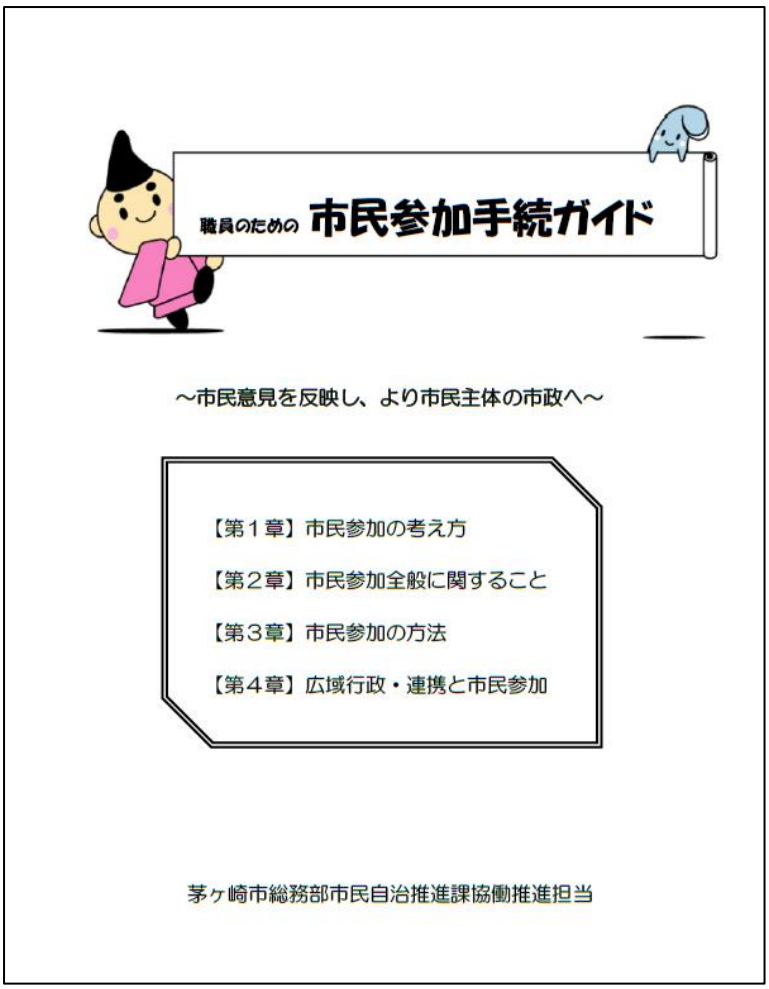

（課題３）市民参加方法の適正な運用

＜パブリックコメント手続の適正な運用について＞

パブリックコメント手続を実施した後、案を変更した際の説明が不足していたとの意見があり、運用の統一が求められています。

＜市民参加における審議会の位置付けの検討＞

審議会等（附属機関）の設置は、地方自治法（第 138 条の 4）の設置目的のとおり、主に、調停、審査、諮問、調査を目的に置くものであるほか、委員へ任命されると非常勤で特別職の公務員として市長から委嘱されることなどから、審議会等の会議自体を市民参加として位置付けるのではなく、公募の市民委員を選任することについてのみを市民参加として位置付けています。一方で、委員は、公募の市民委員以外にも、事業者や地域の代表など、市民で構成されていることが多いことなどから、審議会等を市民参加手法とすることは妥当であるという意見があります。

＜政策提案手続の認知度について＞

意見交換会やアンケートなどと異なり、市民の皆さまが自発的に市民参加できる手法ですが、市民参加条例の施行から、１６件と件数が少ない状況であります。

＜無作為抽出による市民参加の推進について＞

市政運営に市民参加が不可欠となった現在において、参加者数が少ないということは、その少ない意見を参考にして、政策等を策定せざるを得ないとも考えることができ、結果的に、多くの市民の皆さまが求める事業等との乖離が生じてしまう可能性があります。このことは、市にとっても市民参加のリスクとなることが考えられます。

そこで、潜在的な市民意見を抽出するため、無作為に抽出した市民の皆さまから意見をいただく取組を推進する必要があります。

改善施策：市民参加の方法の運用の充実

（１）パブリックコメント手続の運用について
［位置付けた取組］ ◇パブリックコメント手続の運用の適正化
（２）市民参加における審議会の位置付けの検討
［位置付けた取組］ ◇市民参加における審議会の位置付けの検討
（３）政策提案手続のＰＲ
［位置付けた取組］ ◇政策提案手続のＰＲの実施
（４）無作為抽出手法での市民参加手法の実施
［位置付けた取組］ ◇市民参加に関する職員マニュアルの策定　＜無作為抽出手法での市民参加方法の実施＞ ◇市民参加の方法としての市民討議会の位置付けの整理

○平成２９年度から令和２年度までの取組

（１）市民参加マニュアルの策定

◇平成３０年４月に「職員のための市民参加手続ガイド」を策定し、条例に定める市民参加の方法について統一的に運用を行いました。

◇必要に応じて策定したガイドの見直しを行いました。

	平成２９年度	平成３０年度	令和元年度	令和２年度
ガイドの策定	策定	運用・見直し		

（２）市民参加における審議会の位置付けの検討

◇平成２９年度に他市アンケート及び学識経験者への意見聴取を実施し、検討を行いました。その結果、条例第１３条の規定にあるとおり、審議会等（附属機関）への市民意見の反映は重要であるという認識の一方で、その設置目的に応じて当然として意見を尊重していることや、市民委員と他の委員との意見の取り扱いに差が生じる恐れがあること、また、審議会等（附属機関）の委員となった場合には特別職の公務員となることなどを踏まえ、条例第８条の規定は変更しないこととしました。

	平成２９年度	平成３０年度	令和元年度	令和２年度
位置付けの検討	ｱﾝｹｰﾄ / 学識意見聴取	運用		

（３）政策提案手続のＰＲ

◇市民提案に基づき、政策提案手続の事務処理フローを修正し、ホームページで公開するとともに、審議中の案件については処理状況を随時更新しました。

◇本庁舎及び分庁舎デジタルサイネージにおいてＰＲを行いました。

	平成２９年度	平成３０年度	令和元年度	令和２年度
政策提案手続の事務処理フローの修正・公開				修正・公開
デジタルサイネージでの周知				周知

（４）無作為抽出手法での市民参加手法の実施

◇継続的に市民討議会を実施し、これまでの市民討議会の運用を基に、市民討議会を「職員のための市民参加手続ガイド」に記載し、各課かいで実施が可能となるように整理を行いました。

	平成２９年度	平成３０年度	令和元年度	令和２年度
市民討議会の実施	実施			
ガイドの策定	策定	運用・見直し		

第２章　条例に基づく施行状況の検証

１　検証の手法

条例の検証にあたっては、条例制定の目的を踏まえ、市民の皆さまの現状認識やご意見を幅広く聴取できるように、アンケートやヒアリング、意見交換会、パブリックコメント手続等の様々な市民参加の方法を組み合わせて実施する中でいただいたご意見をはじめ、これまでの条例の施行状況や学識経験者からの意見聴取、職員アンケート等をもとに検証を行うこととしました。

※新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、一部手法を中止・変更しています。

（１）市民アンケート

＜無作為抽出アンケート＞

市民参加に対する市民意識の把握及び平成２８年度の施行状況の検証によって位置付けた改善施策の取組の効果の検証を目的として実施しました。調査は郵送により行い、同封の調査票に記入後返送していただくことを基本としましたが、Web 上での回答も可能とし、回答（回収）率の向上に努めました。

また、集計結果については、平成２８年度に実施したアンケートと比較を行いました。

なお、本アンケートは同時期に検証を行う自治基本条例の施行状況に関するアンケートと連携して対象者の抽出、調査票の送付・回収を行いました。

①対象者：次の条件で無作為抽出した市民３，０００人

１）抽出基準日：令和２年３月２日

２）年齢：基準日時点で満１８歳以上

３）在住期間：基準日時点で３か月以上（令和元年１２月２日以前より在住）

②実施期間：令和２年４月６日（月）～４月３０日（木）

＜Web アンケート＞

広く市民参加に関する市民意識を把握するため、無作為抽出アンケートの対象でない市民も回答できるインターネットを活用したアンケート（Web アンケート）を実施しました。

なお、調査票の内容は、無作為抽出アンケートと同一です。

①対象者：自治基本条例で定める市民

②実施期間：令和２年５月１日（金）～５月２０日（水）

※無作為抽出アンケートとの混同を避けるため、無作為抽出アンケート終了後に実施しました。

（２）ヒアリング（中止）

アンケート紙面上で読み取り切れないニーズや課題を抽出することを目的として、市民アンケート回答者のうち、ヒアリングへの同意をいただいた方から数名を選出して実施予定でしたが、「新型コロナウイルス市内感染のまん延防止に係る取組方針」に基づき実施を中止しました。

（３）意見交換会（中止）

市民の皆さまと直接意見を交わすことで、ニーズや課題をより的確に把握するとともに、相互理解を深めることを目的として実施予定でしたが、新型コロナウイルス市内感染のまん延を防止するため実施を中止し、次項「（４）意見募集」により意見募集を実施しました。

（４）意見募集

平成２８年度の施行状況の検証によって位置付けた改善施策に基づく取組状況等について意見を募集することで、ニーズや課題をより的確に把握することを目的として実施しました。

①対象者：自治基本条例で定める市民

②実施時期：令和２年５月１日（金）～５月２０日（水）
令和２年９月１日（火）～９月２２日（火）

③応募方法：市ホームページ、窓口、小出支所、辻堂駅出張所、ハマミーナ出張所、香川駅前出張所で資料の配架・意見の回収を実施しました。

（５）学識経験者の意見

条例第１４条第３項では、条例の検証に専門的かつ客観的な視点を取り入れるため、市が条例の検証をする際に、学識経験を有する者の意見を聴くことができることを定めていることから、平成２８年度の検証と同様、地方自治、行政法等を専門とする学識経験者から書面により意見を聴取しました。

（６）職員アンケート

条例に関する職員意識の把握及び改善施策の効果・課題について検証することを目的として実施しました。

①対象者：行政職給料表（１）の職員

②職員向けアンケート実施時期：令和２年３月

（７）パブリックコメント手続（予定）

（１）～（６）までの結果を踏まえ策定した「茅ヶ崎市市民参加条例の施行状況の検証（素案）」を広く公開し、広く市民の皆さまから意見をいただきます。

①対象者：自治基本条例で定める市民

②実施期間：令和２年１１月２５日（水）～１２月２４日（木）

２　検証のスケジュール

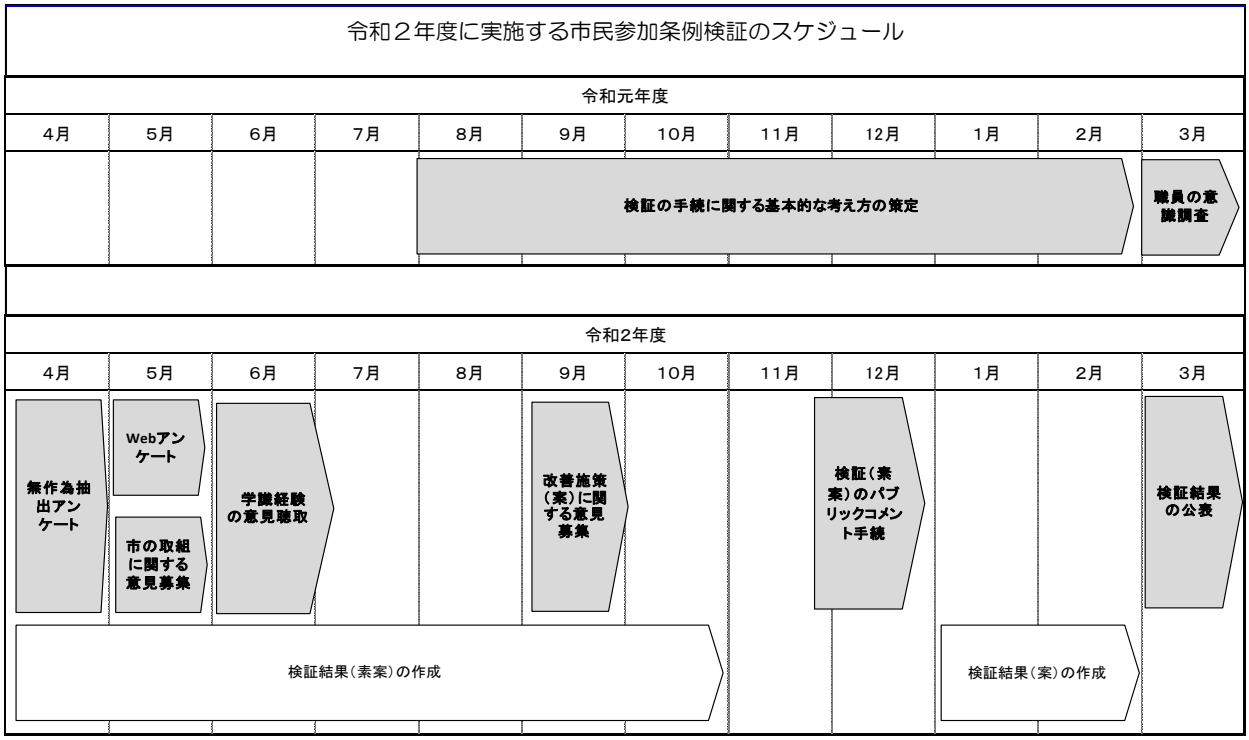

※検証の手法の決定、資料等の作成にあたっては必要に応じて市民参加協働調整会議（庶務担当課長級の会議）により調整・確認を行っています。

３　各検証手法の結果

（１）市民アンケート<無作為・Web>（一部抜粋）

※平成２８年度に実施したアンケート結果との比較は無作為抽出アンケート結果と行っています。

●回答者数

	無作為抽出アンケート		Web アンケート
回答媒体	紙	Web	Web
回答者数	９２７人	１６６人	１１１人

●回答者の年齢層

無作為抽出アンケート	Web アンケート
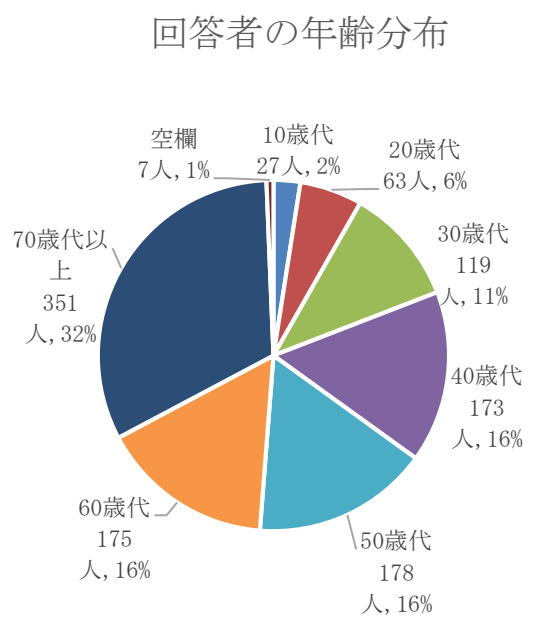	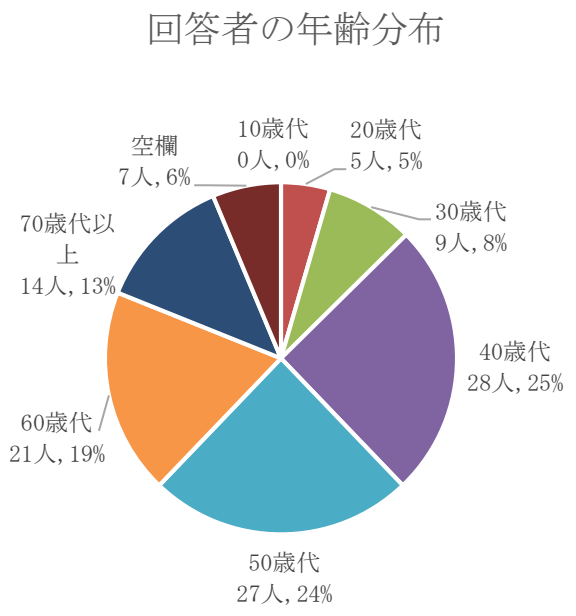

〈平成２８年度との比較〉

選択肢	平成２８年度(n=790)	令和２年度(n=1093)	増減割合
10 歳代	9 人(1%)	27 人(2%)	+1%
20 歳代	53 人(7%)	63 人(6%)	−1%
30 歳代	97 人(12%)	119 人(11%)	−1%
40 歳代	119 人(15%)	173 人(16%)	+1%
50 歳代	96 人(12%)	178 人(16%)	+4%
60 歳代	188 人(24%)	175 人(16%)	−8%
70 歳代以上	224 人(28%)	351 人(32%)	+4%
空欄	4 人(1%)	7 人(1%)	±0%

平成２８年度の結果と比較して、「５０代」と「７０代以上」で回答者の割合がそれぞれ４％増加し、「６０歳代」で８％減少しました。その他の年齢層では回答割合に大きな変化はありませんでした。

●条例の認知度について

無作為抽出アンケート	Web アンケート
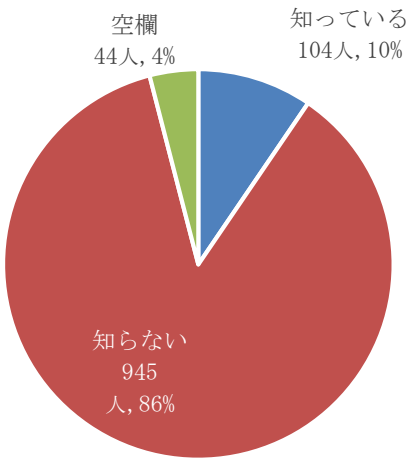	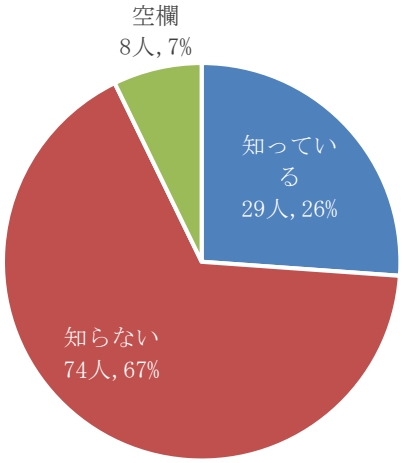

〈平成２８年度との比較〉

選択肢	平成２８年度(n=790)	令和２年度(n=1093)	増減割合
知っている	142 人(18%)	104 人(10%)	-8%
知らない	608 人(77%)	945 人(86%)	+9%
空欄	40 人(5%)	44 人(4%)	-1%

平成２８年度の結果については、比較ができるよう一部再計算をして表示しています。

平成２８年度の結果と比較して、「知っている」と回答した割合は８％減少し、「知らない」と回答した割合は９％増加しました。

●これまでに市民参加の方法に取り組んだことがあるかについて

無作為抽出アンケート	Web アンケート
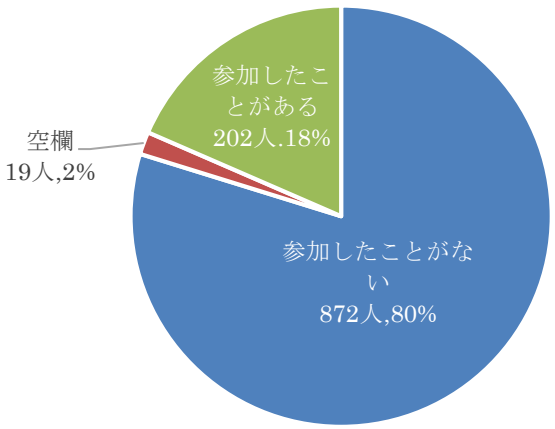	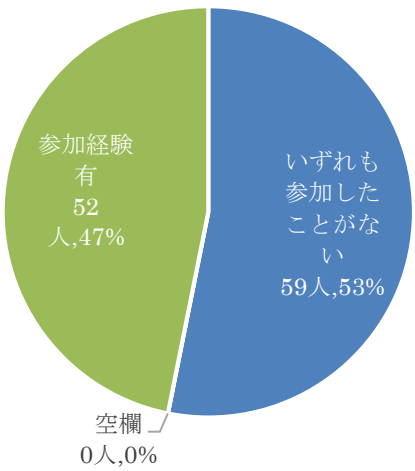

〈平成２８年度との比較〉

選択肢	平成２８年度(n=790)	令和２年度(n=1093)	増減割合
参加したことがある	81 人(10%)	202 人(18%)	+8%
参加したことがない	693 人(88%)	872 人(80%)	−8%
空欄	16 人(2%)	19 人(2%)	±0%

平成２８年度の結果については、比較ができるよう一部再計算をして表示しています。

平成２８年度の結果と比較して、「参加したことがある」と回答した割合は８％増加し、「参加したことがない」と回答した割合は８％減少しました。

●参加したことがない理由について

無作為抽出アンケート

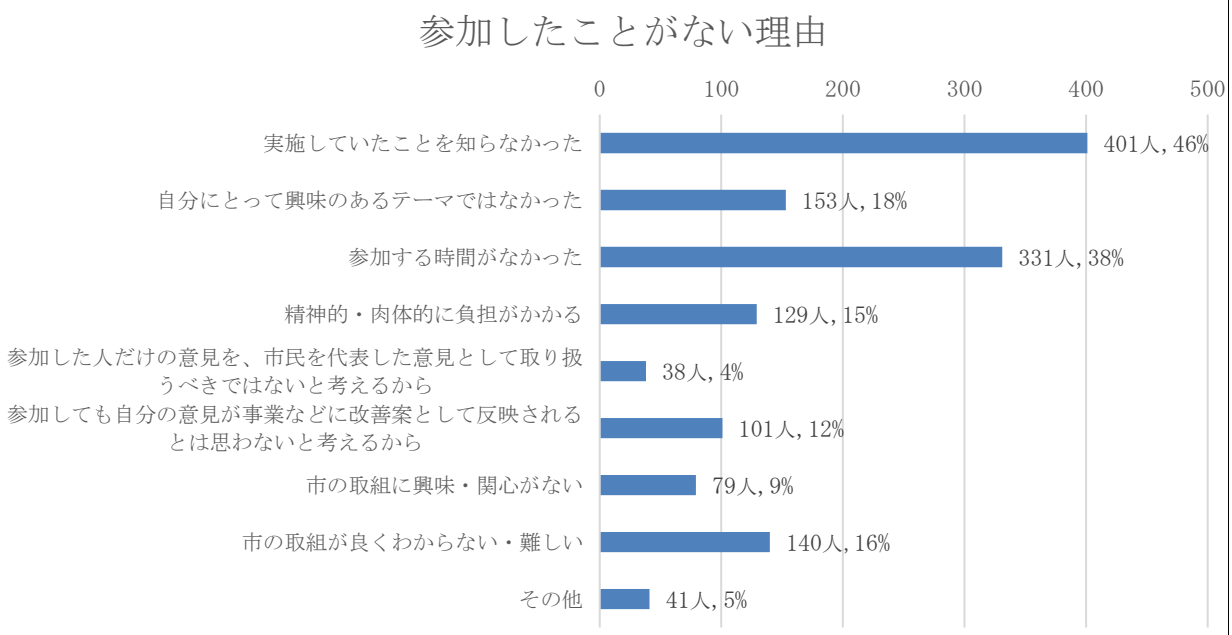

Web アンケート

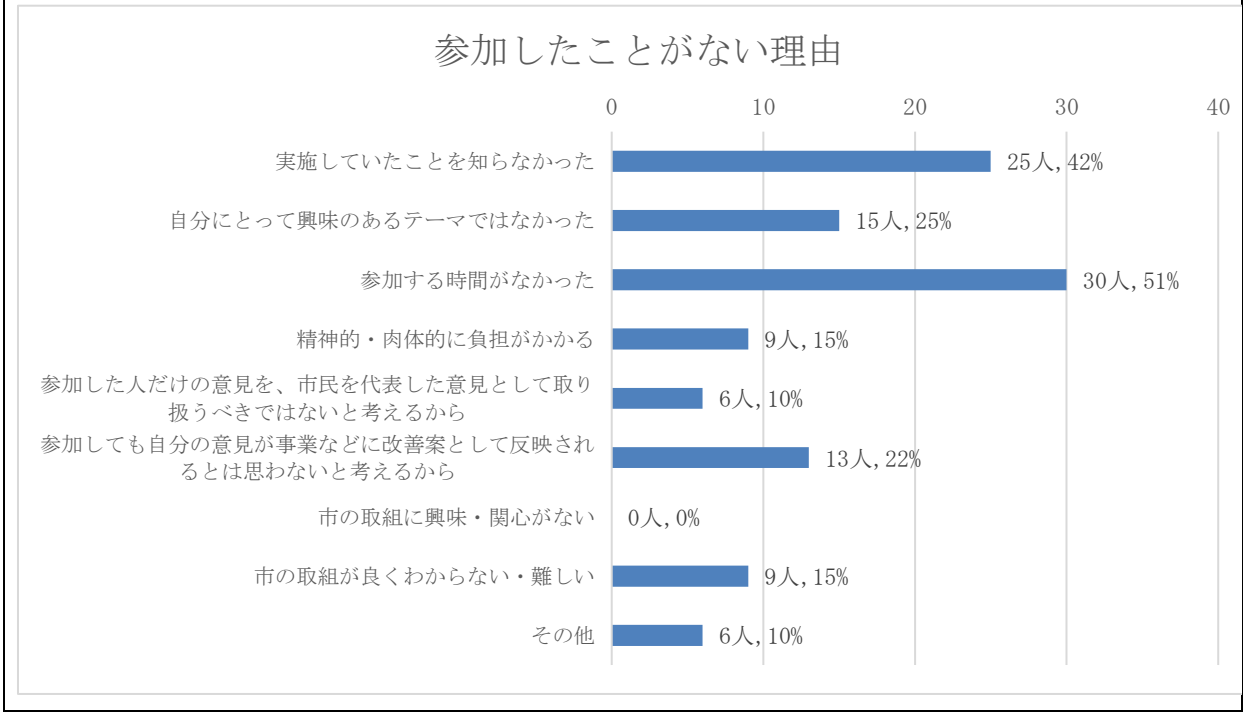

〈平成２８年度との比較〉

選択肢	平成２８年度(n=790)	令和２年度(n=1093)	増減割合
実施していたことを知らなかった	348 人(66%)	401 人(46%)	−20%
自分にとって興味のあるテーマではなかった	93 人(13%)	153 人(18%)	+5%
参加する時間がなかった	204 人(29%)	331 人(38%)	+9%
精神的・肉体的に負担がかかる	77 人(11%)	129 人(15%)	+4%
参加した人だけの意見を、市民を代表した意見として取り扱うべきではないと考えるから	35 人(5%)	38 人(4%)	−1%
参加しても自分の意見が事業などに改善案として反映されるとは思わないと考えるから	54 人(8%)	101 人(12%)	+4%
市の取組に興味・関心がない	48 人(7%)	79 人(9%)	+2%
市の取組が良くわからない・難しい	103 人(15%)	140 人(16%)	+1%
その他	32 人(5%)	41 人(5%)	±0%

市民参加の方法に参加しなかった理由の回答割合については、市民参加の経験の有無で「参加したことがない」と回答した方を母数として求めました。

平成２８年度の結果と比較して、「実施していたことを知らなかった」と回答した割合は２０％減少しました。一方、「参加する時間がなかった」と回答した割合は９％、「自分にとって興味のあるテーマではなかった」は５％、「精神的・肉体的に負担がかかる」と「参加しても自分の意見が事業などに改善案として反映されるとは思わないと考えるから」はそれぞれ４％増加しました。

●市民意見の取り扱い方について

無作為抽出アンケート	Web アンケート
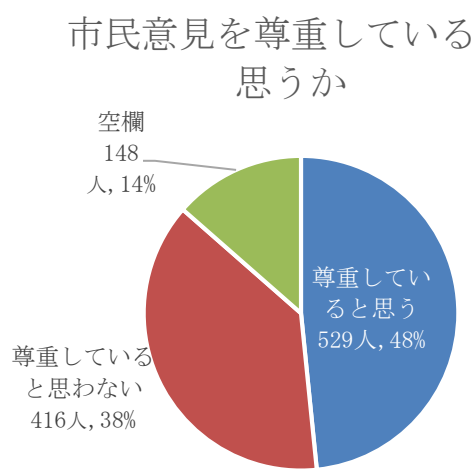	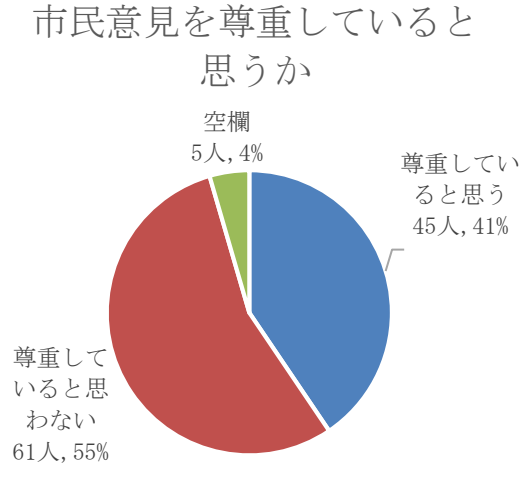

〈平成２８年度との比較〉

選択肢	平成２８年度(n=790)	令和２年度(n=1093)	増減割合
尊重していると思う	348 人(44%)	529 人(48%)	+4%
尊重していると思わない	328 人(42%)	416 人(38%)	−4%
わからない	34 人(4%)	−	−
空欄	80 人(10%)	148 人(14%)	+4%

平成２８年度の結果については、比較ができるよう一部再計算をして表示しています。

令和２年度のアンケートでは、「わからない」の選択肢は設けませんでした。なお、「空欄」での

回答者数は１４８人（１４％）でした。

平成２８年度の結果と比較して、「尊重していると思う」と回答した割合は４％増加し、「尊重していると思わない」と回答した割合は４％減少しました。

（２）意見募集（令和２年５月）

いただいた意見は分類分けをして掲載しています。
判読不能な部分は「・・・」と表示しています。

「茅ヶ崎市市民参加条例に規定している内容」に関するご意見

○条例全般に関する意見

・憲法・人格に関する世界宣言・地方自治法をはじめ・・・暮らしの中に取り入れその観点から０ベースで見直す必要があるのではないか？アンケートの結果からも言えるのではないか？

○第１２条　意見の取り扱い等に関する意見

・市民参加によって得られた意見の取り扱い方に疑問が残ります。
市の意志決定は市長もしくは議会でされるべきであって、一部の市民意見によって市の方向性がブレるべきではないと思います。
・あくまでも市の指針を定める上での参考となるよう広く意見を求めるべきだと思います。

○第１３条　審議会等に関する意見

・審議会における市民参加を広げるために、公募市民の割合を 30%とすること、男女の比率を原則として同等としてください。
・審議会における市民参加を広げるために、審議会のもとに希望する市民が構成員となってその所管事項について意見交換することのできる「〇〇市民会議」（仮称）を設けることについて検討してください。

○第１４条　条例の検証に関する意見

・資料を含め十分準備して市民参加による検証をすすめてください。
・基本原則（3 条）及び市の責務（4 条）にもとづく評価を的確に行って検証を行うことが重要だと考えます。

「平成２８年度の検証で位置付けた課題と改善施策の取り組み状況等」に関するご意見

○平成２８年度の検証で位置付けた課題に関するご意見

・市民参加の意義は自治基本条例にもとづく自治の基本理念の実現にあります。28 年度のアンケート（市民及び職員）の設問及び分析は、この原則を適切に踏まえたものとなっていません。
　・例１　市民アンケート（参考資料－16）、設問４で市民の意見を「尊重していると思わない」回答者に対する設問４－１の「２．意見が反映されていたとしても、どのように反映されたかわからない」。
　・例２　職員アンケート（参考資料－40）、において職員に対して市民参加条例の意義に関する基本的な認識を問う設問がない。
したがって、上記アンケートにもとづく検証は妥当性を欠き、「検証により導き出された課題」は不十分で表面的であると考えます。
・市民アンケート（参考資料－15）の設問 3－1 におけるテーマと回答数は、無作為抽出による市民参加の有効性を問うものですが、市民参加の場づくりのテーマ（政策）と市民が身近に感じ

る参加の工夫、適切なＰＲ等を検討する上で大いに生かしてほしいと思います。
・意見交換会の参加者が少ないことは問題です。第１回が７名、第２回が７名、第３回が 14 名。これはＰＲだけの問題ではないと考えますが、参加者を増やすことは今後の重要な課題です。一方、これらの参加者は市民参加の重要性を認識する熱心な市民であり、その意見は真摯なものとして今後に生かしてほしいと考えます。

○改善施策の取り組み状況等に関するご意見

・意見募集資料にＨ２８年度（検証）課題として市で改善施策、すべての項目・市民参加条例の認知度・市民参加の情報発信・市民意見の尊重・市民参加に関する職員の意識の向上あるように記されている。
・Ｈ２９年度からＲ２まで取り組みでその解消に取り組んだと記されているが、今回（前回）の意見募集（アンケート）を見ても、そしてこの２年間の取り組みを見ても、旧態以前に思える。
・平成２９年度から令和２年度までの取り組みの結果はどのようになったのでしょうか。
市民との連携が少ないのではと感じています。
・２８年度の検証の課題と改善施策について、パブリックコメントの応募が少なくなった理由を、考えてほしい。市民の意見が取り込まれないからと思います。パブリックコメントの冊子ができる前に、市民の意見が必要と思います。出来上がっているものに、後から意見は入り込めないのではと思います。
・市民参加に関する職員の認識はどのように向上したのでしょうか。「職員のための市民参加手続ガイド」を使用して職員は、市民参加の理解度が高まったのでしょうか。
・市民参加は日常的な市政の中で絶えず考慮されるべきものです。市民意見を尊重した柔軟な行政運営、そのための早い段階での情報提供など抜本的な改革が必要です。現状は、市民参加は形骸化し、「アリバイづくり」の市政運営が行われています。「法の支配」にもとづく市政運営をつよく望みます。
・憲法や人権に関する世界宣言・地方自治法はじめ暮らしの中に生す工夫から始める必要があるのではと思う

○検証の実施方法に関する意見

・当パブコメ用紙パブコメ用紙と似ていて市民誤解を生じないか。
・広報には意見募集とあり、（一般的）（通常）のパブコメと異なっている理由を①と同様誤解する。アンケートならもっと明確に　他の理由があるなら明確に
・広報紙には自治基本条例、市民参加条例①②意見募集③アンケートとあり分かりづらい。③アンケート用紙は？同一に掲載しているならもう少し用紙とか（意見記入用紙）整合性・統一性もしくは分かりやすくできなかったのか

その他の事項に関するご意見

・他市は街づくり協議会がなくても行政センターを中心（ごと）立派に地域活動しているところがあるように思える。
・まちづくり協議会の運営や協議会発行物についての疑義を市に問い合わせても回答がないのはどうしてか
・まちぢから協議会も市民参加条例も０ベースから（白紙から）見直す必要があるのでは。当初のパブコメの課題に書いてある問題もあるし、アンケート結果や現在の実態を見ても言えないか。

（３）意見募集（令和２年９月）

いただいた意見は分類分けをして掲載しています。

「令和３年度以降に取り組む改善施策（方向性）」に関する意見

○改善施策１「市民参加の情報発信」に対する意見

・改善施策として SNS を用いた市民参加の機会の充実が記載されていますが、ツイッターなどで意見を募集するということでしょうか？その場合、回答した人が茅ヶ崎市に関係のある人であるかを見分けることが難しいのではないかと感じました。また、最近テレビなどでも問題になっているように、SNS 上での発言は顔が見えないことをいいことに、責任のない発言（誹謗中傷）が多く含まれていると思います。私たちのまちをつくるときに、こういった無責任な意見を反映するのは避けたほうがいいと思います。SNS などは若い人に興味をもってもらうにはいいツールだと思いますが、使い方は考えていただきたいです。

・市民参加条例の認知度について
市民参加条例を知っている人は増えていません。そこで「市民参加条例を知っている」が 30%程度、さらに、「参加したことがある」も 30 程度に目標を設定して諸施策を進めてもらいたいと考えます。

・「知っているが 30%程度」にするためについて
　・広報ちがさきとホームページの活用です。
　・広報ちがさきには、市民参加の記事は年に 1 回程度ですので、連載することです。
　・ホームページには、市民参加に関することが掲載してあります。これは、主に「知っている人」を対象にしています。「十分に知っていない人」等を対象としたもの新たにつくってください。
　・条例が施行されて 6 年が過ぎています。行政には、この条例を市民に知ってもらうためのノウハウを蓄積しているはずです。これを活かし新しいパンフレットを作ってください。パンフレットは条例施行当時に作成のものです。
　・これを広報ちがさきとホームページに載せるようにしてください。
　・こうしたノウハウがあれば、市役所各課で開く市民を対象とした事業のおり紹介ですますので実施を期待します。コロナが終息し平常業務になったときからのことです。
　こうした具体的なことは、条例に関係ないといわれそうですが、市民がもっと市民参加の知ってもらうことが基本と考えます。

○改善施策２「市民意見の反映状況に関する情報発信」に対する意見

・市役所の市民からの様々方法での意見聴取について
市はパブリックコメント、意見交換会などを通じ市民の意見を聴取しています。こうした意見をどうした基準で該当する施策に反映するかということがまったく分かりません。現状では、パブリックコメントや意見交換会などを実施すればいいようになっている感じがします。市民参加で出された意見や提案等をどのように活かすかを基準をつくり、条例に位置付けてほしいものです。

○これまでの市民参加に関する取り組みに対する意見

・これまでの意見について
これまでにも、市民参加条例の「認知度」について上記 1、2 *（担当課注「市民参加条例の認知*

*度について」、「「知っているが30%程度」にするためについて」）*のようなことを言ってきましたが、活かされていません。活かされないでもいいですが、行政は認知度を高める施策を進めてほしいものです。
・今年度実施のパブコメも応募者が少ない。そのことを言えるのでは（応募者１～２件）０に等しい状態
・まちぢから協議会等の質疑を市にしても協議会にしても回答なしに等しいし回答ない時もある。財・パブコメ回答では同協議会を通じ周知とある。意味ありますか？
・市民参加　憲法にも保障された制度と思う（地域自治記載）。憲法を暮の中に
・憲法に保障された三権分立保障と充実と同時に市は地方自治を充実させる意味・保障する意味市民生活充実する意味からも
・今年度の（実施の）パブコメ結果（回答）を読み、新型コロナ下での市民参加のあり方を考えてください

〇検証の実施方法に関する意見

・当意見募集そのものがアンケートだか意見募集と言いながらパブリックコメントでありませんとあり意味不明。
・アンケートでも一般的に意見記入欄有と思う。
・せめて、住所記入者には資料等の結果報告があったらと思う。
・形式的な意見集・アリバイ証明的な意見募集には意味がないと思う。
・今回の市民参加条例の検証に関する意見募集 PR（啓発不足）　応募者が少ないと思う。そのことからも意味がない。
・Ｒ２．５月～にも意見募集しこのＲ２．９月にも実施　資料異なる意見記入用紙も異なる。表紙（資料）は似てて多少異なる意見記入用紙も異なる。市民にとって分かりにくいのでは。先にも記したがともに意見不足　先回の結果はどうだったのか（５月）
・Ｈ３１年４月１０日「私の提案」・回答を含め本検証をしてください。

その他の事項に関するご意見

・北茅ヶ崎駅のバリアフリー化を含めた改修をお願いします。車椅子、ベビーカーで北茅ヶ崎駅から電車に乗れないのは不便すぎます。エレベーターは必要だと思います。それと、円蔵寺側からは踏切を渡らないと駅に入れないのも不便すぎます。
・国道 134 号柳島に建設の「道の駅」についてのお尋ねです。道の駅の周辺は産業道路、また鉄砲道も合流する交差点が隣接していることから普段でもこの周辺は混雑しています。そこに「道の駅」が出来るわけですが、出入りする車の交通方法（江の島方面からの入り、小田原方面の出）、そしてこの周辺の交通渋滞を心配しています。当然、この問題は関係機関を交え、最善の方法を検討されていることと思いますが、現道路（鉄砲道）に依存しない交通の流れ、道の駅で入りの交差点を工夫されることを期待します。いつもこの周辺を通るたび（鉄砲道を利用する者）心配しています。また順調に開業されることを期待しています。
・妊婦検診の助成額が低すぎる。増額してほしい。

（４）学識経験者の意見

検証資料とその後提出いただいた補足資料によると、市では第 16 条（市民参加）で規定する市民参加に公募市民が加わった審議会等での市民委員の発言は市民参加には該当しないと整理している。しかし、市の論拠である①審議会の設置目的、②委員の身分の整理との点はやや希薄であり、むしろ、担当課職員から聴き取った「審議会等を市民参加に位置付けることで他の委員との意見の取扱いの差が発生する恐れがある」との指摘が妥当と考える。他方で、この整理は、公募市民を登用することで市民参加を行っているとするアリバイ作りとして機能することも考えられる。市民公募委員が含まれる審議会等の運営には特段の留意をお願いしたい。

市政に関する情報を知る権利、市政への参加する権利（第５条）は、特定の世代・市民だけの参加であってはならないと思う。情報化社会の到来に伴い、多様な市民との情報共有、市民の参加を保障するためにも、SNS を使った情報発信・意見交換・Web 会議等の活用を積極的に検討されたい。また、議会においてもオンライン化を検討し、議会報告会・意見交換会もネットで積極的に行うべきである。さらに、あまり縁がないと思われてきた AI 化についても徐々に浸透してきている。情報保護・情報管理の視点からチェックを要するが、市民への情報提供の効率化が図られる点では、自治基本条例との関係では無視できないと思う。

（自治基本条例に対する総括意見から一部抜粋）

（５）職員アンケート（一部抜粋）

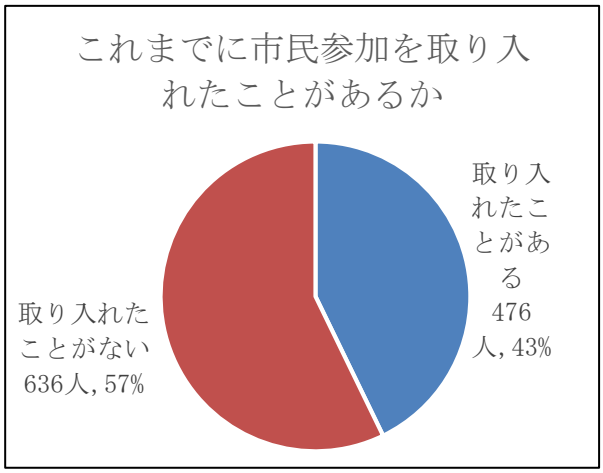

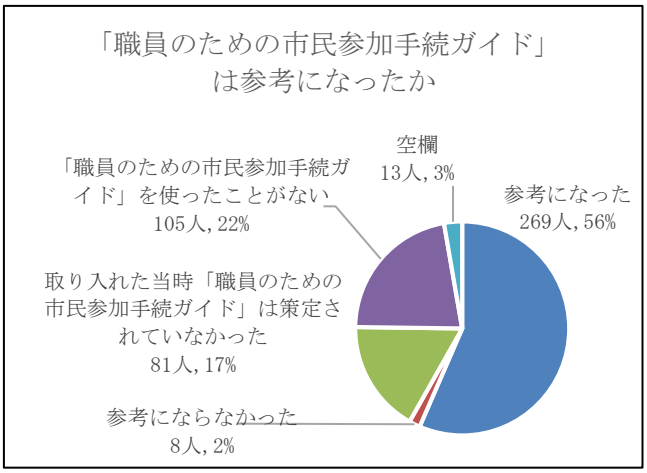

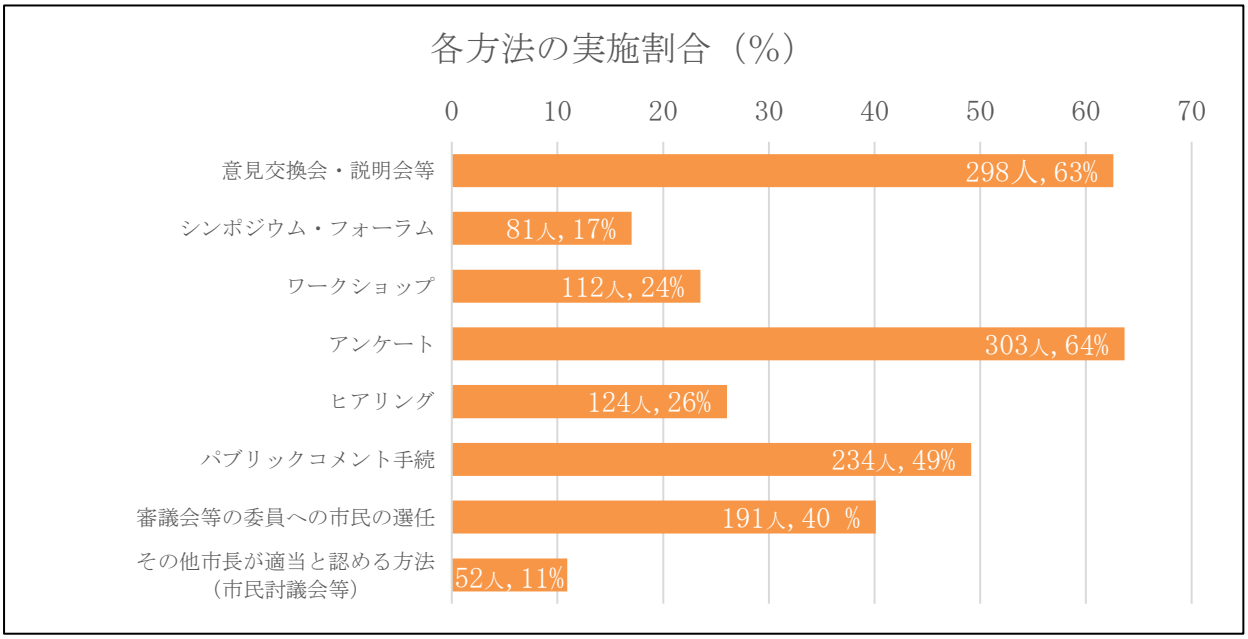

職員アンケートでは、１，１１２人の回答が得られ、これまでに市民参加の方法に取り組んだことがあると回答した職員は４７６人で、全体の４２．８％でした。

これまでに市民参加の方法に取り組んだことのあると回答した職員に、平成３０年に策定した「職員のための市民参加手続ガイド」が参考になったかを尋ねたところ、参考になったと回答した職員は２６９人で、全体の５８．１％でした。

また、これまでに取り入れたことのある市民参加の方法について尋ねたところ、アンケートが３０３人と最も多く、次いで、意見交換会・説明会等２９８人、パブリックコメント手続２３４人でした。

４　検証によって導き出された課題

これまで実施してきた条例の施行状況に関する検証作業の結果、大きく３つの課題に整理しました。

課題１　市民参加の機会の認知度

無作為抽出アンケートの結果、これまでに市民参加の方法に参加したことがあると回答した人は１８％（２０２人）であり、平成２８年度の検証と比較すると８％増加していますが、依然として低い状態が続いています。

また、参加したことがないと回答した人にその理由を尋ねたところ、「実施していることを知らなかった」と回答した人が４６％（４０１人）で最も多く、Ｗｅｂアンケートでも４２％（２５人）の人が回答しています。

平成２８年度の検証で位置付けた「市民参加条例の認知度」については、無作為抽出アンケートの結果、条例を「知っている」と回答した方は１０％（１０４人）であり、平成２８年度の検証と比較すると８％減少していますが、上記のとおり市民参加に方法に参加したことがある人は増加しています。無作為抽出アンケートでは「市民参加しやすくなるために、市がすべきことだと思うこと」に関する自由記述でも「難しい言葉を並べていると若い世代は面倒くさがるので、わかりやすくしてもらいたい。」との意見もいただいています。

このことから、参加のしかた・機会等の具体的な情報の発信がより求められています。

課題解決に向けた改善施策　→　改善施策１　市民参加の機会の情報発信

課題２　市民意見の取り扱い

無作為抽出アンケートの結果、市は市民意見を「尊重していると思う」と回答した人は４８％（５２９人）であり、平成２８年度の検証と比較すると４％増加しています。

また、「尊重していると思わない」と回答した人にその理由を尋ねたところ、「出した意見が市の取組に反映されたかわからない」と回答した人が４９％（２０４人）で最も多く、Ｗｅｂアンケートでも５６％（３４人）の人が回答しています。

無作為抽出アンケートでは「市民の皆さまが市を身近に感じ、様々な意見や提案を出しやすくするために必要だと思うこと」に関する自由記述でも「市民の意見にどの様に対応したのか、同様の意見がどのくらいあるのか等を見えるようにする。」との意見もいただいています。

このことから、市民が参加の成果を実感できるよう、いただいた市民意見の取り扱いに関する情報発信が求められています。

課題解決に向けた改善施策　→　改善施策２　市民意見の反映状況に関する情報発信

課題３　市民参加手続の運用

市では継続的に職員研修を行うとともに、「職員のための市民参加手続ガイド」を平成２９年３月に策定するなど、市民参加の方法の統一的な運用に取り組んできました。

しかしながら、職員アンケートの結果、これまでに市民参加を取り入れたことがないと回答した人が５７％（６３６人）であり、市民参加と関わりの薄い職員に対して、市民参加に関する手続等の周知啓発に取り組む必要があります。

このほか、上記の課題１，２を含め、市民参加の方法の運用方法等について多くのご意見をいただいています。

このことから、市民参加の方法の適正な運用に向けた取組を継続する必要があります。

課題解決に向けた改善施策　→　改善施策３　市民参加手続の適正な運用

第３章　課題解決に向けた改善施策
～市民参加の推進を目指して～

第３章では、検証を通して整理した３つの課題を解決するための改善施策を位置付けます。

「改善施策１　市民参加の機会の情報発信」では、市民参加の機会に関する情報の多様な媒体による周知啓発と、より市民参加をしやすい環境を整備するため、インターネット、ソーシャルメディアを用いた市民参加の機会の充実にも取り組みます。

「改善施策２　市民意見の反映状況に関する情報発信」では、市民の皆さまが参加の成果を実感でき、さらに参加したいという意識を持つことができるよう、改善施策１と併せて、情報の受け手に合わせた媒体による市民参加の結果の周知に取り組みます。

「改善施策３　市民参加手続の適正な運用」では、市民参加手続の統一的な運用に向けた取組を位置付けます。

課題解決に向けた改善施策の取組体系一覧

改善施策１ 市民参加の機会の情報発信	（１）市民参加の機会の情報発信
改善施策２ 市民意見の反映状況に関する情報発信	（１）市民意見の反映状況に関する情報発信
改善施策３ 市民参加手続の適正な運用	（１）職員のための市民参加手続ガイドの有効活用
	（２）市民との市民参加に関するルールの共有
	（３）職員研修の実施（継続）

改善施策１　市民参加の機会の情報発信

（１）市民参加の機会の情報発信

◇より多くの市民の皆さまが市民参加の機会に参加できるようにするため、地域の活動主体のみならず幅広い市民の皆さまに向けた情報発信・周知啓発に取り組みます。
◇インターネット、ソーシャルメディアを活用し、市民参加の機会の周知に取り組みます。
　また、インターネット、ソーシャルメディアを用いた市民参加の機会の充実に取り組みます。
◇引き続き、市民参加条例の周知啓発に取り組みます。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
幅広い市民に向けた情報発信	改善施策の実施			
インターネット等を活用した情報発信	改善施策の実施			
市民参加条例の周知啓発	改善施策の実施			

（平成２８年度の検証で位置付けた改善施策３（３）政策提案手続のＰＲについても継続して取り組みます）

改善施策２　市民意見の反映状況に関する情報発信

（１）市民意見の反映状況に関する情報発信

◇市民の皆さまが参加の成果を実感でき、さらに参加したいという意識を持つことができるよう、「改善施策１　（１）市民参加の機会の情報発信」と併せて市民参加の結果と反映状況の情報発信に取り組みます。
◇情報の発信にあたっては、受け手のニーズに合わせて多様な媒体を用いることを検討します。
◇無記名でのアンケート等では、回答者に結果を通知することが困難であることから、あらかじめ公開方法を明記するなど、統一的な運用を検討します。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
反映状況に関する情報発信	改善施策の実施			

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
情報発信に用いる多様な媒体の検討	検討	改善施策の実施		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
公開方法の統一的な運用	検討	改善施策の実施		

改善施策３　市民参加手続の適正な運用

（１）職員のための市民参加手続ガイドの有効活用

◇ガイドの周知を行うとともに、職員アンケート等でいただいた意見をもとにガイドを修正し、市民参加の方法の運用の充実に取り組みます。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
ガイドの周知 啓発・修正	改善施策の実施			

（２）市民の皆さまとの市民参加に関するルールの共有

◇市民参加の方法の運用方法について市民の皆さまと共有するため、ルールの見える化に取り組みます。

◇多様な意見を市政に反映するため、審議会等（附属機関）の委員への市民の選任状況を継続して調査するとともに、市民の選任を推進します。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
ルールの共有	作成	共有		
委員の選任の 調査・推進	改善施策の実施			

（３）職員研修の実施（継続）

◇市民参加の方法を適正に運用するためには、職員一人一人の意識向上が必要であることから、市民参加に関する各種研修を継続して実施することとし、研修の内容については本検証の結果を反映するなど随時見直しに取り組みます。また、庁内外の事例、ノウハウの共有に向けた検討を行います。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
研修の実施	改善施策の実施			

このほか、本検証でいただいた市民参加や条例全般に係る様々なご意見についても、改善施策に取り組む中で、併せて検討していきます。

参考資料

○茅ヶ崎市市民参加条例

平成２５年９月３０日

条例第３４号

（目的）

第１条　この条例は、茅ヶ崎市自治基本条例（平成２１年茅ヶ崎市条例第３５号）の目的及び自治の基本理念にのっとり、同条例第１６条第５項の規定により市民参加に関し必要な事項を定めることにより、市政への市民の意見の反映を推進し、もって市民による自治の確立を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は、茅ヶ崎市自治基本条例において使用する用語の例による。

（基本原則）

第３条　市民参加は、市民の意見が市政に反映されることを基本として行われるものとする。

２　市民参加は、市民と市の信頼関係に基づいて行われるものとする。

３　市民参加は、市民と市が市政に関する情報を相互に共有することにより行われるものとする。

（市の責務）

第４条　市は、市民参加をしやすい環境の整備に努めるとともに、市政に関する情報を積極的に市民に提供し、主体的な市民参加を促進するものとする。

２　市は、市民参加の促進に関し必要な調査研究に努めるものとする。

（市民の権利）

第５条　市民は、市に対し、市民参加の機会の提供を求めることができる。

（市民参加の対象）

第６条　市民参加の対象は、市政全般とする。

（市民参加の推進の時期）

第７条　市は、条例の制定、改廃、運用若しくは評価又は政策の策定、改廃、実施若しくは評価のいずれの過程においても、市民参加を推進するものとする。

（市民参加の方法）

第８条　市長等が実施する市民参加の方法は、次のとおりとする。

(1)　意見交換会、公開討論会、シンポジウム、説明会その他特定の問題に関し成果を得ることを目的として行う集会

(2)　アンケート

(3)　ヒアリング（特定の問題に関する市民の意見、意向等を直接聴き取り、調査することをいう。）

(4)　パブリックコメント手続（市長等が条例又は政策の案を公表して広く市民に意見を求め、提出された意見の概要及びこれに対する市長等の考え方を公表する一連の手続をいう。以下同じ。）

(5)　政策提案手続（第１１条に定めるところにより提出された政策の案の概要及びこれに対する市長等の考え方を公表する手続をいう。）

(6)　審議会等（審議会その他の附属機関又はこれに類するものをいう。以下同じ。）の委員への市民の選任

(7)　その他市長等が適当と認める方法

（意見交換会等、アンケート、ヒアリング等）

第９条　市長等は、条例の制定、改廃、運用若しくは評価又は政策の策定、改廃、実施若しくは評価の過程において、前条第１号から第３号まで又は第７号に掲げる市民参加の方法のうち、適切かつ効果的であると認められるものを実施するよう努めなければならない。

２　前項の場合においては、市長等は、必要に応じて複数の方法を実施するよう努めるものとする。

３　市民は、特定の問題に関し、市長等に対して第１項に規定する市民参加の方法の実施を求めることができる。

（パブリックコメント手続）

第１０条　市長等は、次に掲げる行為をしようとするときは、パブリックコメント手続を実施しなければならない。

(1)　基本的な政策を定める計画、行政の各分野における政策の基本的な事項に関する計画又は行政の各分野における政策の基本的な方針の策定又は改廃（以下「策定等」という。）

(2)　基本的な制度を定める条例、義務を課し又は権利を制限する条例その他市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃（以下「制定等」という。）

(3)　市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える規則（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第２項に規定する規程を含む。以下同じ。）の制定等

(4)　審査基準（行政手続法（平成５年法律第８８号）第２条第８号ロに規定する審査基準をいう。）、処分基準（同号ハに規定する処分基準をいう。）又は行政指導指針（同号ニに規定する行政指導指針をいう。）（以下「審査基準等」という。）の策定等

２　前項に規定するもののほか、市長等は、必要があると認めたときは、パブリックコメント手続を実施することができる。

３　次の各号のいずれかに該当するときは、第１項の規定は、適用しない。

(1)　緊急を要するためパブリックコメント手続を実施することが困難であるとき。

(2)　市税若しくは保険料の賦課徴収又は分担金、使用料、手数料その他の金銭の徴収に関する条例又は規則（新たに市税の税目を起こす場合に係るものを除く。）の制定等をしようとするとき。

(3)　条例又は規則の改正をしようとする場合で、その内容が当該条例又は規則で定めている基本的な制度、義務を課し又は権利を制限する事項その他市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える事項の内容を変更するものでないとき。

(4)　審査基準等であって、法令若しくは条例の規定により若しくは慣行として、又は市長等の判断により公にされるもの以外のものの策定等をしようとするとき。

(5)　意見聴取の手続が法令又は条例により定められているとき。

(6)　審議会等においてパブリックコメント手続に準ずる手続を実施して策定した報告等に基づいて策定等又は制定等をしようとするとき。

(7)　市長等の裁量の余地がないと認められるとき。

(8)　他の執行機関が既に策定等又は制定等をしている計画、方針、条例、規則又は審査基準等（以下「計画、条例等」という。）と実質的に同じ内容のものの策定等又は制定等をしようとするとき。

(9)　軽微な改定又は改正に係るものであるとき。

(10)　その他市長等が規則で定めるとき。

４　市長等は、前項各号のいずれかに該当することによりパブリックコメント手続を実施しないで計画、条例等の策定等又は制定等をしたときは、その理由を公表するよう努めなければならない。

（政策提案）

第１１条　市民は、その５人以上の連署をもって、規則で定めるところにより、市長等に対して政策の案を提出することができる。

（意見等の取扱い）

第１２条　市長等は、第８条各号（第５号及び第６号を除く。次項において同じ。）に掲げる方法を実施したときに述べられ、若しくは提出された市民の意見、提案等又は前条の規定により提出された政策の案を尊重しなければな

らない。

２　市長等は、第８条各号に掲げる方法を実施したときはその旨並びに当該実施した方法により述べられ、又は提出された意見、提案等の概要及びこれに対する市長等の考え方を、前条の規定により政策の案が提出されたときは当該提出された政策の案の概要及びこれに対する市長等の考え方を公表しなければならない。

（審議会等）

第１３条　市長等は、審議会等を設置しようとするときは、市民参加の趣旨を踏まえ、市民の多様な意見が反映されるよう努めなければならない。

２　市長等は、審議会等の委員を選任しようとするときは、公募による委員の比率、委員の男女の比率その他の状況を勘案し、市民の多様な意見が反映されるよう努めなければならない。

（条例の検証）

第１４条　市長等は、４年を超えない期間ごとに、この条例の施行状況を検証し、その結果に基づき、必要な措置を講じなければならない。

２　市長等は、前項の規定により検証をするときは、第８条各号（第５号及び第６号を除く。）に掲げる方法のうち、最も適切なものにより市民の意見を聴かなければならない。

３　第１項の場合において、市長等は、必要があると認めるときは、学識経験者の意見を聴くものとする。

４　市長等は、第１項の規定により検証を行ったときは、検証の内容及び当該検証の内容に基づき講じようとする措置を公表しなければならない。

（委任）

第１５条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が規則で定める。

附　則

１　この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

２　この条例の施行後第１４条第１項の規定により最初に行う検証についての同項の規定の適用については、同項中「４年を超えない期間ごと」とあるのは、「この条例の施行の日から３年以内」とする。

○茅ヶ崎市市民参加条例施行規則

平成２６年２月１３日

規則第１号

（趣旨）

第１条　この規則は、茅ヶ崎市市民参加条例（平成２５年茅ヶ崎市条例第３４号。以下「市民参加条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（意見交換会等の実施請求）

第２条　市民参加条例第９条第３項の規定による市民参加の方法の実施の請求は、市民参加の方法実施請求書（第１号様式）により行わなければならない。

２　市長は、前項の規定により市民参加の方法実施請求書の提出があった場合において、市民参加条例第９条第１項に規定する市民参加の方法を実施するときはその旨を、実施しないときはその旨及びその理由を、市民参加の方法実施決定書により提出者に通知するとともに、公表するものとする。

（計画、条例等の案等）

第３条　パブリックコメント手続により公表する計画、条例等（市民参加条例第１０条第３項第８号に規定する計画、条例等をいう。以下同じ。）の案は、具体的かつ明確な内容のものであって、かつ、当該計画、条例等の名称及び根拠となる法令又は条例の条項（法令又は条例に根拠を有するものに限る。）が明示されたものとする。

２　市長は、パブリックコメント手続により計画、条例等の案について意見を求めようとする場合において、必要があると認めるときは、当該計画、条例等の案のほか、これに関連する資料を公表するものとする。

３　パブリックコメント手続により意見を求める期間（以下「意見募集期間」という。）は、当該計画、条例等の案の公表の日から起算して３０日以上とする。

４　前項の規定にかかわらず、意見募集期間を３０日以上とすることができないときは、３０日を下回る期間とすることができる。この場合においては、当該計画、条例等の案の公表の際その理由を明らかにするものとする。

（提出意見の受付方法）

第４条　パブリックコメント手続により求める計画、条例等の案についての意見は、次に掲げる方法により受け付けるものとする。

(1)　市長が別に定める場所への書面の持参

(2)　郵便又は信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者又は同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便をいう。以下同じ。）

(3)　電子メール

(4)　ファクシミリ

(5)　その他市長が適当と認める方法

（パブリックコメント手続の結果の公表）

第５条　市長は、パブリックコメント手続を実施したときは、当該計画、条例等を公表し、又は公布する日までに、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1)　計画、条例等の名称

(2)　提出された当該計画、条例等の案についての意見（以下「提出意見」という。）

(3)　提出意見に対する市長の考え方

(4)　提出意見を考慮して修正した内容

(5)　当該計画、条例等の公表若しくは公布の予定の日又は公表若しくは公布の日

２　市長は、パブリックコメント手続を実施したにもかかわらず、計画、条例等の策定若しくは制定又は改廃をしないこととした場合には、その旨及び前項第１号に掲げる事項を公表するものとする。

３　市長は、第１項第２号の規定により提出意見を公表しようとする場合において、必要があると認めるときは、提出意見に代えて、当該提出意見を整理し、又は要約したものを公表することができる。

４　市長は、第１項の規定にかかわらず、提出意見を公表することにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、提出意見が計画、条例等の案に直接的に関係のないものであると認められるときその他正当な理由があると認めるときは、当該提出意見の全部又は一部を公表しないことができる。

（政策提案）

第６条　市民参加条例第１１条の規定による政策の案の提出は、政策提案書（第２号様式）に政策提案者署名簿（第３号様式）を添えて行わなければならない。

２　市長は、前項の規定により政策提案書の提出があった場合において、政策の案の取扱いについて決定したときは、速やかにその内容及びその理由を、提出者に通知するとともに、公表するものとする。

（委員の公募）

第７条　市長は、審議会等の設置目的を勘案した上で、審議会等（審議会その他の附属機関又はこれに類するものをいう。以下同じ。）の委員のうち、その一部については、市民から公募するよう努めるものとする。

２　市長は、審議会等の委員を市民から公募しようとするときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1)　審議会等の名称及び所掌事項

(2)　委員の任期

(3)　報酬の額

(4)　会議の開催の予定

(5)　募集人数

(6)　応募資格

(7)　応募の受付期間

(8)　応募方法

(9)　その他市長が必要と認める事項

３　市長は、審議会等の委員を市民から公募しようとするときは、応募の受付期間を１４日以上としなければならない。

４　前項の規定にかかわらず、市長は、応募の受付期間を１４日以上とすることができないときは、１４日を下回る期間とすることができる。この場合においては、その理由を公表するものとする。

（市民委員の選任要件）

第８条　市長は、審議会等の委員を市民からの公募により選任するときは、当該審議会等の委員の任期の初日において、次のいずれかに該当する者は、当該公募により選任する委員（以下「市民委員」という。）として選任しないものとする。

(1)　茅ヶ崎市議会の議員

(2)　茅ヶ崎市の職員（特別職の職員であって非常勤のものを除く。）

(3)　茅ヶ崎市の他の審議会等の委員（市民委員に限る。）

（市民委員への応募方法）

第９条　市民委員への応募は、次に掲げる方法により受け付けるものとする。

(1)　市長が別に定める場所への書面の持参

(2)　郵便又は信書便

(3)　電子メール

(4)　ファクシミリ

(5)　その他市長が適当と認める方法

２　市長は、市民委員を公募したときは、その選考の結果を書面により応募した者に通知するものとする。

（公表方法）

第１０条　市民参加条例及びこの規則の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1)　茅ヶ崎市公式ホームページへの掲載

(2)　市長が別に定める場所において閲覧に供する方法

(3)　その他市長が別に定める方法

（補則）

第１１条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行

茅ヶ崎市市民参加条例に関する
無作為抽出アンケート　調査結果

令和２年６月

茅ヶ崎市

総務部市民自治推進課

ア　ン　ケ　ー　ト　の　概　要

●目的

平成２６年に施行した茅ヶ崎市市民参加条例（以下条例という。）では、市は４年を超えない期間ごとに条例の施行状況の検証を行うことを定めています。

平成２８年度に行った「茅ヶ崎市市民参加条例の施行状況の検証」では、大きく「市民参加条例の認知度」「市民意見の尊重」「市民参加方法の適正な運用」の３つの課題が導き出されました。

市では、これらの課題に対する改善施策を位置付け、条例の周知啓発、「職員のための市民参加手続ガイド」の策定による市民参加の方法の統一的な実施等に取り組んできました。

今回、令和２年度の条例の検証にあたって、市民の皆さまから広くご意見を伺うとともに、平成２９年度からの取り組みの効果を検証することを目的としてアンケートを実施しました。

●対象

次の条件で無作為抽出した市民３，０００人

（１）抽出基準日：令和２年３月２日

（２）年齢：基準日時点で満１８歳以上

（３）在住期間：基準日時点で３か月以上（令和元年１２月２日以前より在住）

回答者数：１，０９３人（内 Web 回答者数：１６６人）

●期間

令和２年４月６日（月）～３０日（木）

●方法

郵送による配布及び回答を基本とし、Web 上での回答も可能としました。

●調査結果の表示方法など

回答割合は、すべては百分率で表し、小数点以下第１位を四捨五入しています。このため、百分率の合計が１００％にならないことがあります。

１つの質問に２つ以上回答できる「複数回答」の場合には、回答割合の合計は１００％を超えることがあります。

●平成２８年度のアンケートとの比較について

平成２８年度のアンケートと同一の設問についてのみ、平成２８年度の比較を記載

しています。

●いただいた意見の取り扱いについて

今回いただきました意見は、他の市民参加の方法の結果と合わせ、市民参加に関する現状の課題把握と改善施策の策定のための資料として活用します。

今後、課題と改善施策（案）を取りまとめましたら、パブリックコメント手続等により、再度皆さまの意見をいただくことを予定しています。

【自治基本条例の検証に係る設問の取り扱いについて】
本アンケートは同時期の検証を行う自治基本条例に関するアンケートの設問を含め、一つのアンケートとして実施しました。自治基本条例に関する部分の調査結果については「茅ヶ崎市自治基本条例無作為抽出アンケート調査結果 令和２年度実施」をご覧ください。

ア　ン　ケ　ー　ト　結　果（ｎ＝１，０９３）

●設問１　あなたの年齢をお答えください。【１つだけ〇】

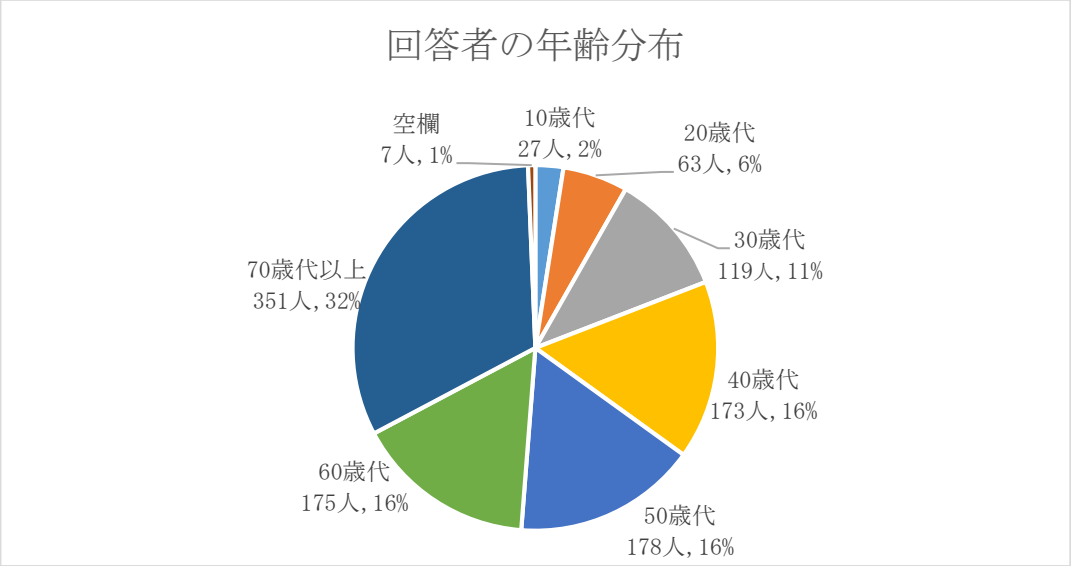

《平成２８年度のアンケート結果との比較》

選択肢	平成２８年度(n=790)	令和２年度(n=1, 093)	増減
10 歳代	9 人(1%)	27 人(2%)	+1%
20 歳代	53 人(7%)	63 人(6%)	−1%
30 歳代	97 人(12%)	119 人(11%)	−1%
40 歳代	119 人(15%)	173 人(16%)	+1%
50 歳代	96 人(12%)	178 人(16%)	+4%
60 歳代	188 人(24%)	175 人(16%)	−8%
70 歳代以上	224 人(28%)	351 人(32%)	+4%
空欄	4 人(1%)	7 人(1%)	±0%

平成２８年度の結果と比較して、「５０代」と「７０代以上」で回答者の割合がそれぞれ４％増加し、「６０歳代」で８％減少しました。その他の年齢層では回答割合に大きな変化はありませんでした。

●設問２　あなたは日頃、どのような媒体から市政に関する情報を得ていますか。【いくつでも〇】

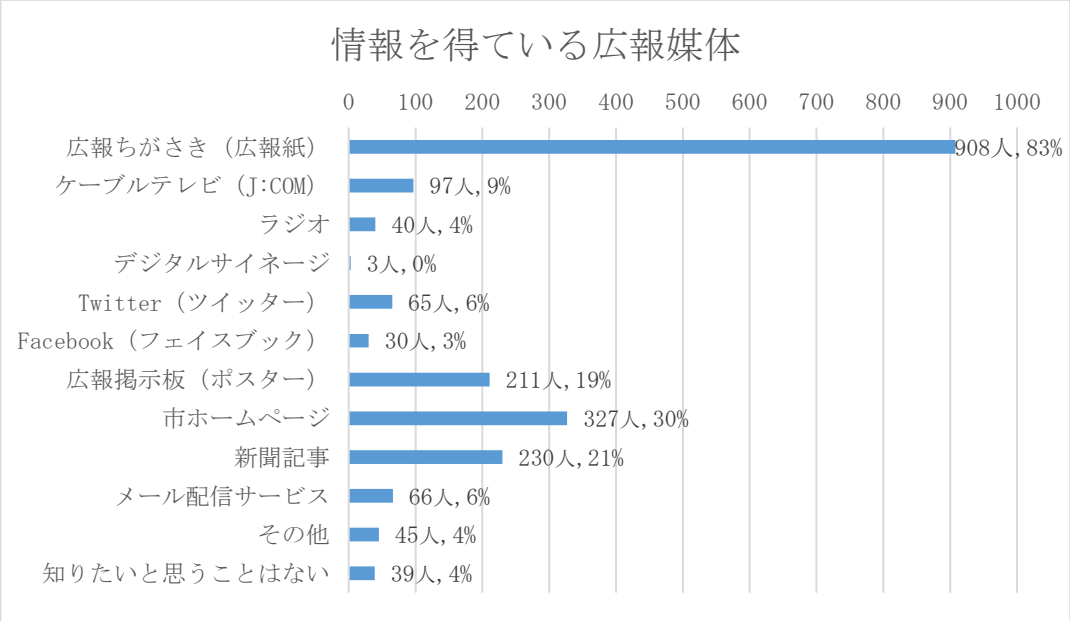

<u>その他意見は「別表Ａ」をご覧ください。</u>

設問３、４は自治基本条例の検証に係る設問であるため省略します。
結果は「茅ヶ崎市自治基本条例無作為抽出アンケート調査結果　令和２年度実施」をご覧ください。

●設問５　市では、市民の皆さまのご意見を取り入れるため、次のような市民参加の方法を実施しています。これらに参加したことがありますか。【いくつでも〇】

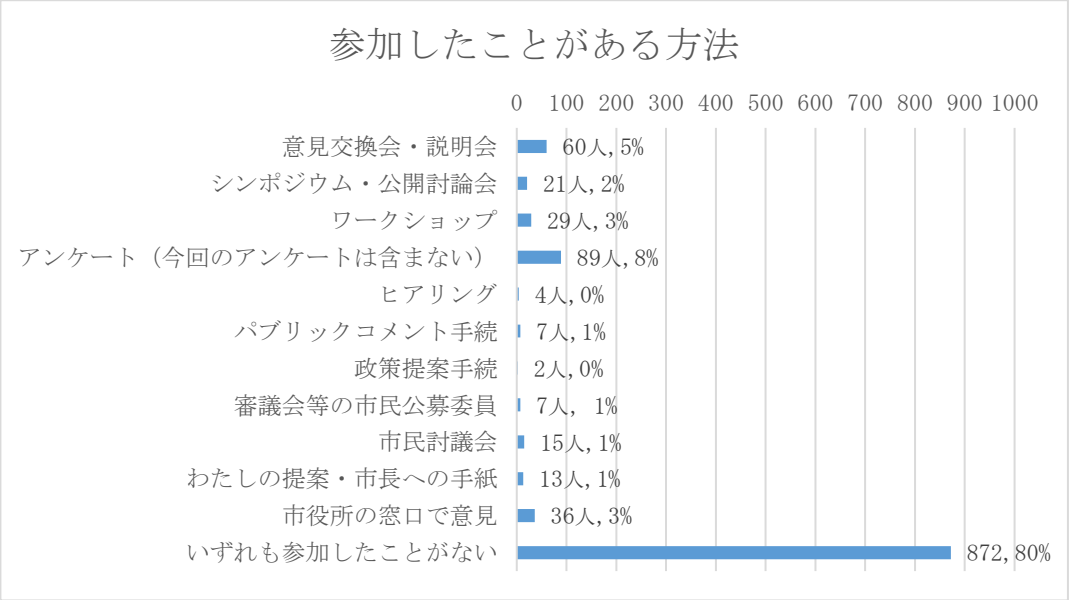

《平成２８年度のアンケート結果との比較》

選択肢	平成２８年度(n=790)	令和２年度(n=1,093)	増減
参加したことがある	81 人(10%)	202 人(18%)	+8%
参加したことがない	693 人(88%)	872 人(80%)	−8%
空欄	16 人(2%)	19 人(2%)	±0%

平成２８年度の結果については、比較ができるよう一部再計算をして表示しています。

令和２年度の結果は、設問５でいずれかの市民参加の方法に参加したことがあると回答した方を「参加したことがある」として集計を行いました。なお、１９人（２％）が空欄で回答しています。

平成２８年度の結果と比較して、「参加したことがある」と回答した割合は８％増加し、「参加したことがない」と回答した割合は８％減少しました。

●設問５－１　設問５でいずれかの方法に参加したことがあると回答した方にお尋ねします。参加した主な理由は、どのようなものですか。【いくつでも○】

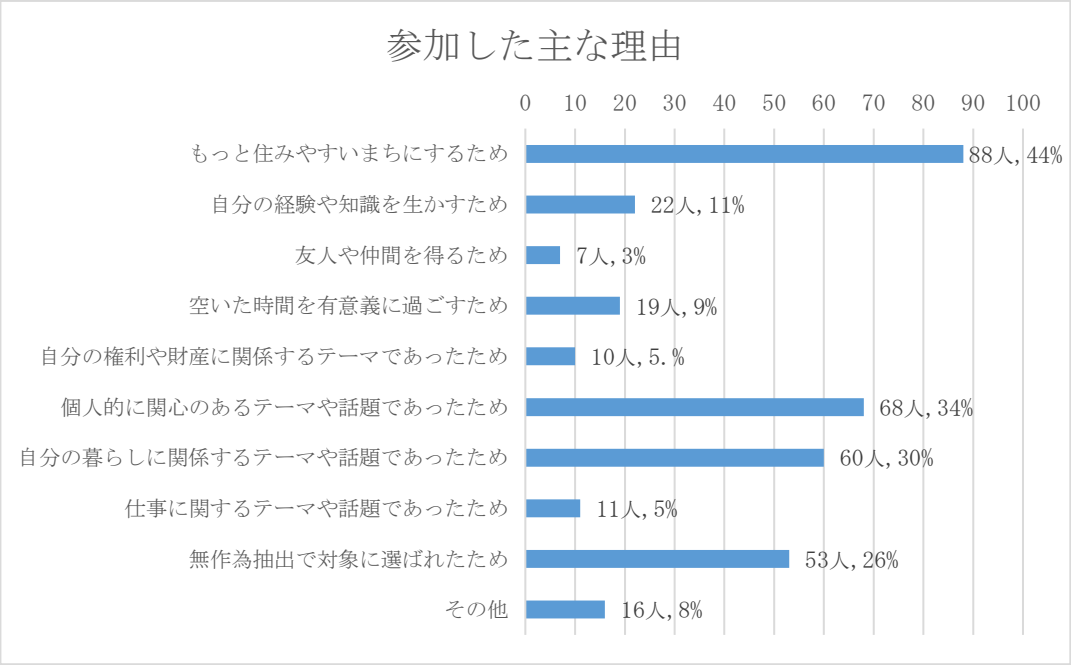

<u>その他意見は「別表Ｂ」をご覧ください。</u>

●設問５－２　設問５でいずれかの方法に参加したことがあると回答した方にお尋ねします。参加したことで感じた、市民参加の良い点（メリット）・悪い点（デメリット）は、どのようなものですか。【いくつでも〇】

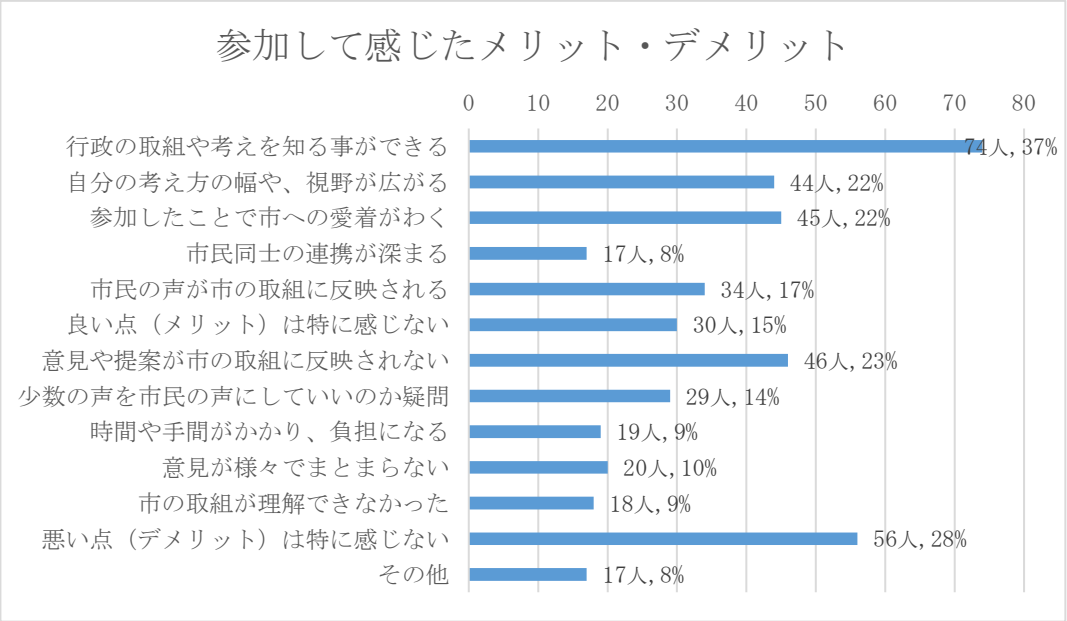

その他意見は「別表Ｃ」をご覧ください。

●設問５－３　設問５で、「いずれも参加したことがない」と回答した方にお尋ねします。その理由を教えてください。【いくつでも〇】

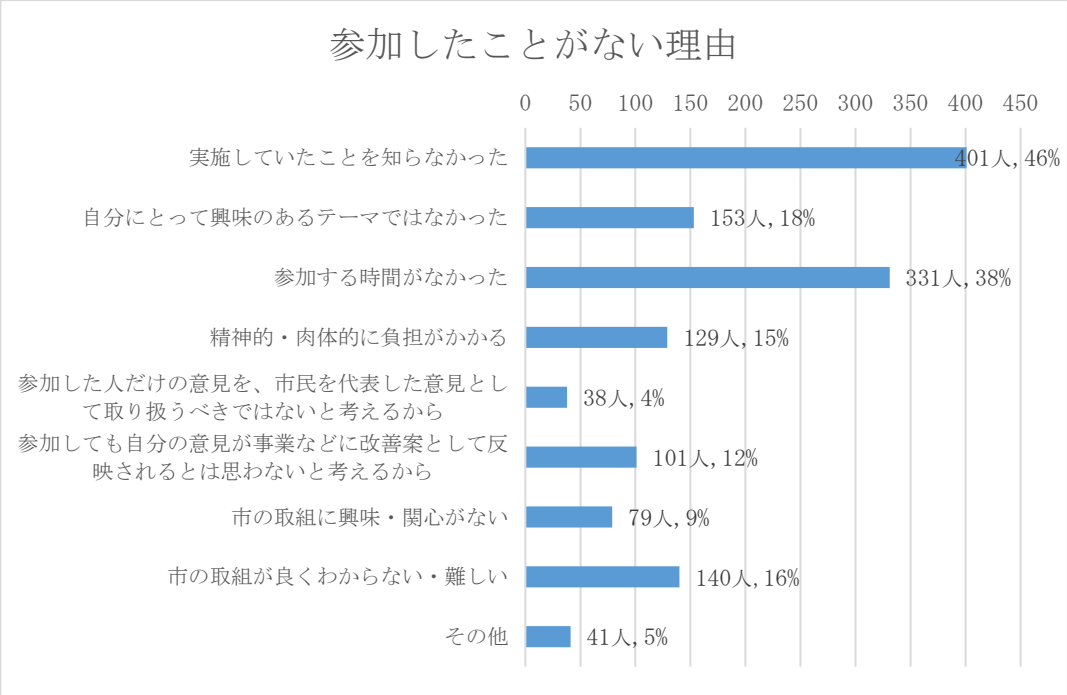

その他意見は「別表Ｄ」をご覧ください。

《平成２８年度のアンケート結果との比較》

選択肢	平成２８年度 (n=693)	令和２年度 (n=872)	増減
実施していたことを知らなかった	455 人(66%)	401 人(46%)	−20%
自分にとって興味のあるテーマではなかった	93 人(13%)	153 人(18%)	+5%
参加する時間がなかった	204 人(29%)	331 人(38%)	+9%
精神的・肉体的に負担がかかる	77 人(11%)	129 人(15%)	+4%
参加した人だけの意見を、市民を代表した意見として取り扱うべきではないと考えるから	35 人(5%)	38 人(4%)	−1%
参加しても自分の意見が事業などに改善案として反映されるとは思わないと考えるから	54 人(8%)	101 人(12%)	+4%
市の取組に興味・関心がない	48 人(7%)	79 人(9%)	+2%
市の取組が良くわからない・難しい	103 人(15%)	140 人(16%)	+1%
その他	32 人(5%)	41 人(5%)	±0%

市民参加の方法に参加しなかった理由の回答割合については、設問５で「参加したことがない」と回答した方を母数として求めました。

平成２８年度の結果と比較して、「実施していたことを知らなかった」と回答した割合は２０％減少しました。一方、「参加する時間がなかった」と回答した割合は９％、「自分にとって興味のあるテーマではなかった」は５％、「精神的・肉体的に負担がかかる」と「参加しても自分の意見が事業などに改善案として反映されるとは思わないと考えるから」は４％増加しました。

●設問６　今後、設問５のような市民参加の機会があれば、参加したいと思いますか。【１つだけ○】

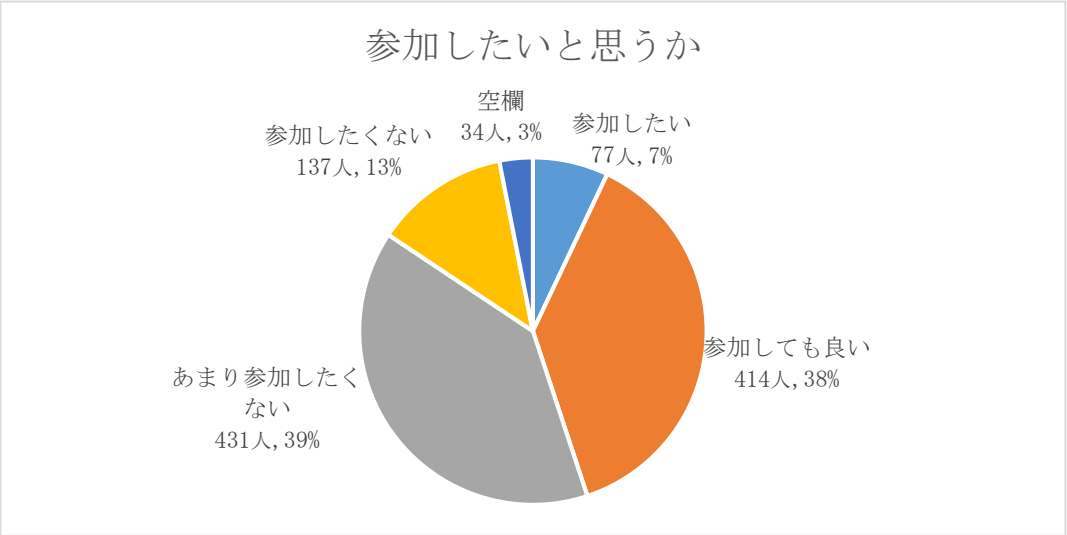

●設問６－１　設問６で「参加したい」「参加しても良い」と回答した方にお尋ねします。市民参加では、どのようなテーマに参加したいと思いますか。【いくつでも○】

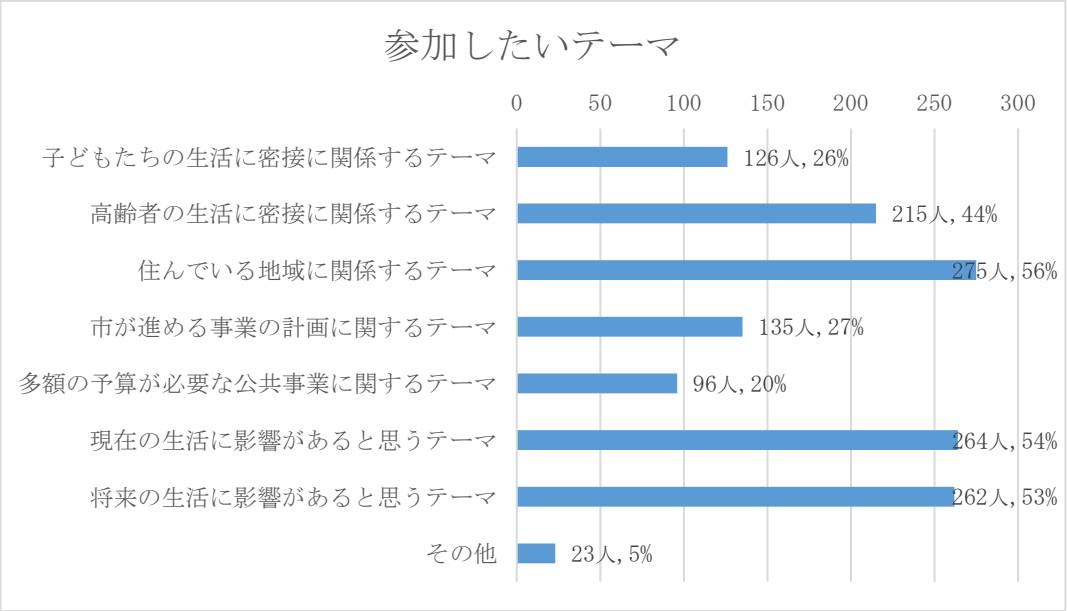

<u>その他意見は「別表Ｅ」をご覧ください。</u>

●設問７　茅ヶ崎市では、市民の皆さまからいただいた意見を尊重していると思いますか。【１つだけ○】

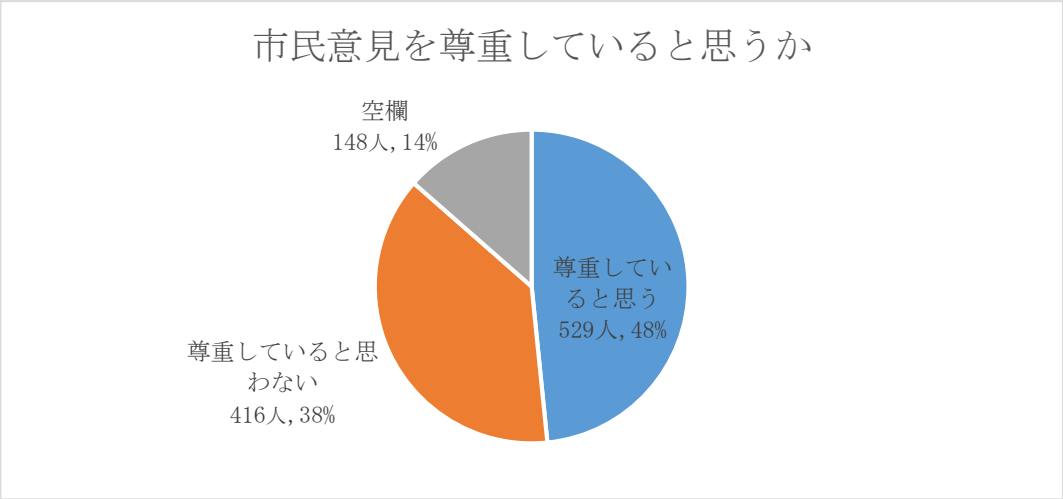

《平成２８年度のアンケート結果との比較》

選択肢	平成２８年度(n=790)	令和２年度(n=1, 093)	増減
尊重していると思う	348 人(44%)	529 人(48%)	+4%
尊重していると思わない	328 人(42%)	416 人(38%)	−4%
わからない	34 人(4%)	−	−
空欄	80 人(10%)	148 人(14%)	+4%

平成２８年度の結果については、比較ができるよう一部再計算をして表示しています。

令和２年度のアンケートでは、「わからない」の選択肢は設けませんでした。なお、「空欄」での回答者数は１４８人（１４％）でした。

平成２８年度の結果と比較して、「尊重していると思う」と回答した割合は４％増加し、「尊重していると思わない」と回答した割合は４％減少しました。

●設問７－１　設問７で「尊重していると思わない」と回答した方にお尋ねします。尊重していると思わない理由はどのようなものですか。【１つだけ〇】

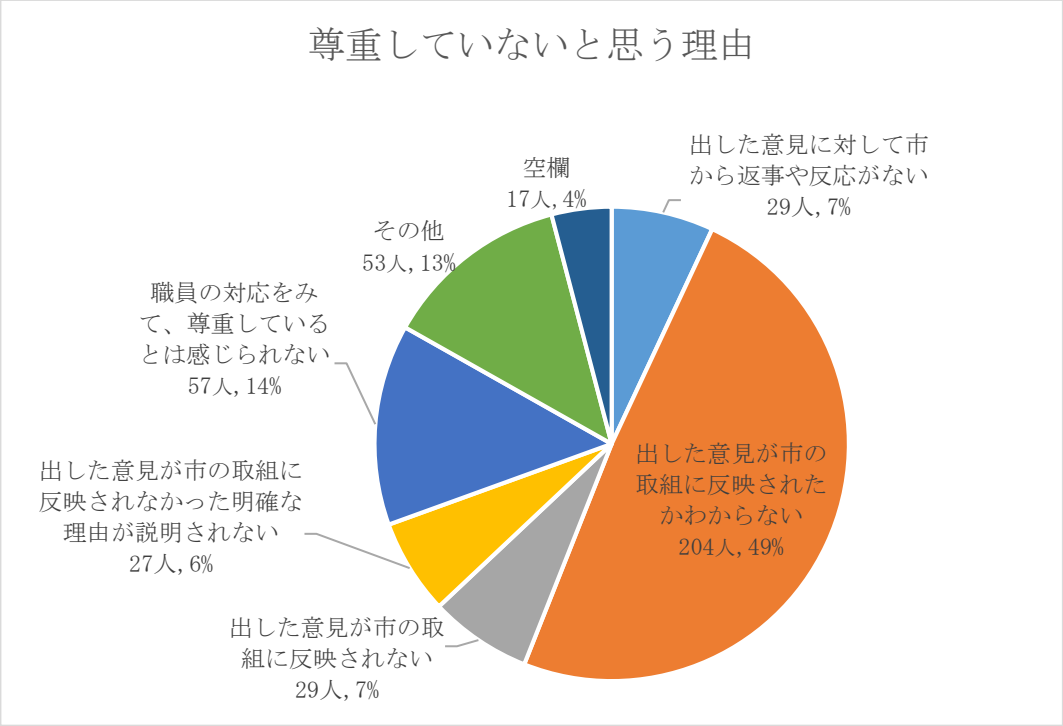

その他意見は「別表Ｆ」をご覧ください。

●設問８　市民の皆さまが、市に対してもっと意見を述べ、設問５のような機会に参加しやすくなるために、市がすべきことはどのようなことだと思いますか。【いくつでも○】

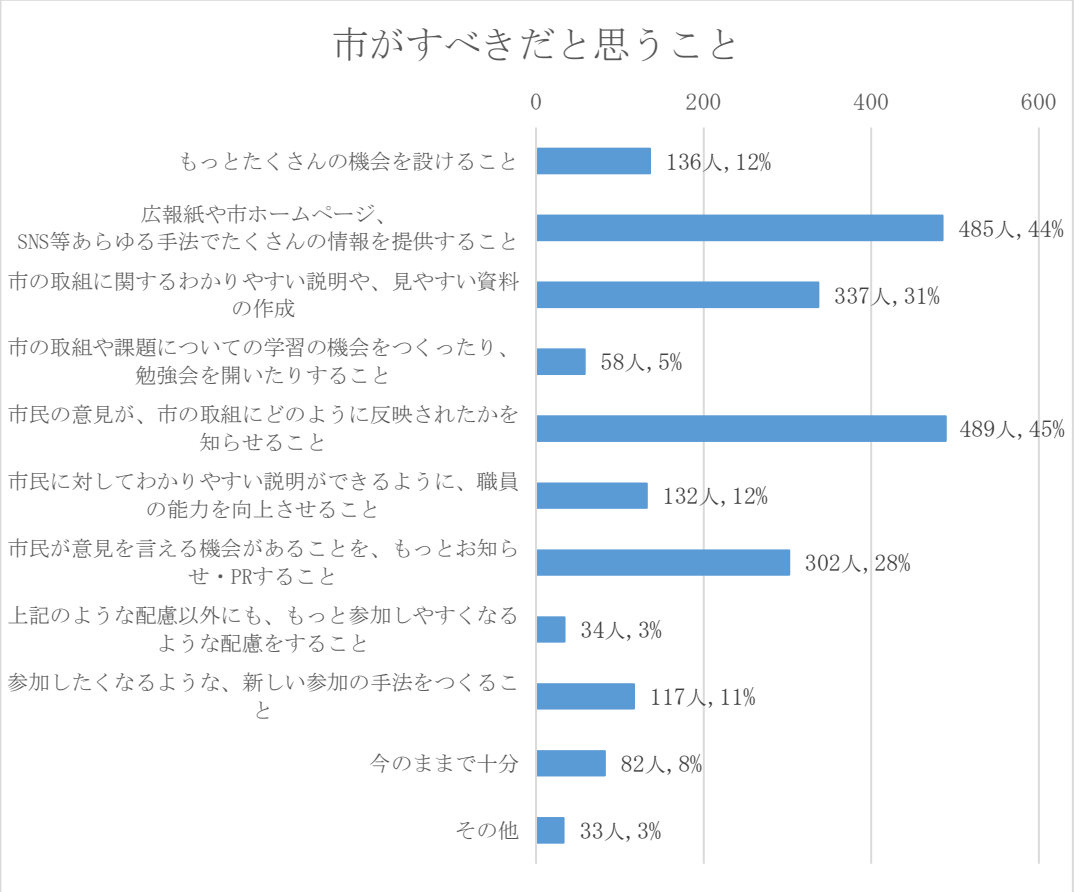

「上記のような配慮以外にも、もっと参加しやすくなるような配慮をすること」の具体例は「別表Ｇ」をご覧ください。
「参加したくなるような、新しい参加の手法をつくること」の具体例は「別表Ｈ」をご覧ください。
その他意見は「別表Ｉ」をご覧ください。

●設問９　このほかに、市民の皆さまが市を身近に感じ、様々な意見や提案を出しやすくするために必要だと思うことがありましたら、自由にご記入ください。

設問９の回答は「別表Ｊ」をご覧ください。

設問１０～１３は自治基本条例の検証に係る設問であるため省略します。
結果は「茅ヶ崎市自治基本条例無作為抽出アンケート調査結果　令和２年度実施」をご覧ください。

●設問１４　平成２６年度４月１日に施行された「茅ヶ崎市市民参加条例」（以下、「市民参加条例」）を知っていますか。【１つだけ○】

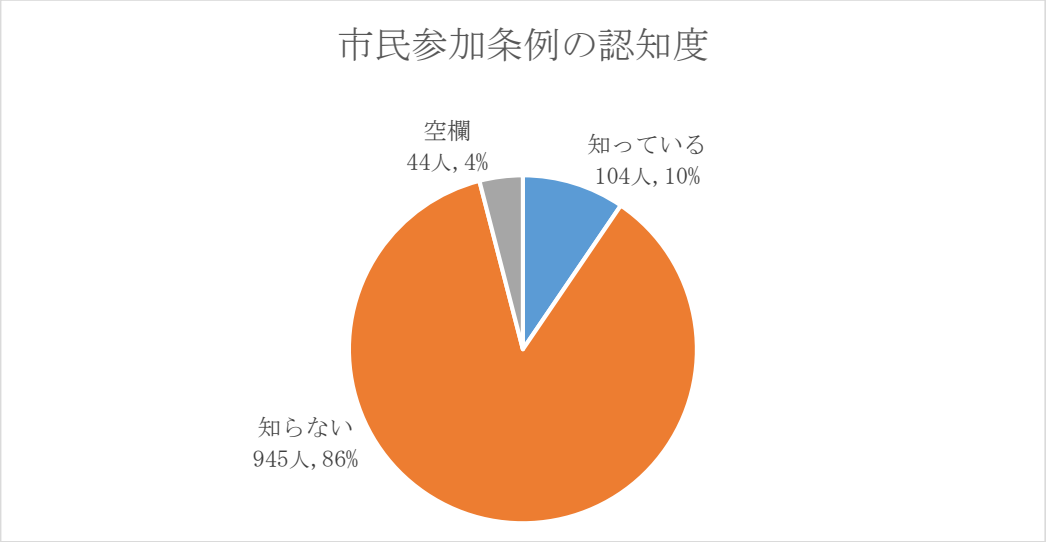

《平成２８年度のアンケート結果との比較》

選択肢	平成２８年度(n=790)	令和２年度(n=1, 093)	増減
知っている	142 人(18%)	104 人(10%)	−8%
知らない	608 人(77%)	945 人(86%)	+9%
空欄	40 人(5%)	44 人(4%)	−1%

平成２８年度の結果については、比較ができるよう一部再計算をして表示しています。

平成２８年度の結果と比較して、「知っている」と回答した割合は８％減少し、「知らない」と回答した割合は９％増加しました。

●設問１４－１　設問 14 で「１．知っている」と回答した方にお尋ねします。「市民参加条例」をどの程度知っていますか。【１つだけ○】

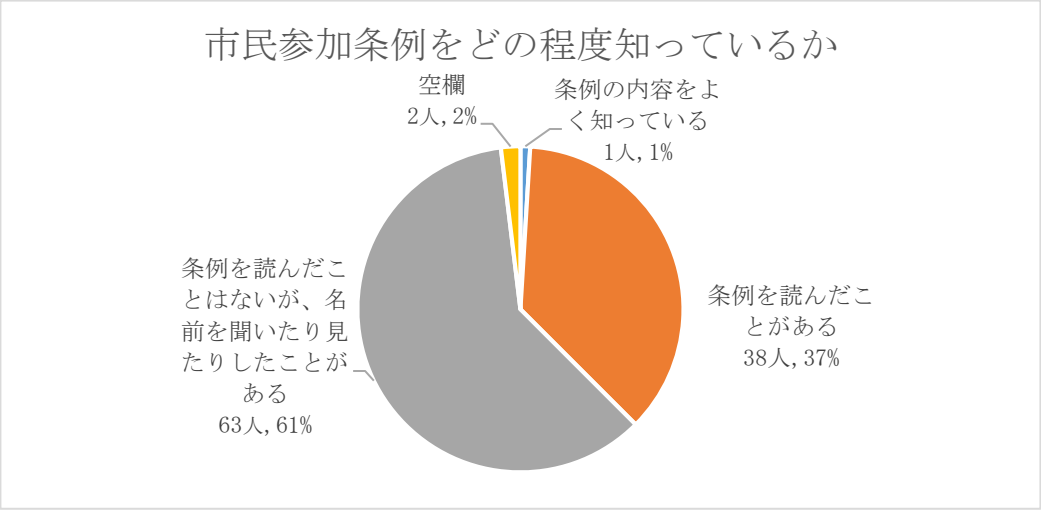

別表　自由記述回答の一覧

自由記述の内容は、基本的に原文のまま記載していますが、一部の意見については、文意に留意しながら簡略化や文末形式の統一をするとともに、複数の同様意見については集約しています。なお、市民参加条例と関連のない事項については掲載を省略しています。

別表Ａ

設問２　あなたは日頃、どのような媒体から市政に関する情報を得ていますか。

のその他意見

友人、知人（３件）
自治会（３件）
回覧板（３件）
タウンニュース（２件）
口伝
松浪地区まちぢから協議会
議事録
インターネット
Chigasaki　Wave
いま、必要であるべき事を、インターネットで検索して調べている。
神奈川のネットニュース〔Yahoo 等〕
NHK、民放
タウンページ
新聞折込情報誌
ブロッシャー
たん紙
趣味のサークルの中で
ママ友の情報（フェイスブック、セミナー、説明会、ツイッターなど直接市と関わっている人）
関係団体より
役場に勤める知り合いの投稿 facebook
市に直接行って聞く
市議の通信（ポスティングされる）ハチドリのひとしずく通信等
市議員が配布してるチラシ

市議会だより
どこに情報があるのか分からなかった
多忙を理由に関心を持って来ていない
どの媒体からの情報も自分で確認していなかったので、情報を得ていませんでした。
特に得ていない

別表Ｂ

設問５－１　設問５でいずれかの市民参加の方法に参加したことがあると回答した方にお尋ねします。参加した主な理由は、どのようなものですか。

のその他意見

自治会役員として
自治会参加
地域の問題を聞いた
自治会に関係する情報を得るため。特に災害関係。
市や県の対応、解決策、今後の具体的な予定を知るため
誘われたため
子ども絡み
シニアサポートセンター
窓口対応について
堤地区は市立病院に行くのも大変です。
他県から越してきた際、道路事情が悪すぎたから
道路課で２回要請
市のテニス大会の参加要件を在住、在勤にすべきだと言ったのですが、、、
そのような場が苦手

別表Ｃ

設問５－２　設問５でいずれかの方法に参加したことがあると回答した方にお尋ねします。参加したことで感じた、市民参加の良い点（メリット）・悪い点（デメリット）は、どのようなものですか。

のその他意見

大好きな茅ケ崎を住みよい市にして行きたい
参加した結果がどの程度反映されるのか不明
どう反映されているかわからないが一応伝えた感じ。

アンケートの結果がいかに反映されたかが不知
アンケートの結果がどの様に反映されるのか？今一歩踏み出すことができなかった。
声を聞いてもらえていると思うが、本当に反映されているのか、繁栄に至らなくても検討してもらえたのか疑問が残ります。
アンケートへの返事がないため、反映されたかわからないので、やりがいを感じずらい。
形だけで意見や質問が取り入れられるという実感がない。
参加しても結果情報が少ない（手段が不明）
行政は市民の意見を取り入れられないこと。
反映されるまで時間がかかる。
実施するまでの期間が長い
意見や提案に対して回答が少ない。これでは多くの意見が寄せられる訳がない。まちづくりに参加する方法として、説明会３５回、アンケート３９件、政策提案４件などの実績を挙げているが、市政規模を考えて妥当な数であるか紛らわしい。数だけでなく、その内容が十分なものであったか分からない。
時間切れの場合が多い
職員が意見に対して耳を貸さない。
数年に渡る要望に応えず、事前質問への対応も不十分で全く不愉快でした。
若い人の参加が少ない
県の管轄だからとその先に進まない

別表Ｄ

設問５－３　**設問５で、「いずれも参加したことがない」と回答した方にお尋ねします。その理由を教えてください。**

のその他意見

年齢的に無理（体力的）（２件）
体調不良につき（２件）
特に関心がない（２件）
自身の生活に満足している為、市の取組を他人事に感じている部分があるかも知れない
市民参加の方法以外に、スポーツ団体、ボランティア会 OB 回答の参加があり現在は必要としていない為
高年齢
90 歳高齢のため歩行困難
広報はしっかり読んでます。体力の限界かな
老齢で関心が薄れている

個人ではよいけど、大勢の中が苦手です
積極的に自分の考えを発現出来るタイプではない。
自分の意見を発表することが得意ではない
多数の人と接したくないため
子供を連れての参加が困難
小さい子供がいると参加しづらい。
隣組の集会には参加しています。
自治会に入っていないので情報が入ってこない
参加方法や申し込みが伝わってこない
横文字での説明が多くわかりにくい
そもそも、情報の開示に問題があると思います。 働き世代、現役どストライクの世代に情報を伝える、そういう方法を考えるべきです。 市役所庁舎、柳島スポーツ公園、コミュニティ施設など、茅ヶ崎市が地産地消で地元業者へ発注することもわかりますが、入札企業が限定的ではないでしょうか？こんなこと少し調べればわかるレベルで、現役世代に知られてしまっているという事実をもっと知るべき。 こういう実態を改めてから市民参加を呼びかけるべき。
実施していることを知っていたとしても、自分の住まいが茅ヶ崎市のはずれ（藤沢市との境目の場所）のため、茅ヶ崎市役所等へ足を運ぶことが困難なため、わざわざ行こうとは思わないかもしれません。
若い人が関わっているイメージがない為、遠い存在で参加しにくいです。ですが、この機会を得て今後関わりやすいものがあれば、参加しようかなと思いました。
他県に勤務しているため
引っ越してきたばかり
茅ヶ崎に移転して来て間もなく商売をしていたため全ての事に乏しい
勤務日と重なることが多かった為
会社員で仕事に追われ、事業等は家内に任せた
市民個人が意見を述べて良いのだろうかという、気持ち。市民の意見を代表すべく、市議会議員が頑張っていらっしゃると思っているので。
ほぼ決まった市策案が変わることがないから参加しない
うわべだけの市民参加で、本来自分達は市民へ対するサービス感がない
めんどうくさいから行かない。
接点が無い
特に理由はない

別表Ｅ

設問６－１　設問６で「参加したい」「参加しても良い」と回答した方にお尋ねします。
市民参加では、どのようなテーマに参加したいと思いますか。

のその他意見

海に関するテーマ
海岸の遊歩道
環境緑化に関するテーマ
自然環境を守る、向上させることに関係するテーマ
農業、漁業など、経済のこと
災害時
災害に関するテーマ
防災・減災についてのテーマ
市の業務(ゴミの問題､税方式)
障害者関連テーマ
障碍者の車イスがスムーズに走行できる方法
文化振興に関するテーマ
文化を深める事業
市の文化発展のテーマ
地域の歴史、考古学をテーマにしたもの
遺跡調査発表会、歴史講座
道の駅事業
スマートシティへの取り組みなど、自然と共生した事業モデルなど。
動物系
茅ヶ崎市をより魅力的な街にするためには、若い人に長く住みたいと思ってもらうためには、どのようにすべきか。どんな長所を伸ばして、短所を認めつつめ、その短所はどうしていくべきなのかを意見交換する。
市民、住民から要望されているテーマ
趣味に合うテーマであれば。
市政と住民意識の間にギャップが大きい気がする

別表Ｆ

設問７－１　設問７で「尊重していると思わない」と回答した方にお尋ねします。尊重していると思わない理由はどのようなものですか。

のその他意見

よくわからない（８件）
尊重しているかどうかわからない（５件）
どのような意見があるのかそもそも知らない（４件）
意見を出したことがないのでよくわからない（２件）
忙しい市民は意見を言う機会がない
明らかな間違いでも改善しない
計画した事業内容はよほどのことがないと変更しない
市民の意見がほとんど反映されない（財政面では理解できる）
予算を使う優先順位が良くない
企画段階での市民参加を市は望んでいない
以前に意見出した経験から
不便を感じているから
仕事が遅く、時間がかかりすぎると思う
型にはまりすぎている
市民目線と感じない
尊重されている部分も多いと思うが、まだ充分ではないと思う。
尊重していると思いたい
職員の話を理解せず、市民のクレームばかり対応しているように思う。クレームと尊重は違う。
たまたま対応して頂いた時の状況にて意見を出したのでその事が改善されたかは判断出来ない
具体的に、他の自治体と比較して、どの程度の意見を取り入れ、市の取組に反映しているのか判断できないので。
意見がでているか、でていないか分からないですが、海の砂、歩道がやばいので対応していないと感じる。
どういった意見がありどの意見が反映されてるのかわかりづらい。
堤地区の藤沢市編入が解決しない
議員の影響力が強すぎて、意見が偏っている
意見を出す機会がないため不明
今まで参加していないので詳しい事はわからない

市民になったばかりで判断できない
引っ越してきたので、よくわからない
取組状況、内容が分からない
出し事もないし、どんな意見が出たかを知らない為、反映されているかわからない。
元々あまり関心がない
関心がない
仕事一本やりなので、ほかに目が行きません。
せめて建て替えのお金をライフタウンに廻してほしかった。 老人のことを少しも考えていない。

別表Ｇ

設問８　市民の皆さまが、市に対してもっと意見を述べ、設問５のような機会に参加しやすくなるために、市がすべきことはどのようなことだと思いますか。

の「上記のような配慮以外にも、もっと参加しやすくなるような配慮をすること」の具体例

SNS でアンケート
SNS の、、、
もっと親しみやすい SNS の運用（かたくない）
インターネットや SNS を活用して意見を出せるようにする。
インターネット等を利用したアンケートの促進
ある政策に対する市民の世論をホームページ上で賛否等を投票できるようにして、公開してもらいたい。パブリックコメントは賛成の人ばかりが意見を出しているのではないか？市民に広く考えを聞いてほしい。
本アンケートのように、web から回答できるなら回答しても良いというモチベーションがわきます。アナログな会議だけでなく、デジタルツールを駆使して市民参加の機会を確保して欲しいと思います。例えば審議会や会議を zoom などを利用して希望者が遠隔でも参加できるようにするなどです。
アプリなど
アンケート
種々の事情で意見のできない人の為に、アンケートを多く実施してほしい
このようなアンケートを回数を増やしてほしい。自由参加
参加を決める前に動画などがあるといいなと思います。
市職員がビデオメッセージを作る（プロに頼むと金がかかる）ビデオメッセージはアトラクティブであること
自治会との連携強化
自治会の回覧で周知する

テーマの内容を具体的な例を入れて説明してほしい
ともかく、解決する対策を具体的に示されるなら参加したい。
以前は市長に直接相談できたが佐藤市長になってなくなってしまったのは非常に残念。市民の意見を聞く気はないのだとおもった。 以前、子どものいじめについて委員会に相談したが、学校と直接話すよう言われたが、学校の対応に不十分なところや配慮にかけるところがあり委員会に電話相談したのにどちらにも真摯に対応してもらえなかった。 茅ヶ崎はいじめについて報道もされており市民に教育について不安を与えているのにこの対応は非常に残念だし、納税者をバカにしている。
市議会議員さんと、カジュアルな雰囲気で意見交換できるような場の提供。 平日夜とか休日とかの、会社員でも参加しやすい時間帯での会議設定をお願いしたいです。
市民からヒアリングしなくとも理解してほしい
情報が入らない。自分で興味を持ち、チェックしにいかなければ、参加検討までたどり着かない。チラシが入れば目を通しますが、紙と人件費がもったいない、HP、ＳＮＳもわざわざ見ない。他のいい案が思いつきませんが、何か自然に情報が入ってくる方法があれば良いですね。
単位の組織をもっと細かくし、話合いの場をもうけ意見交換出来る様にする
結果報告を責任を持って行なう事
質問を投げかけてもらった方が、意見が思い浮かびやすい。ネットで行った方が時間・場所を選ばなくてよい。
住所の近くでの諸々の集会
スーパーやコンビニに意見用ポストを設置してみる
無料託児（保育園やファミサポや民間企業の活用補助金でも可）
参加しやすい雰囲気づくりや途中で退出しやすくする

別表Ｈ

設問８　市民の皆さまが、市に対してもっと意見を述べ、設問５のような機会に参加しやすくなるために、市がすべきことはどのようなことだと思いますか。

の「参加したくなるような、新しい参加の手法をつくること」の具体例

ネットの活用
SNS 活用（２件）
WEB 会議、SNS
LINE 等の SNS、Web の参加
LINE を使って出来るようにしたらいいと思う

SNS(特にTwitter)やホームページで意見箱を設置して寄せられた意見に全て目を通す。Twitterのリプライやダイレクトメールも開放して意見を募集し、返信して参考にするべき。
インスタグラムやYouTubeなどの私たちがよく使うwebメディアの活用
インターネットなどで参加できるようになるとよい
上の設問と同じですが、LINEやTwitterアンケート機能など、カジュアルに手元のスマホでも市政運営への意見表明や参画ができるようになると、若い層も参加しやすく、モチベーションが上がります。
忙しくて時間がとれないので、webやsns等で機会があればいいと思う。
ネットアンケート
若い世代も沢山参加したいと思えるようにSNSを使って宣伝する。大人ばかりだと参加しずらい。
これからも集まる時間は無いので、WEBやSNSを活用した意見を出しやすい場を設けて頂きたい。
ごれだけグローバルでインターネット中心の社会になっているのに、やっていることが古い。市の考えや思いを伝える手段がほとんど紙ベース。SNSを駆使して、もっと世の中に注目されるような手段を取った方がいい。そしてやるならただやるだけではなく、SNSで目立っている人や企業をモデリングするような思い切ったリノベーションをしてほしい。これからの街を作っていくのは今の20-30代。早いうちにシフトチェンジすべし！
現役世代、若者では、オフラインの会議、勉強会などに参加する時間を作ることが難しいと思います。デジタルツールを活用して、オンラインでの意見交換会、勉強会、各種レポート動画の配信など、出来る範囲でデジタル化を推進してもらえたら参加しやすくなると考えます。
駅ビルや駅前等たくさんの人が目に触れる場所で行う
コミュニティのようになっているとよいのでは？
参加型イベント
タウンミーテイング等
ランチの会などの日常生活の機会の中に参加する。
プロジェクトマネジメントの無料セミナーとセットした、会議体を企画してはいかがでしょうか？ 参加者は、市議会議員＋市職員＋市民。 ドレスコードをアロハシャツ着用と設定しても、カジュアルな雰囲気になって楽しく、前向きな議論が展開できるかもしれません。
外部のプロを呼んでの勉強会など

紹介とか一本釣りでお願いする
アイディアはかしこまらずとも出せます。ラフに意見を言いあいたい
幅広く気軽に意見を寄せることができるところが欲しい
地域性を持つ、知り合いを簡単に行ける様にする。それを意見をすい上げていく。
「えぼしまろ」などキャラクターの Twitter などで話題作りをし、注目させ市民を参加させる。
意見が具体的に反映される事
高価でなくてもよいので、ゴミ袋とか参加賞があると、参加者は増える気がします
参加した事で具体的メリットを感じられる様な
各自治会でまとめる
各地区ごとの出張説明会開催
市長は茅ヶ崎独自のイニシアティブを取ってほしい
茅ヶ崎といえる施策が必要
２年に渡って市民集会に出て失望したのを挽回することが肝心。
どういうこと？手法を考えるのは職員では？
子どもが参加できるのであれば必然的に保護者が視野を向けるのででは。
小中学生にも宿題などで意見を聞いてみる。（親にも聞いてみよう、話し合ってみようというスタイルで）
小中高で市の意見を言えるプリントを配ればいい
小中高と若年増の参加した（授業の一環として）ものを増やし関心を持っていただく。そうすれば親側へも同時に PR できる。
子供を連れて行ける様な
若い世代や子育て世代の方たちも参加できるよう、子供託児サービスを付けるなどしてくれると参加しやすい。難しい言葉を並べていると若い世代は面倒くさがるので、わかりやすくしてもらいたい。
予約制バスは早めに行って待っていないと行ってしまう
設問 9 へ回答
高齢者のスポーツ大会（ゴルフ、ソフトボール、釣り大会等）
「字」が多いので、わかりやすい広報紙にしてほしい
駅、バス中にもっと大きく

別表Ⅰ

設問８　市民の皆さまが、市に対してもっと意見を述べ、設問５のような機会に参加しやすくなるために、市がすべきことはどのようなことだと思いますか。

のその他意見

PCを使わなくてもわかりやすい方法
SNS利用
You tube
インターネットを利用したチームコミュニケーションツールによる情報提供、市民参加のシステム構築などいかがでしょうか。
ホームページが使いづらい（分かりづらい）
街頭アンケート、市長の声をもっと発信
このようなアンケートでもよい
自治会総会等へ出席して情報提供する
文章だけでは案内が足りないような。写真や動画を加えてほしい
これからの未来を生きる若者達に意見交流をする機会を設けることが必要。（例）学校の授業の取り入れる等
まずは、新型コロナウイルス対応のため、日々頑張ってくださっている行政のみなさん、ありがとうございます。この場を借りてお礼を述べさせていただきます。 次のような活動、他の市での実施事例が参考になるかもしれません。 全体最適の行政マネジメント研究会 https://tocgyousei.org 伊勢崎市市議会議員 多田さんのブログ https://blog.goo.ne.jp/kucctada/e/850335236e80229cf40d745161b545e0
対策先行型は良くない。問題提起を先に
そもそも市民は参加することを希望してはいない。無理やり参加させようとしていないか？いらない事業は止めろ。
全員んが参加しなければいけませんか？
これから時間に余裕ができたら目を向けたいと思います。
市民の言葉で話す様に
茅ヶ崎市の職員の方は、職務をこなすだけではダメだと思います。茅ヶ崎市民の幸せのため、茅ヶ崎がより住み易い街にするための「こころざし」を持って庁舎に入って欲しい。
何でも見えるようにガラス　グアムで市長と５人位で１人の人が亡くなったこともテレビで知っただけで市民に何も報告なし

市の職員の知識不足を非常に感じるので改善して欲しい。例えば、市民が確定申告について質問した場合、具体的にどのぐらい収入があるか、また源泉徴収の返金や保険会社に証明を出すなどの理由で、提出書類が変わってくるのでどの書類が必要でどこの場所に行けば良いのかなど積極的に説明した方が良い。 市民は自分が何がわからないかを、わかっていない場合があるのでどういった理由でその書類が必要なのか、どういった理由で手続きなどに来たのか職員側から積極的に尋ねるべき。
ポピュリズムに陥ることが心配です。受け身ではダメです。市の職員がもっと自信をもってやって下さい。
場をつくるのも大切ですが、声のない意見に耳を傾けることの方が大事。大きな声だけを聞かない。
身近で、気楽に関われる事
職員の教育
職員の市政への熱意が感じられないため職員の姿勢がわかる機会
隣の平塚市の広報紙はプロが行なっているのかしら。大変上手で素晴らしい。当紙とは残念ながら比較にならないといつも感じる。
予約制バスは茅ヶ崎駅まで、、、 バスの乗り換えは老人には大変です。
精神的・肉体的に負担がかかるから！
大切な場所と思いますけど参加したことがないのでよくわかりません

別表Ｊ

設問９　このほかに、市民の皆さまが市を身近に感じ、様々な意見や提案を出しやすくするために必要だと思うことがありましたら、自由にご記入ください。

のその他意見

今のままでも十分です
今回の知らせをいただき、市役所が市民の為によく考えている事がわかりました。今後も続けてください。
明るい市政へ全員で進めましょう。
浜見平に住んでこのあたり開発されて便利になり、５０年近くこの地を離れたいと思ったことは一度も無い。茅ヶ崎全体が大好き。思うに、市長さん始め皆様の努力のお陰と感謝しております。
ホームページに市民の意見を記入できる場所（欄）を設けること。（２件）
SNS の活用（２件）
身近の地域での意見交換会を催すこと

自宅近くで意見を聞く機会を設ける
高齢者の自宅の近くの施設で企画してほしい
自治会活動を通して市民の意見・要望を吸い上げる。
各自治会等に意見を求めて集約していく。議会も重要ではありますが、各自治体で賛否を参考にしながら事業を進める。
住民は地域の自治会を通じて市政に参加する仕組みづくりを確立する。自治会の活性化が必要
自治会の回覧板の活用
自治会で地域の声を反映しやすくする
過去4年間自治会長をやっていた経験から感じた事は、自治会員が積極的に市政に参加することはほとんど期待でき名も、身近な事案についてはある程度可能と思われる（ゴミ問題、交通安全講習会、防犯講習会等は20－30名程度の参加となっている。）市政への参加を促進する為には、今日いう（保育、学童等を含め)、道路問題、公園問題、ゴミ問題等の身近な事案を取り上げ、自治会単位（又は2－3の自治会単位）で意見交換会をしてはと考えます。地区毎の市民集会では、率直な質疑応答の議論が出来ていないように思われ、若干形骸化している印象。
自治会から提案しても対応が手薄です。
大きな規模の場所でしかも知らない人ばかりのところに自ら望んで参加するというのはハードルが高い。小規模で身近な人たちが参加しやすい場を設けていただけるとありがたい。
インターネットの活用
インターネットなどを利用した手短さ
オンラインの意見箱を設ける
単純明快でわかり易い表記でのアンケートや目安箱的なものを市のHPに掲載する（すでにあったら失礼）→フィードバックも大事
取組に関するわかりやすい説明⇒動画配信で意見や相談がしやすい環境⇒SNS，チャットボッド導入
SNS等で、市民の意見を聞く。参加型は、仕事などで行けない為
匿名で質問ができる場所をネット内に設ける(Twitterでも有り)
SNS等で見やすく素早い情報が欲しい
SNSやホームページでの意見募集やそれを行った上で反映された事例をあげてみる。
若年層向けTwitter
若者の意見や提案はSNSを活用
若い人は興味関心がないと思うのでSNSや居酒屋のトイレで発信するのがいいと思う。

若い世代に、１０年後、２０年後など将来の茅ヶ崎について、Facebook や LINE でのグループ等を利用して意見を集める。
facebook いとしのちがさきはよく見てます。今後も発信お願いします。
広報誌に関しては家族が読んで話されたら見る程度です。facebook や Twitter などでフォローPR、市政等に関して記事を書くなどあれば情報にアクセスする機会が増えるかと思います。
堺市の LINE 公式アカウントがわかりやすく市民ニーズをと変えている。参考に茅ケ崎版を作っていただきたい
このような自由記述の意見書（アンケート）が送られてくれば、たいへん出し易くなると思います。日頃考えていることなどをお伝えできると思います。今回のアンケートでは、それはないようなので残念です。
質問と回答を全てオープンにしてほしい。その結果のジャッジを市民に判断させる。
１、広報茅ヶ崎をメールで配信 2、市民の意見・提案を HP,SNS で募集し、一定の賛同があったら市議会で審議。
これについても、今や多くの人がスマートフォンを様々なシーンで活用しています。情報収集、発信などスマートフォンベースのシステムで行えるとより身近に利用出来ると考えます。もちろん、高齢者にはハードルが高いかもしれませんが。
考えてみると市役所等の方と接することが皆無に思います。体育館利用をしますが、職員の方々と一言二言言葉をかわすくらいなのでネット等を活用して情報発信してほしい
今の時代、外に出るのは危険もあり、交通費などもかかる。インターネットでも参加できるようなサービスがあればより多くの人の意見が取り入れられるようになるとおもう
情報・根拠を明示する
イベントをつくる
地域の「お祭り」形式で開催し公民館等といった場所で市民からの意見を聞く。
キャンプやバーベキュー等のイベント等で人集めをしてから意見を集める。
市内でイベントを行うことより市民ファーストで考えること。 人口が増加し過ぎている
市の補助金事業等の見直し（削減）等を school 知るに、今後の市の財政状況が増々厳しくなることは想像します。市民自治、市民参加と言っても先立つものはお金。市の状況だけでなく近隣の市町と比べてどんな状況なのかを知りたい。 現在を定量的に理解すれば、より現実的な提案、参加、がまんも理解が得られると思う。
いつでも思ったことを提出できるような方法

市への要望が直近ですぐに伝わるシステムを作ってほしい。市役所へ立ち寄った際にいろいろな意見が見えるような意見ボードなど。
市役所に用事があって行ったときに用事が終わってからいろいろと話すチャンスがあればよいと思います。(年間数回行く事があると思います。少々の時間でよいと思います)
チャット、すぐ答えてくれる
メール、手紙による質問
アンケート
直接アンケートを実行する
今回のアンケートは自由に意見が書き込めて良かったので、今後も続けてもらいたい。大きすぎず、小さすぎず、適当な大きさの地域をもうけ、意見を聞き入れる場所を作る。
インターネット（市のサイト）で意見や要望を出したいと思っても、氏名などを入力しなければならないと、何となく気がひけてしまいだせなくなってしまう。実際に小さな要望はいくつかある。匿名で送れたら、もっと気軽に出せると思う。
・3,000 人抽出とあった・男女年齢地域など構成がわからないが、ただ単にまとめるだけでなく生の声を取り上げてありのままを市民に知らせる・アンケートに参加した方、しない方も生の声を見ることにより、共感を得ると思う。統計的手法にこだわらずどろくさいまとめも必要可と思う
今回のアンケートのように、市民の意見なら面倒でも、もっと多くの人に聞く。
市長と話す機会ってあるんですか？ あるといいな。
市長さんとお話が出来る事
意見箱の設置、WEB などを使ったアンケート
意見箱を作る
市民の声の箱
提案箱の設置
市役所・公民館・図書館等に「目安箱」を設置し、どんな意見や提案があったかを月間単位に集計して、広報誌や HP で報告する。また、良い意見や提案があったら市の見解を表明する。(あっても形だけになっているのでは？)
今は「私の提案」という場があるので、それを活用したら良いと思う。その提案と結果を広報で知らせて下されば提案する人も増えると思うが。
市民が気づいた時に意見を出せる様なコーナーがあると良いと思う。(例えば公民館、図書館、市役所、駅などに)

市役所本庁舎、支所等に設置されている市への意見等の投函箱を分かりやすい所等に改善してほしい
市内のスーパーやコンビニなどに投書箱を設置して気軽に意見を述べられるような場所を作って欲しい
様々な意見が出るのは良いことであるが、官公庁などは例外的な意見やクレームに耳を傾け過ぎに思う。取捨選択しても良い。少なくとも我々は理解している。
行政が苦労するのではなく市民全体が動くような体制
意見があるなしではなく、何が本当に必要なのか考えればわかることがたくさんあるはずです。(1 つの考えには必ず反対意見があるので)
行政は普段生活していく中で必要なことだけを行えばいい。このアンケート調査はやらなければならないことでしょうか？
方針・計画を作成する前から市民の意見を求め反映させるべきである
定期的に毎週、決まった場所で市民との意見交換会を実施する。
月１は多く大変とは思うけど市に気軽に質問や提案出来る様なシステムをほしい。
ソフト・ハード面で提案を出しやすくする方法を！
現在も行っていると思いますが、体操や文化的な（サークル）講座等で茅ヶ崎市は市民サービスが充実しているなあと感じることも１つかと思います。子育てが終わった世代に対するアプローチが大切かなと思います。
市民の意見にどの様に対応したのか、同様の意見がどのくらいあるのか等を見えるようにする。
手話通訳してくれる方が居たら、もっとわかりやすい（役所以外で）
書類の簡素化、手続きの簡略化
見えやすい資料の提示。身近に感じられるような政策。
字が小さいと読みづらい
市の取組事項が広く茅ヶ崎市民に理解できる施策を作成したら良いと思います。
個々で思うことは違うと思うので、自由に意見の言える方法をもち、実現可能かどうかは別として課題を抽出することが大切。
市議会議員のみなさんが活動されているのに、 なぜ、なんのために、市民の意見を直接伝えて欲しいのか、伝える必要があるのか、をストレートに市民に伝えて（広報して）はいかがでしょうか？
とにかく PR
情報の共有化
若者からお年寄まで、情報を得る機会が平等となるようにした方がよい。

市側からの情報発信をもっと多くすること。 普通程度の関心ではわざわざ市民側からは見に行かない。
広報紙見にくい ホームページも見にくい ↳詳細はもっとくわしく記載してほしい
広報のレイアウト等を工夫
広報茅ケ崎が読みづらい。
個々の意見は取り上げられないのではないかという考えが参加意欲をそいでいるのではないかと思います。設問５と重複しますが市民の意見がどう反映されたかを広報紙に掲載されてはいかがでしょうか。
オンライン会議で意見を出せる場の設定 市議会のオンライン生中継
市に関する議員、各団体の方々からの取組に対しての広報が少なくどのような活動をしているのか見えてこないと感じています。市広報版等を利用して、全体が見えるようにされたら良いと思います。
・えぼし麻呂のツイッターから発信してみてもよいのでは（気軽な印象をもたせる）・ブランド志向をやめてみては・財政難だと思うので地に足をつけた分かりやすい市政運営をお願いしたい・こんな意見があったと広報に載せて発信する
今は給食がなく農家の方や牛乳など困っているとテレビでよく聞きますが、茅ヶ崎でも余り野菜など買って力になりたいと思いました。ですが、ホームページを見ても、どこで販売しているか、そもそもやっているのか、余った給食材料がどうなっているのかわかりませんでした。SNS でもっと発信してほしいです。
市長とえぼし麻呂をもっと露出してアピールする。駅前やイオンにえぼし麻呂を出したり、市長が自転車であちこち走り回ったり。
市の政策は広報紙だけでなく、スマホや PC の位置情報を活用して PR してほしい。公共広報（告）として、Yahoo やグーグル配信してもらっても良いのではないですか？商品の広告ばかりでは、ユーザーに広告を見てもらえないから、注目を集めるためにも公共広告は必要だと考えます。TV の AC の広告のように市も PR したら良いでしょう。
駅に協力してもらい、掲示や目安箱を設置する（働いている人は忙しく、自ら情報を求めることはなかなかしないため、通勤中や、帰宅時に目に入ると自然と興味がわくのではないかと思います。
ラスカの中等、駅近な場所で広報施設を設置していると目につきやすく認知されやすいと思う。

各地域の公民館・コミュニティセンターなどで開催されてるイベントや習い事の情報を、もっと分かりやすく表示していく。 今は地域情報が少なく、聞ける相手も少ない現状。地域活動に参加する親も少ない為、子供向けの活動も少ないと思います。 店舗に通うより気軽に習い事ができ、更に同地区・同世代の育児期のコミュニティを通して色々な情報を得やすくする。 施設利用の参加者が増え、コミュニティが増えれば人から人へ、他・地区のイベント情報等も得やすく茅ヶ崎市への期待・提案・要望等が芽生えるのではないでしょうか。 公民館、コミュニティセンターなどを今より幅広い年代が利用しやすい場所にする事を提案します。
茅ケ崎市のHPは検索しずらい、藤沢市のHPを参考してほしい
″とにかく、ホームページをちゃんとしろ 古いリンクははずせ ガン検診や医療の情報、子どもの情報書くこともっとあるだろうが！″
若い世代を集めて意見交換の場をもっと増やし、それを公開して行う。意見交換会などはライブ配信して、誰でも見ることができるようにする。
若い世代の興味のある要素を取り入れるといいと思う
市立の小中学校の授業の中で触れるようにすることで、これからの市の担っていく子どもたちの意識がむくのではないでしょうか。
学生へ意見を求めたら、親からの意見を知ることもできたり、情報が早い。年配者には紙配布でいいのでは。
小学校（高学年）や中学校etc、市の活動を子供達に説明したり、紹介したりする場を設け、その際どんな市にしたいかと子供達の意見を聞く必要があると思う。子供の頃から市が身近なものとかもっとよくしようという感覚が自然に感じるように
子育て世代ですが、子供を持つ親を中心としたイベントなど 私自身耳に入ってこない為、一度も参加したことがありませんでした。 きっと他の世帯の方もそう思う人もいるかもです。もっと一人でも多くの人にイベントなど伝えられる手段があるといいなと思います。
”若者を主役にした市政”” 年寄は若者を信じて任せること”これからは想像力と実行力が必要。私も年を取ってしまい、すぐに対応できない自分を認識している。若い人の想像力・発想力・ICTによる時間短縮等。
年齢の高い方が参加しているというイメージがある。同年代の意見を集約する工夫が必要
仕事で参加できない方やこれからを担う未成年の子供たちにも意見を出す必要があると思います。

中学校給食などについての事だったら本来なら意見を聞こうと思うなら幼稚園保育園の保護者に見てもらえるような学校や園を通してパブリックコメントを募集している旨知らせればいいのにそういう知らせがないにあたり意見されたくないのでは？と思ってしまう。必要としている人達にうまく伝えて意見してもらいたいなら知らせる方法をもっと考えるべき。
年寄りにもわかりやすい言葉で説明してほしい
電話しても折り返しがないので根本的な所を改善すべきだと思います。
支所分所の質の向上。
窓口サービス時間の拡大
職員の対応が機械的で親身さが不足している。
市役所に出向いたとき職員の方からおはよう、こんにちはと声をかけられた事が一度もない
老人に対する対応を見ていると不親切で腹が立つ
土日の対応。役所の人が市内で買い物やレジャーなど盛んに交流したほうがいい
親しみ易さが無い
市役所に所用で行った時の職員の応対が市民の１人を大切にしていると感じる時、市の行政の現れと感じます。
結論が決っていることなのに説明会をする。ゴルフ場問題は不可、問題あり。
全てとは言わないが、対応について役所対応の形が出てしまっていることが多い（事務的対応）
まずは、市役所の職員のなげやりな対応をやめさせ、真摯に市民の意見を聞くような人材研修からはじめるべき。
障害福祉の窓口に定期的に行くが、役所の文章がむずかしすぎるのでもっともっと分かりやすくかみくだいて提案してほしい。何十年も同じ文言を使ってはいないか。
職員の皆さんの中に、ほんのわずかですが、人間性に疑問をもってしまうような方がいらっしゃいます。そのことが市民の心を遠ざけてしまうのではないかと思います。また、全体的に温かみに欠けると感じます。
市役所に何も期待をしていません。市民に様々な意見や提案を出して頂くならば、暴言や人権障害に当たることは、まずやめた方がよろしいかと思います。
市役所でたまにとても態度が良くない方(投げやりな言い方をしたり怒っていたり)がいるので、市民に対してそのような態度を取る方はそもそも市の職員になるべきでは無いと思う。態度を改めたり、職員の採用する際にもう少し人格を見極めなければならないと思う。

市の職員の方は、自ら市民の中に入って欲しい。特に市内に住んでいる方は積極的に自治会活動（夏祭り、防災訓練、自治会役員として）に関与・参加し、リーダーとして活動して欲しい。単なるサラリーマンではなく、一市民としての自覚が必要。
市職員や各地域に出向き、様々な地元課題を共有する取組み。
生活環境向上や市が直面している問題に対し、何が最優先課題なのか提起がないので、腰が上がらない。長期と短期の課題に分けて市民に訴えてほしい。市生活のあるべき姿像先行でよいか？現実の問題意識不足。一般論が先行しても市政を身近に感じない。もっと現状分析を
意見を出しやすくするより、出された意見をどれだけ真剣に検討するかが大事だと思います。どれだけ意見を出しやすくしても真剣に検討ができなければ意見は出てこないと思います。真剣に検討していますか？ちゃんと回答していますか？
市民と市職員（市役所）の隔たりをなくすこと。
市職員が市民と共感を持って改革する熱意を伝えてほしい。
職員は公僕であることを自覚してほしい。そうすれば市民、職員、市政の連携ができる
介護、国保、生保の説明態度がひどい
審議会や委員会の委員が一部の人の特定席になっていないか
市が市民の立場に立って、市民と一緒により良い方向になるように考えていくべきだと思う。市の職員の考え方や態度をまずは見直すことが大切だと思う。
職員と住民が接する機会が極めて少ない。職員が市内を歩いて実態を知ってほしい。
市がもっと地域の小さなお店などと、密接に関わりをもっていくと、市と地域の人との関わりも増えそう
今までよりも更に親しみやすく、相談しやすい雰囲気。こちらからのアクションを待つのではなく、積極的に情報を提供してほしい。 昨年不調時、こちらからお願いしなくとも高額診療費返還のお知らせが届いたのは大変助かりました。
こちらから動かないと提案出来ない環境では誰も提案しない。提案する方法がたくさんあることを発信し続けることが必要かと。あと職員の方の対応が一般的な態度で無いため、会話すること提案することに二の足を踏んでしまう。同じ立場で話せる人を配置することが大事。
電話で意見など提案できる様にしてほしい。職員一人一人が市民の意見に耳を傾ける姿勢を持つこと。
定年を迎え時間に余裕があり、社会に貢献できる事があれば参加したい。
ここ数年仕事が忙しくて、自身のまわりの事に気を止めることができませんでした。今年度から少し時間が取れるようになったので、自身の暮らす市、地域に参加しようと思います。

9年前に茅ヶ崎市に越して来た者ですが、今年の2月15日、社会教育課さん主宰の子供ワークショップに参加した時に大きく引き伸ばした市の全図を見ながらボランティアの方々に身近にある文化歴史自然スポットや地理の不思議などを教えていただいたりした時に、茅ヶ崎市に興味と愛着のようなものを感じました。
今のままでも十分です
今回の知らせをいただき、市役所が市民の為によく考えている事がわかりました。今後も続けてください。
明るい市政へ全員で進めましょう。

茅ヶ崎市市民参加条例に関する
Web アンケート　調査結果

令和２年６月

茅ヶ崎市

総務部市民自治推進課

ア　ン　ケ　ー　ト　の　概　要

●目的

平成２６年に施行した茅ヶ崎市市民参加条例（以下条例という。）では、市は４年を超えない期間ごとに条例の施行状況の検証を行うことを定めています。

平成２８年度に行った「茅ヶ崎市市民参加条例の施行状況の検証」では、大きく「市民参加条例の認知度」「市民意見の尊重」「市民参加方法の適正な運用」の３つの課題が導き出されました。

市では、これらの課題に対する改善施策を位置付け、条例の周知啓発、「職員のための市民参加手続ガイド」の策定による統一的な市民参加の方法の実施等に取り組んできました。

今回、令和２年度の条例の検証にあたって、市民の皆さまから広くご意見を伺うことを目的としてＷｅｂアンケートを実施しました。

●対象

市内在住・在勤・在学の方、市内で事業活動を行う方、公益の増進に取り組む方、市に対し納税の義務を負う方

回答者数：１１１人

●期間

令和２年５月１日（金）～５月２０日（水）

●方法

市ホームページ内のアンケートフォームにより実施しました。

●調査結果の表示方法など

回答割合は、すべては百分率で表し、小数点以下第１位を四捨五入しています。このため、百分率の合計が１００％にならないことがあります。

１つの質問に２つ以上回答できる「複数回答」の場合には、回答割合の合計は１００％を超えることがあります。

●いただいた意見の取り扱いについて

今回いただきました意見は、他の市民参加の方法の結果と合わせ、市民参加に関する現状の課題把握と改善施策の策定のための資料として活用します。

今後、課題及び改善施策（案）を取りまとめましたら、パブリックコメント手続等により、再度皆さまの意見をいただくことを予定しています。

【自治基本条例の検証に係る設問の取り扱いについて】
本アンケートは同時期の検証を行う自治基本条例に関するアンケートの設問を含め、一つのアンケートとして実施しました。自治基本条例に関する部分の調査結果については「茅ヶ崎市自治基本条例無作為抽出アンケート調査結果 令和２年度実施」をご覧ください。

ア　ン　ケ　ー　ト　結　果（ｎ＝１１１）

●設問１　あなたの年齢をお答えください。【１つだけ〇】

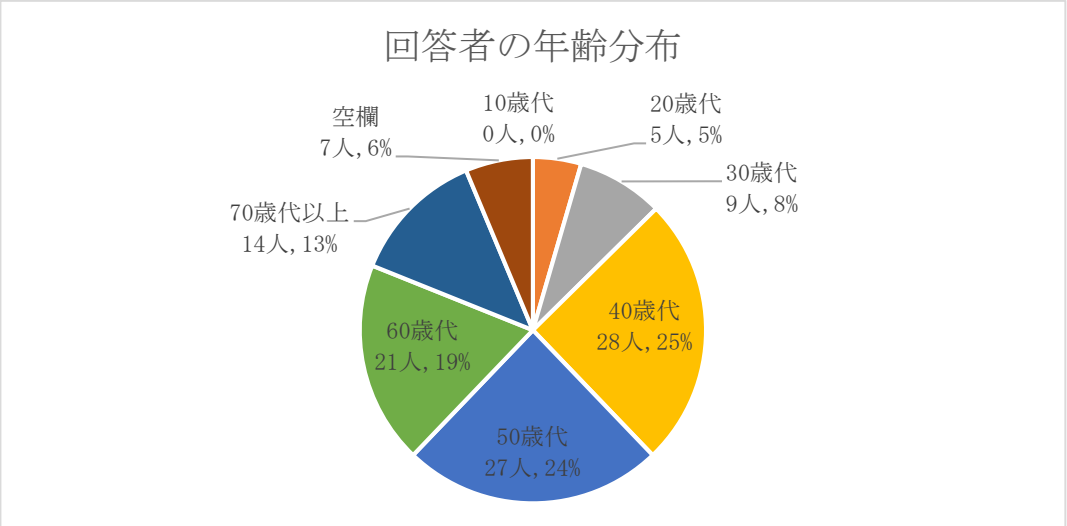

●設問２　あなたは日頃、どのような媒体から市政に関する情報を得ていますか。【いくつでも〇】

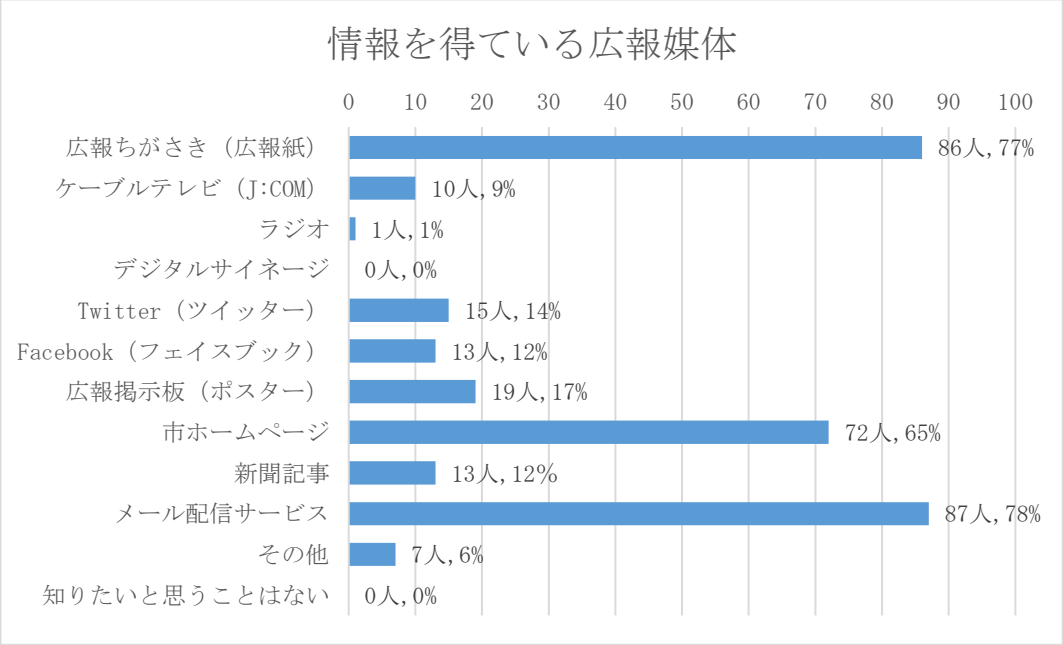

<u>その他意見は「別表Ａ」をご覧ください。</u>

設問３、４は自治基本条例の検証に係る設問であるため省略します。
結果は「茅ヶ崎市自治基本条例無作為抽出アンケート調査結果　令和２年度実施」をご覧ください。

●設問５　市では、市民の皆さまのご意見を取り入れるため、次のような市民参加の方法を実施しています。これらに参加したことがありますか。【いくつでも〇】

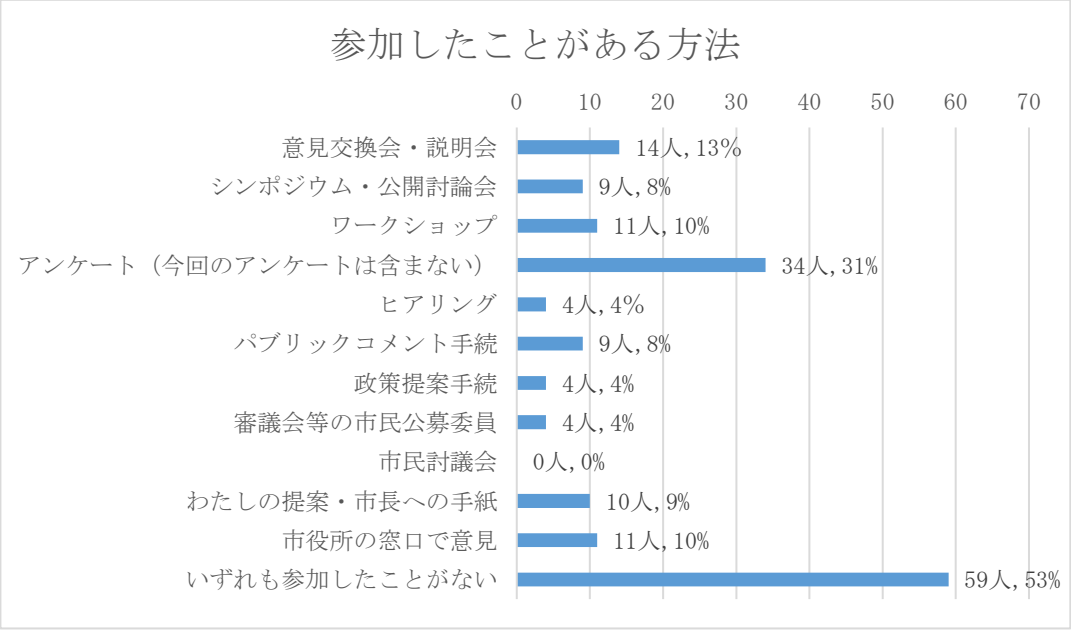

●設問５－１　設問５でいずれかの方法に参加したことがあると回答した方にお尋ねします。参加した主な理由は、どのようなものですか。【いくつでも〇】

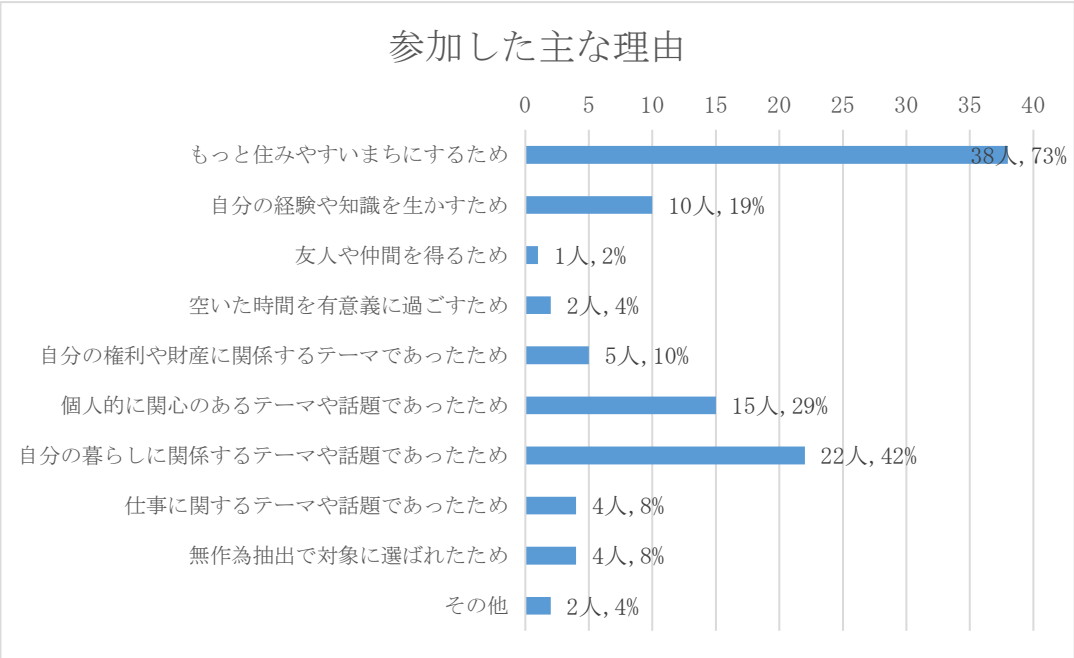

<u>その他意見は「別表Ｂ」をご覧ください。</u>

●設問５－２　設問５でいずれかの方法に参加したことがあると回答した方にお尋ねします。参加したことで感じた、市民参加の良い点（メリット）・悪い点（デメリット）は、どのようなものですか。【いくつでも○】

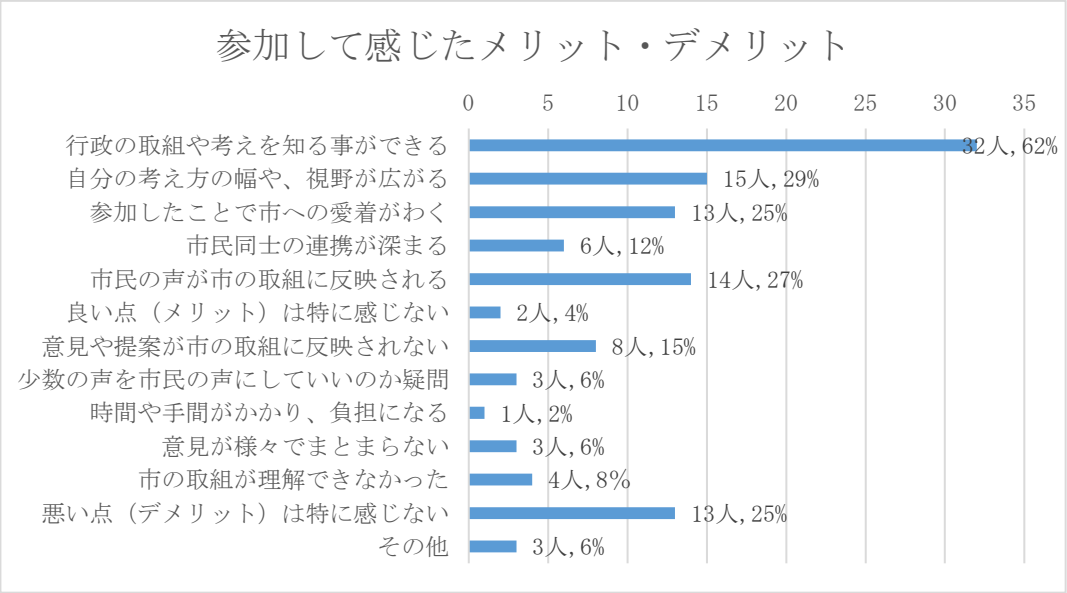

その他意見は「別表Ｃ」をご覧ください。

●設問５－３　設問５で、「いずれも参加したことがない」と回答した方にお尋ねします。その理由を教えてください。【いくつでも○】

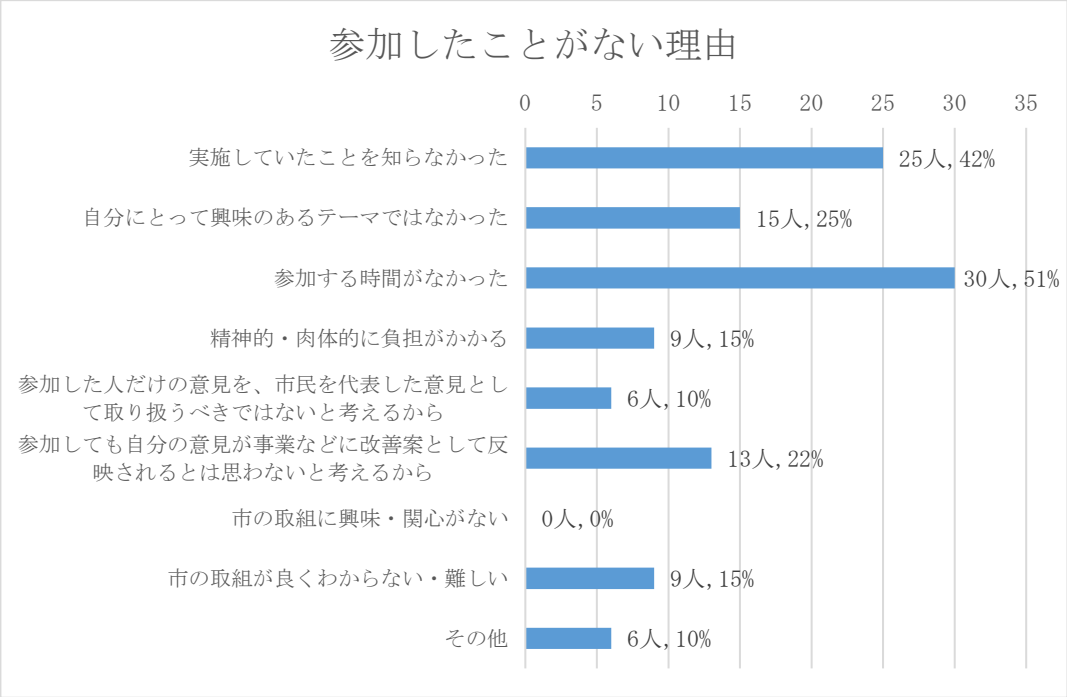

その他意見は「別表Ｄ」をご覧ください。

●設問６　今後、設問５のような市民参加の機会があれば、参加したいと思いますか。【１つだけ〇】

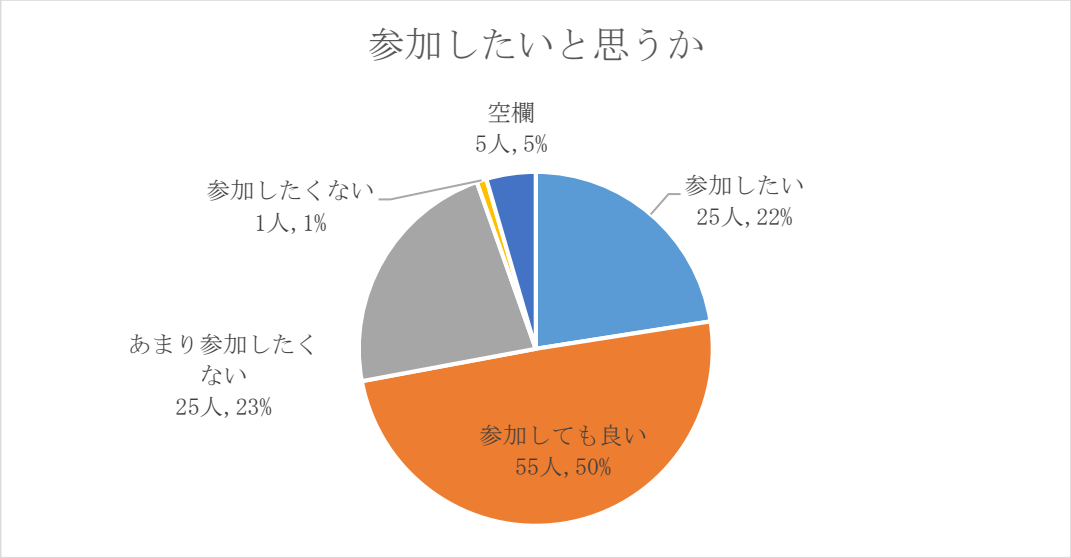

●設問６－１　設問６で「参加したい」「参加しても良い」と回答した方にお尋ねします。市民参加では、どのようなテーマに参加したいと思いますか。【いくつでも〇】

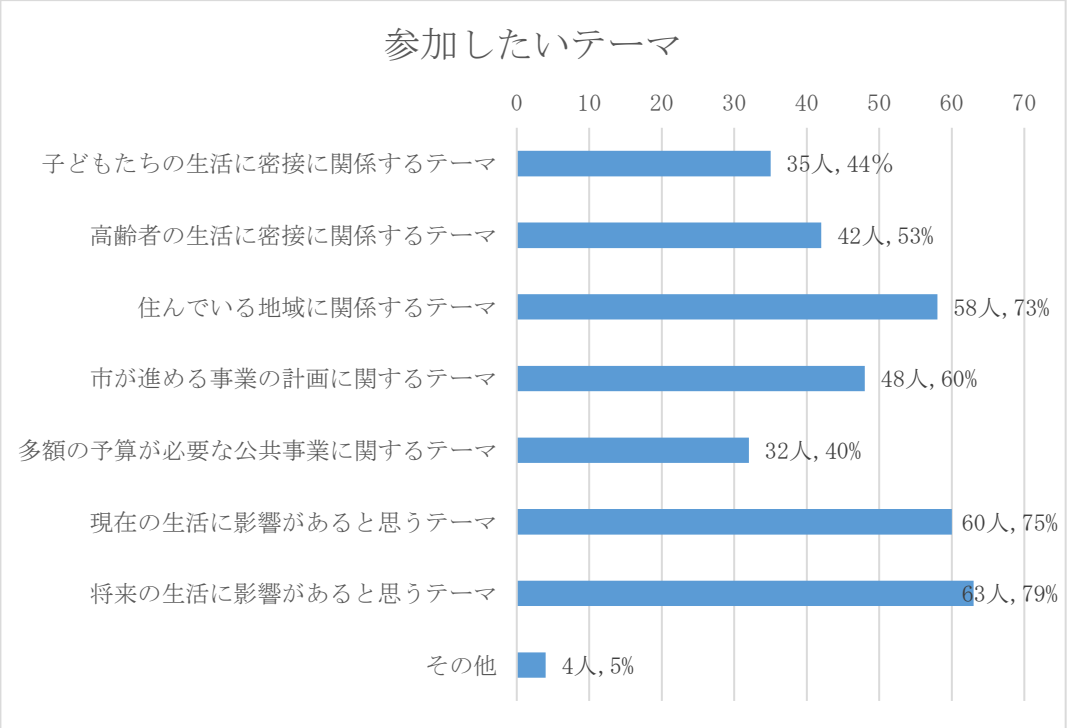

<u>その他意見は「別表Ｅ」をご覧ください。</u>

●設問７　茅ヶ崎市では、市民の皆さまからいただいた意見を尊重していると思いますか。【１つだけ○】

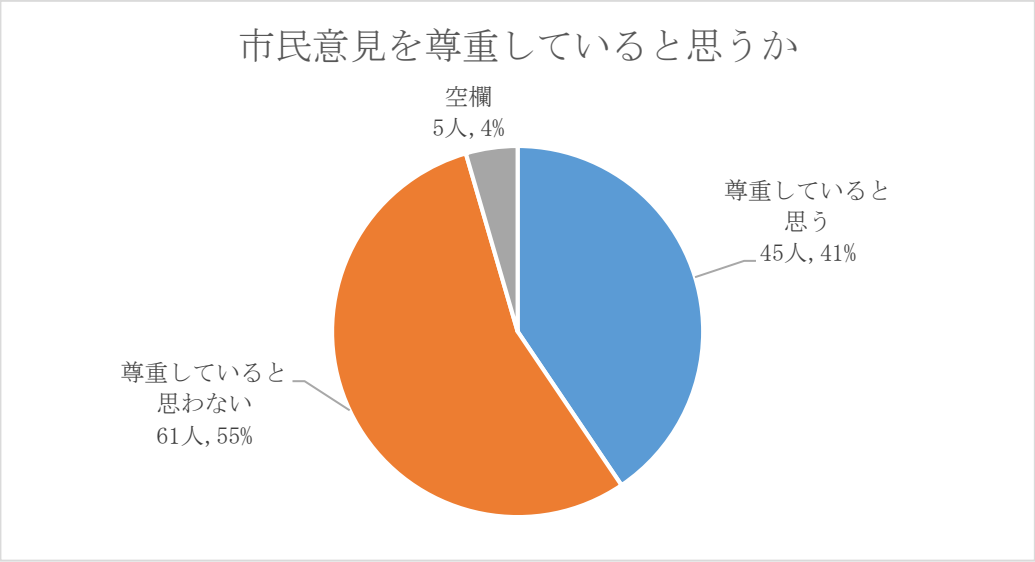

●設問７－１　設問７で「尊重していると思わない」と回答した方にお尋ねします。尊重していると思わない理由はどのようなものですか。【１つだけ○】

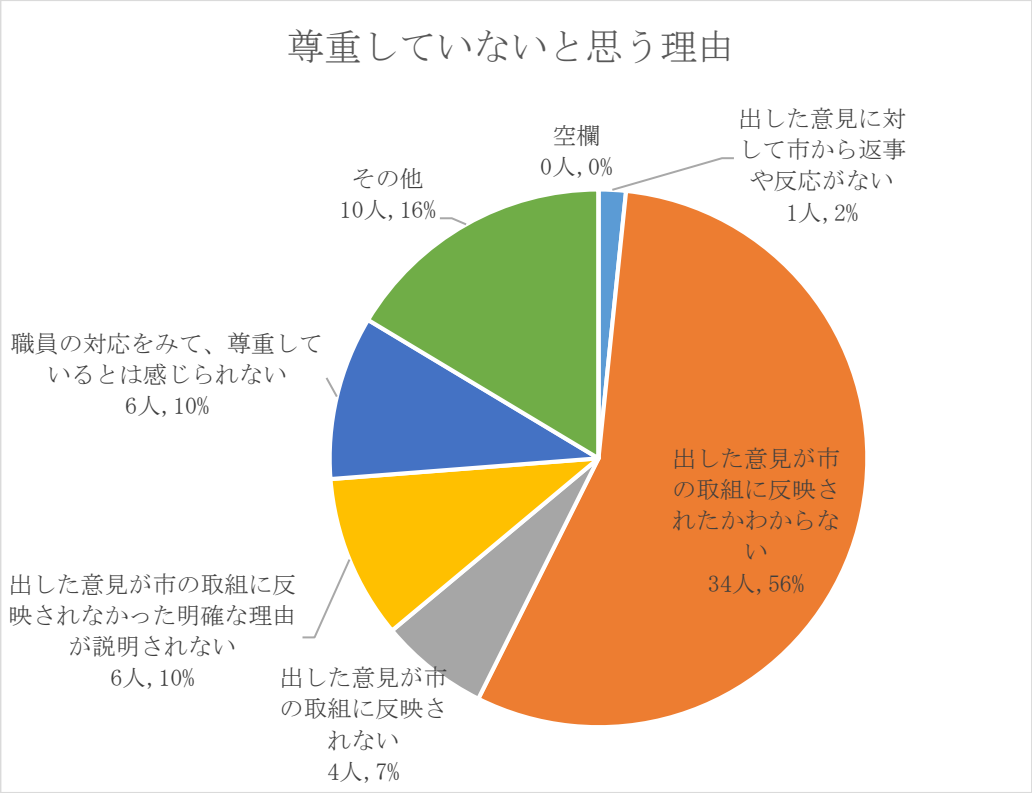

<u>その他意見は「別表Ｆ」をご覧ください。</u>

●設問８　市民の皆さまが、市に対してもっと意見を述べ、設問５のような機会に参加しやすくなるために、市がすべきことはどのようなことだと思いますか。【いくつでも○】

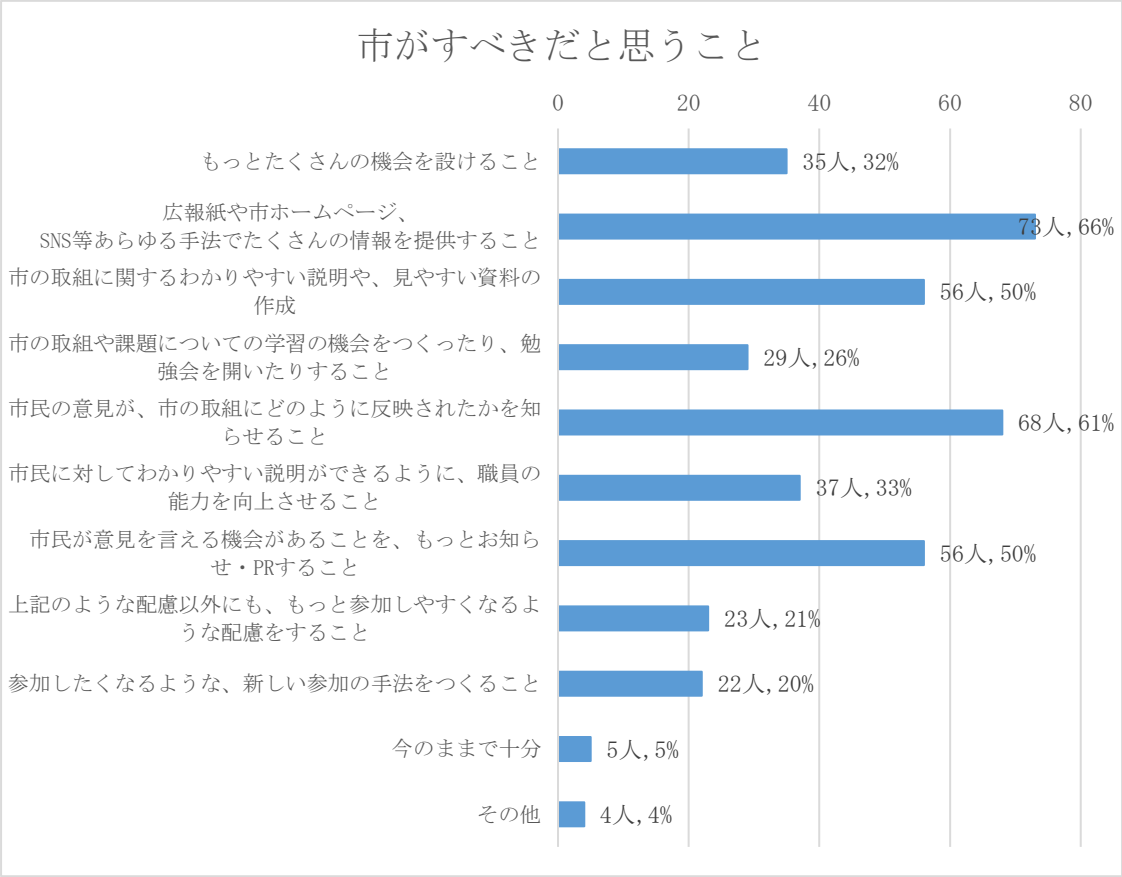

「上記のような配慮以外にも、もっと参加しやすくなるような配慮をすること」の具体例は「別表Ｇ」をご覧ください。
「参加したくなるような、新しい参加の手法をつくること」の具体例は「別表Ｈ」をご覧ください。
その他意見は「別表Ｉ」をご覧ください。

●設問９　このほかに、市民の皆さまが市を身近に感じ、様々な意見や提案を出しやすくするために必要だと思うことがありましたら、自由にご記入ください。

設問９の回答は「別表Ｊ」をご覧ください。

設問１０～１３は自治基本条例の検証に係る設問であるため省略します。
結果は「茅ヶ崎市自治基本条例無作為抽出アンケート調査結果　令和２年度実施」をご覧ください。

●設問１４　平成２６年度４月１日に施行された「茅ヶ崎市市民参加条例」（以下、「市民参加条例」）を知っていますか。【１つだけ○】

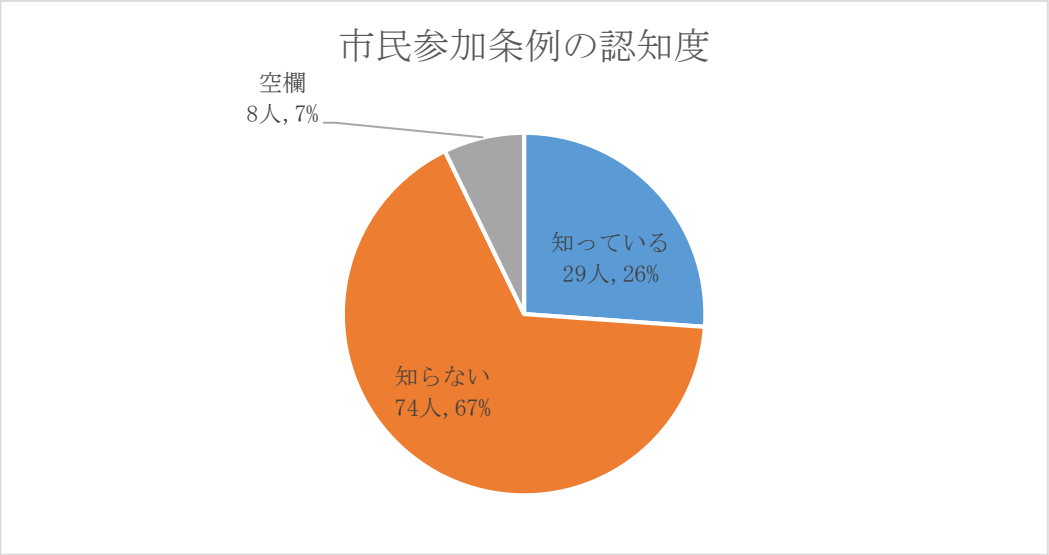

●設問１４－１　設問 14 で「１．知っている」と回答した方にお尋ねします。「市民参加条例」をどの程度知っていますか。【１つだけ○】

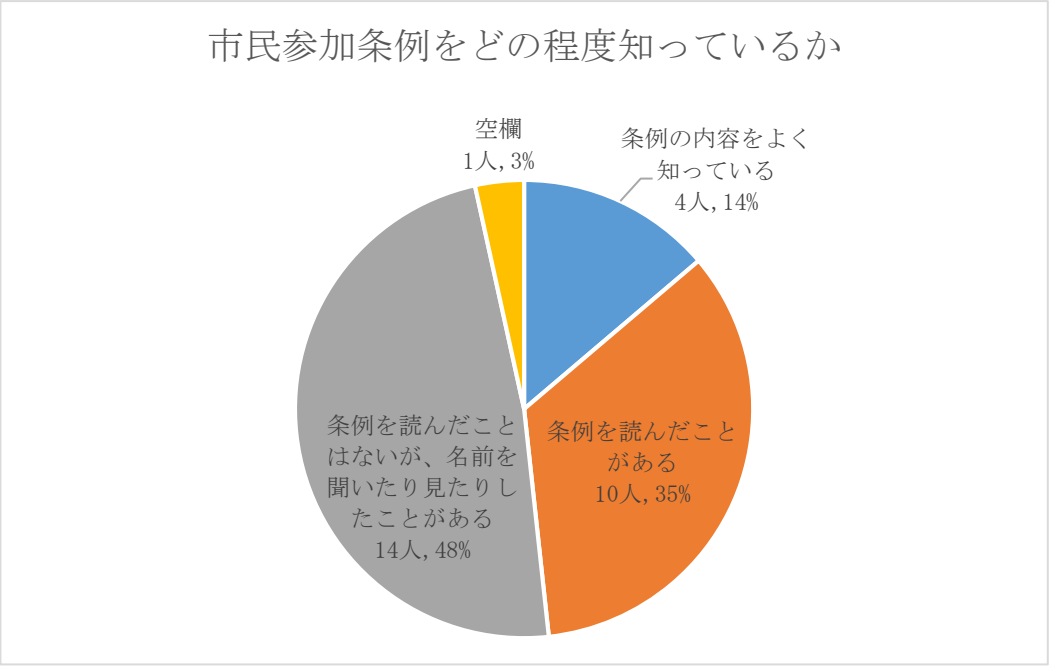

別表　自由記述回答の一覧

自由記述の内容は、基本的に原文のまま記載していますが、一部の意見については、文意に留意しながら簡略化や文末形式の統一をするとともに、複数の同様意見については集約しています。なお、市民参加条例と関連のない事項については掲載を省略しています。

別表Ａ

設問２　**あなたは日頃、どのような媒体から市政に関する情報を得ていますか。**

のその他意見

LINE（３件）
タウンニュース（２件）
友人
充分な情報がないので、必要な時は直接担当課に聞きに行くか、情報公開制度を利用する。

別表Ｂ

設問５－１　**設問５でいずれかの市民参加の方法に参加したことがあると回答した方にお尋ねします。参加した主な理由は、どのようなものですか。**

のその他意見

自治基本条例の趣旨からすると、市民として市政に参加することは市民主権を維持するための義務だと考えているから。
市役所の職員は、市民からの直接の指摘がないと自分から率先して仕事を見つけようとはしてくれないので、お願いをするしかないと感じている。

別表Ｃ

設問５－２　**設問５でいずれかの方法に参加したことがあると回答した方にお尋ねします。参加したことで感じた、市民参加の良い点（メリット）・悪い点（デメリット）は、どのようなものですか。**

のその他意見

市民が「お願い」をしないといけないのも納得いかないが、お願いしたところで即決など望むべくもなく、でも結局いつのまにかお願いした事は叶っていたりするので、仕事をしていないわけではないのでしょうが、どうせやらなきゃいけない事ならもっとスムーズにスピーディーにスマートにやればいいのにと思う。 いやいやしてもらったように感じて感謝につながらない。

市の方針はある程度決まっていて、それに沿って進んでいるだけと思った。数年前よりもさらに雑になり、話し合いのまとめも出てこないようになった。
市から同調はするがキチンとした返答なし。そんなもんなんだと思った。
ゴミ有料化説明会で質問しました。ゴミの削減に繋がるような提案をしましたが、難しい。と即答あり、本当に減量を考えているのか疑問が残りました。
アンケート結果の集計結果を知ることがない、改善点、変更点が分らない
職員が市民参加の意味を理解していないために、ただ市民参加の手続きをすれば良いと考えている。特に職員の方が行政に関する知識があると考えて、市民の提案を無視することが多い。しかし、専門性がある職員がいないために市民の方が継続的に関わっていて、よくわかっている分野などでもそれを認めない。もう、何を言っても提案が聞き入れてもらえないと市民が諦めるのを待っているのかと思ってしまう。 ワークショップなどで良い意見・提案が出ても、それは無視されて、改善がされることがない。
市民参加といいながらそのことを市民参加を考えていないこと

別表Ｄ

設問５－３　**設問５で、「いずれも参加したことがない」と回答した方にお尋ねします。その理由を教えてください。**

のその他意見

参加できるほどの知識には充たないと思う。自分が至らない中での参加は気が引ける。
参加する機会や時間帯がない
極力参加したいと思うが、参加意欲をそそる情報提供がない。
市の取り組みに興味・関心はあるが、積極的な参加の意志はない。
面倒だから。関心がない。
引っ越してきて間もないため。
声の大きい人や自分の主義主張だけをいう人が多いため、参加する気になりません。

別表Ｅ

設問６－１　**設問６で「参加したい」「参加しても良い」と回答した方にお尋ねします。市民参加では、どのようなテーマに参加したいと思いますか。**

のその他意見

自転車のマナー及び道路に関する事と交通状況
自分の生活や身の回りに関すること
・教育等見えない部分。　・福祉や障害者に対しての施策等。
女性の審議会委員や女性管理職をまず 30%にするなど

マンションを建ててほしくない、緑をふやしてほしい！

別表Ｆ

設問７－１　**設問７で「尊重していると思わない」と回答した方にお尋ねします。尊重していると思わない理由はどのようなものですか。**

のその他意見

どんな意見が出ていて、どのような対応になったのか、受動的に知る術がない
形式的で一方的すぎる。
会場では市民の意見が複数でたのにも関わらず、審議会で「市民の意見がなかった」と報告された。
さまざまな分野で提言をした?、政策提案をしてきたが、市民の意見を十分に真摯に聞く態度がなく、今まで通りの仕事をしている方がたやすいのか、改革しようとか、改善しようという気持ちが見られない。特に丁寧に回答をすればよいと考えているのか、意見や質問に対する意味不明の行政特有の理論で何も理解していない回答が来るので嫌になってくる。
設問 7－１複数回答でないのはおかしい。そもそも意見交換会やパブリックコメントでさんして感じたことはポーズにすぎないと思っている
見えて無い部分が多く、時代にそくしてないから。
そのような事態に遭遇していない
茅ケ崎市に住んでいてその恩恵に浴しているかよくわからないので
市とかかわりがあまりないのでよくわからない
反対している市民がいても、マンションは建つから。

別表Ｇ

設問８　**市民の皆さまが、市に対してもっと意見を述べ、設問５のような機会に参加しやすくなるために、市がすべきことはどのようなことだと思いますか。**

の「上記のような配慮以外にも、もっと参加しやすくなるような配慮をすること」の具体例

数回の会合が必要と思う。そのたびに他の参加者の意見なども丁寧に拾い上げて、まとめを出すことが必要。
日にちの設定を柔軟にする。
開催の曜日と時間参加者のカテゴリー
土日祝中心の時間帯。WEB アンケート。手軽さと受動的に受けられることが重要。平日、能動的には難しい。
ネット参加

意見をもらいたい要点を絞った形の電子アンケートであれば意見を出しやすいと思います。
ホームページで市民の声を載せそれについて他の市民や行政の意見が交わせるといいと思う。
上記の７つを選びました。これを真剣にやってください。広報ちがさきにたとえば、公文書管理条例、中学校給食、ごみの有料化、緊急財政計画などを説明。さらに詳しくわHP見るようなしくみをつくることです。
大手メーカーの「Twitterの中の人」のような市民との繋がり方をしていくしかないのでは？
フルで仕事をしている人や小さいお子さんがいる女性は参加しづらいので、ネットなどで意見の場を作るなどしたらどうかと思います。
茅ヶ崎駅前での街頭インタビューや、市内郊外の商業施設等での聞き取り調査
広報を読まない人もいるし、ネットやらない高齢者もいます。チラシなどポストインして活動を告知してほしい。配る人もシルバーで募れば、仕事につながると思う。
外国語による情報発信
敷居が高いイメージがあるので、会議の模様などを幅広いメディアで公開して、どの様に運営されているか見える様にする。
全部回答するのが面倒臭くて、回答しないことがあります。 全部回答しなくても受け付けるようになれば参加したいと思っています。
・以前から提案しているが、たくさんいらない情報を出す必要はなく、行政が市民に理解してもらわないといけない基本的な情報をしっかりと市民側に立って出す必要がある。 ・また、参加したことによって、こんな変化があったとか、市民の意見や政策提案でこんなに変わったという情報を出さなければ、参加しようとは思わない。口先だけで、貴重なご意見をお寄せくださいと言って無視することが市民に分かっているから参加しなくなるのだから。
基本条例や参加条例は、市民の将来の夢や希望を満たす現実的なものであるべきで、テーマのハードルは高すぎないか、そんな気がする。

別表Ｈ

設問８　市民の皆さまが、市に対してもっと意見を述べ、設問５のような機会に参加しやすくなるために、市がすべきことはどのようなことだと思いますか。

の「参加したくなるような、新しい参加の手法をつくること」の具体例

こういうアンケートはとても参加しやすいと思います。
参加者同士がつながる工夫が大事。自由にモノが言えるような雰囲気が必要と思う。
意見が自由に言えるような場の設定
ライブ配信、オンラインで視聴ができる物なら自分の気になる議題の時にコメントとして残せる
オンラインなどを使う
ネットでの参加
zoom やニコニコ動画等による中継
SNS を活用する。 なるべく議題は絞って、回答を簡素化する。長いアンケートは最後までやらないで終わってしまう可能性大。
市政の課題をはっきりせること
今回みたい配信利用
土日祝中心の時間帯。WEB アンケート。手軽さと受動的に受けられることが重要。平日、能動的には難しい。
参加した際に何か粗品を頂けるとか。
無作為抽出で選ばれた人に参加をお願いする。出欠は本人の希望による。ただ参加してくださいと呼びかけるのではなく、出席の機会を作るまたは誘導する。
ある特定の方の参加ではなく、市民全般の参加をそそる

別表Ⅰ

設問８　市民の皆さまが、市に対してもっと意見を述べ、設問５のような機会に参加しやすくなるために、市がすべきことはどのようなことだと思いますか。

のその他意見

土日祝中心の時間帯。WEB アンケート。手軽さと受動的に受けられることが重要。平日、能動的には難しい。
質疑応答の時間が少ない(その場でのディスカッションの時間を多目に予定を組んで頂きたいですね。)
市民参加条例の「政策提案」は死んでいます。担当者の権限で提案に応じていません。
自治会に入会していないと参加しずらい雰囲気があり、自治会自体の活動が日常生活の負担に感じてしまう

別表Ｊ

設問９　このほかに、市民の皆さまが市を身近に感じ、様々な意見や提案を出しやすくするために必要だと思うことがありましたら、自由にご記入ください。

のその他意見

市の広報のために、自治会等各団体のＨＰ掲載を検討されては？
市民の要望を、広報にのせてほしい。 あの道路の歩道がせまいとか。何故できないのか、市長がこたえてほしい。
LINE なんかでも良いのでは
SNS の有効活用をすること。
今回のようなアンケートは自治会未入会の者にはありがたいです。
メールなどの活用をしてほしい。
誰が読んでも理解できるような記事の記載を紙面にも HP にもお願いしたいです。
職員との信頼関係も必要と思います。
広報などで出た意見などを載せてそれに対しての回答を掲載する。
各箇所にアンケート用紙を用意しておく。 市の広報、SNS で発表する。
市民の声と市政からの回答をネットに載せ、それについて他の市民の方にも参加して貰い他の意見も知りたい。
・参加するということは、自分たちのまちを自分たちで作っていくために意見を行ったり、提案をした?することが重要だということが理解されないと無理である。新しい手法ではなく、基本的に理解してもらうための社会教育、大人の学びを楽しくできるようにする機会を作ることが必要だと思う。 市政が自分たちの生活を作っているのだということを身近に感じるためには、具体的な課題を提示していく必要がある。 ・以前から提案しているが、施策に関する職員研修を市民にも開放してもらうことが職員にとっては緊張感があることになるし、市民にとっては職員がこんなことも勉強してくれているのだという理解にもつながると思うので実施してほしい。
提案をしたら、早急に返事及び実施を行って欲しいです
土日祝中心の時間帯。WEB アンケート。手軽さと受動的に受けられることが重要。平日、能動的には難しい。
防災放送の利用について、 市民に急な情報を流す時の出し方を考えて欲しい。消毒液無料配布、殆どの人は知らない。折角良いことなのに、勿体無いと思う。 ネット環境の人は知る機会があるが、持たない人は、知ることができない。分からなくても、放送で流して何だろう？そんなきっかけでも良いと思う。曖昧かもしれないが…

市長と直接対決。
今は具体的に案が浮かばない
資格や手続きなどややこしいものが気になる
多様な民意が反映されるよう市議会議員定数を増やす

茅ヶ崎市市民参加条例に関する
意見募集　結果

令和２年６月

茅ヶ崎市

総務部市民自治推進課

意　見　募　集　の　概　要

●目的

平成２６年に施行した市茅ヶ崎市市民参加条例（以下条例という。）では、市は４年を超えない期間ごとに条例の施行状況の検証を行うことを定めています。

平成２８年度に行った「茅ヶ崎市市民参加条例の施行状況の検証」では、大きく「市民参加条例の認知度」「市民意見の尊重」「市民参加方法の適正な運用」の３つの課題が導き出されました。

市では、これらの課題に対する改善施策を位置付け、条例の周知啓発、「職員のための市民参加手続ガイド」の策定による統一的な市民参加の方法の実施等に取り組んできました。

今回、令和２年度の条例の検証にあたって、市民の皆さまから広くご意見を伺うことを目的とし、意見交換会を開催予定でしたが、新型コロナウイルス市内感染まん延防止の観点から開催を中止し、代替手段として意見募集を実施しました。

●対象

市内在住・在勤・在学の方、市内で事業活動を行う方、公益の増進に取り組む方、市に対し納税の義務を負う方

回答者数：４人

●期間

５月１日（金）から５月２０日（水）

●方法

市ホームページから回答を提出又は資料配架施設等の意見箱に紙での提出

●いただいた意見の取り扱いについて

今回いただきました意見は、他の市民参加の方法の結果と合わせ、市民参加に関する現状の課題把握と改善施策の策定のための資料として活用いたします。

今後、課題及び改善施策（案）を取りまとめましたら、パブリックコメント手続等により、再度皆さまの意見をいただくことを予定しています。

意　見　募　集　結　果

いただいた意見は分類分けをして掲載しています。

判読不能な部分は「・・・」と表示しています。

「茅ヶ崎市市民参加条例に規定している内容」に関するご意見

○条例全般に関する意見

・憲法・人格に関する世界宣言・地方自治法をはじめ・・・暮らしの中に取り入れその観点から０ベースで見直す必要があるのではないか？

・アンケートの結果からも言えるのではないか？

○第１２条　意見の取り扱い等に関する意見

・市民参加によって得られた意見の取り扱い方に疑問が残ります。
市の意志決定は市長もしくは議会でされるべきであって、一部の市民意見によって市の方向性がブレるべきではないと思います。

・あくまでも市の指針を定める上での参考となるよう広く意見を求めるべきだと思います。

○第１３条　審議会等に関する意見

・審議会における市民参加を広げるために、公募市民の割合を 30%とすること、男女の比率を原則として同等としてください。

・審議会における市民参加を広げるために、審議会のもとに希望する市民が構成員となってその所管事項について意見交換することのできる「○○市民会議」（仮称）を設けることについて検討してください。

○第１４条　条例の検証に関する意見

・資料を含め十分準備して市民参加による検証をすすめてください。

・基本原則（3 条）及び市の責務（4 条）にもとづく評価を的確に行って検証を行うことが重要だと考えます。

「平成２８年度の検証で位置づけた課題と改善施策の取り組み状況等」に関するご意見

○平成２８年度の検証で位置づけた課題に関するご意見

・市民参加の意義は自治基本条例にもとづく自治の基本理念の実現にあります。28 年度のアンケート（市民及び職員）の設問及び分析は、この原則を適切に踏まえたものとなっていません。

・例１　市民アンケート（参考資料－16)、設問４で市民の意見を「尊重していると思わない」回答者に対する設問４－１の「２．意見が反映されていたとしても、どのように反映されたかわからない」。

・例２　職員アンケート（参考資料－40)、において職員に対して市民参加条例の意義に関する基本的な認識を問う設問がない。

したがって、上記アンケートにもとづく検証は妥当性を欠き、「検証により導き出された課題」は不十分で表面的であると考えます。

・市民アンケート（参考資料－15）の設問 3－1 におけるテーマと回答数は、無作為抽出による市民参加の有効性を問うものですが、市民参加の場づくりのテーマ（政策）と市民が身近に感じる参加の工夫、適切なＰＲ等を検討する上で大いに生かしてほしいと思います。

・意見交換会の参加者が少ないことは問題です。第 1 回が 7 名、第 2 回が 7 名、第 3 回が 14 名。これはＰＲだけの問題ではないと考えますが、参加者を増やすことは今後の重要な課題です。一方、これらの参加者は市民参加の重要性を認識する熱心な市民であり、その意見は真摯なものとして今後に生かしてほしいと考えます。

○改善施策の取り組み状況等に関するご意見

・意見募集資料にＨ２８年度（検証）課題として市で改善施策、すべての項目・市民参加条例の認知度・市民参加の情報発信・市民意見の尊重・市民参加に関する職員の意識の向上あるように記されている。

・Ｈ２９年度からＲ２まで取り組みでその解消に取り組んだと記されているが、今回（前回）の意見募集（アンケート）を見ても、そしてこの２年間の取り組みを見ても、旧態以前に思える。

・平成２９年度から令和２年度までの取り組みの結果はどのようになったのでしょうか。市民との連携が少ないのではと感じています。

・２８年度の検証の課題と改善施策について、パブリックコメントの応募が少なくなった理由を、考えてほしい。市民の意見が取り込まれないからと思います。パブリックコメントの冊子ができる前に、市民の意見が必要と思います。出来上がっているものに、後から意見は入り込めないのではと思います。

・市民参加に関する職員の認識はどのように向上したのでしょうか。「職員のための市民

参加手続ガイド」を使用して職員は、市民参加の理解度が高まったのでしょうか。
・市民参加は日常的な市政の中で絶えず考慮されるべきものです。市民意見を尊重した柔軟な行政運営、そのための早い段階での情報提供など抜本的な改革が必要です。現状は、市民参加は形骸化し、「アリバイづくり」の市政運営が行われています。「法の支配」にもとづく市政運営をつよく望みます。
・憲法や人権に関する世界宣言・地方自治法はじめ暮らしの中に生す工夫から始める必要があるのではと思う

○検証の実施方法に関する意見

・当パブコメ用紙パブコメ用紙と似ていて市民誤解を生じないか。
・広報には意見募集とあり、(一般的)(通常)のパブコメと異なっている理由を①と同様誤解する。アンケートならもっと明確に　他の理由があるなら明確に
・広報紙には自治基本条例、市民参加条例①②意見募集③アンケートとあり分かりづらい。③アンケート用紙は？同一に掲載しているならもう少し用紙とか(意見記入用紙)整合性・統一性もしくは分かりやすくできなかったのか

その他の事項に関するご意見

・他市は街づくり協議会がなくても行政センターを中心(ごと)立派に地域活動しているところがあるように思える。
・まちづくり協議会の運営や協議会発行物についての疑義を市に問い合わせても回答がないのはどうしてか
・まちぢから協議会も市民参加条例も０ベースから(白紙から)見直す必要があるのでは。当初のパブコメの課題に書いてある問題もあるし、アンケート結果や現在の実態を見ても言えないか。

茅ヶ崎市市民参加条例に関する
意見募集　結果

令和２年９月

茅ヶ崎市

総務部市民自治推進課

意　見　募　集　の　概　要

●目的

平成２６年に施行した市茅ヶ崎市市民参加条例（以下条例という。）では、市は４年を超えない期間ごとに条例の施行状況の検証を行うことを定めています。

平成２８年度に行った「茅ヶ崎市市民参加条例の施行状況の検証」では、大きく「市民参加条例の認知度」「市民意見の尊重」「市民参加方法の適正な運用」の３つの課題が導き出されました。

市では、これらの課題に対する改善施策を位置付け、条例の周知啓発、「職員のための市民参加手続ガイド」の策定による統一的な市民参加の方法の実施等に取り組んできました。

今回、令和２年度の条例の検証にあたって、市民の皆さまから広くご意見を伺うことを目的とし、意見交換会を開催予定でしたが、新型コロナウイルス市内感染まん延防止の観点から開催を中止し、代替手段として意見募集を実施しました。

●対象

市内在住・在勤・在学の方、市内で事業活動を行う方、公益の増進に取り組む方、市に対し納税の義務を負う方

回答者数：６人

●期間

９月１日（火）から９月２２日（火）まで

●方法

市ホームページから回答を提出又は資料配架施設等の意見箱に紙での提出

●いただいた意見の取り扱いについて

今回いただきました意見は、他の市民参加の方法の結果と合わせ、市民参加に関する現状の課題把握と改善施策の策定のための資料として活用いたします。

今後、課題及び改善施策（案）を取りまとめましたら、パブリックコメント手続等により、再度皆さまの意見をいただくことを予定しています。

意　見　募　集　結　果

いただいた意見は分類分けをして掲載しています。

「令和３年度以降に取り組む改善施策（方向性）」に関する意見

○改善施策１「市民参加の情報発信」に対する意見

・改善施策として SNS を用いた市民参加の機会の充実が記載されていますが、ツイッターなどで意見を募集するということでしょうか？その場合、回答した人が茅ヶ崎市に関係のある人であるかを見分けることが難しいのではないかと感じました。また、最近テレビなどでも問題になっているように、SNS 上での発言は顔が見えないことをいいことに、責任のない発言（誹謗中傷）が多く含まれていると思います。私たちのまちをつくるときに、こういった無責任な意見を反映するのは避けたほうがいいと思います。SNS などは若い人に興味をもってもらうにはいいツールだと思いますが、使い方は考えていただきたいです。

・市民参加条例の認知度について
市民参加条例を知っている人は増えていません。そこで「市民参加条例を知っている」が 30%程度、さらに、「参加したことがある」も 30 程度に目標を設定して諸施策を進めてもらいたいと考えます。

・「知っているが 30%程度」にするためについて
　・広報ちがさきとホームページの活用です。
　・広報ちがさきには、市民参加の記事は年に 1 回程度ですので、連載することです。
　・ホームページには、市民参加に関することが掲載してあります。これは、主に「知っている人」を対象にしています。「十分に知っていない人」等を対象としたもの新たにつくってください。
　・条例が施行されて 6 年が過ぎています。行政には、この条例を市民に知ってもらうためのノウハウを蓄積しているはずです。これを活かし新しいパンフレットを作ってください。パンフレットは条例施行当時に作成のものです。
　・これを広報ちがさきとホームページに載せるようにしてください。
　・こうしたノウハウがあれば、市役所各課で開く市民を対象とした事業のおり紹介ですますので実施を期待します。コロナが終息し平常業務になったときからのことです。
　こうした具体的なことは、条例に関係ないといわれそうですが、市民がもっと市民参加の知ってもらうことが基本と考えます。

○改善施策２「市民意見の反映状況に関する情報発信」に対する意見

・市役所の市民からの様々方法での意見聴取について
市はパブリックコメント、意見交換会などを通じ市民の意見を聴取しています。こうした意見をどうした基準で該当する施策に反映するかということがまったく分かりません。現状では、パブリックコメントや意見交換会などを実施すればいいようになっている感じがします。市民参加で出された意見や提案等をどのように活かすかを基準をつくり、条例に位置付けてほしいものです。

○これまでの市民参加に関する取り組みに対する意見

・これまでの意見について
これまでにも、市民参加条例の「認知度」について上記 1、2 *(担当課注「市民参加条例の認知度について」、「「知っているが 30%程度」にするためについて」)* のようなことを言ってきましたが、活かされていません。活かされないでもいいですが、行政は認知度を高める施策を進めてほしいものです。
・今年度実施のパブコメも応募者が少ない。そのことを言えるのでは（応募者１～２件）０に等しい状態
・まちぢから協議会等の質疑を市にしても協議会にしても回答なしに等しいし回答ない時もある。財・パブコメ回答では同協議会を通じ周知とある。意味ありますか？
・市民参加　憲法にも保障された制度と思う（地域自治記載）。憲法を暮の中に
・憲法に保障された三権分立保障と充実と同時に市は地方自治を充実させる意味・保障する意味市民生活充実する意味からも
・今年度の（実施の）パブコメ結果（回答）を読み、新型コロナ下での市民参加のあり方を考えてください

○検証の実施方法に関する意見

・当意見募集そのものがアンケートだか意見募集と言いながらパブリックコメントでありませんとあり意味不明。
・アンケートでも一般的に意見記入欄有と思う。
・せめて、住所記入者には資料等の結果報告があったらと思う。
・形式的な意見集・アリバイ証明的な意見募集には意味がないと思う。
・今回の市民参加条例の検証に関する意見募集 PR（啓発不足）　応募者が少ないと思う。そのことからも意味がない。
・Ｒ２．５月～にも意見募集しこのＲ２．９月にも実施　資料異なる意見記入用紙も異なる。表紙（資料）は似てて多少異なる意見記入用紙も異なる。市民にとって分かりにくいのでは。先にも記したがともに意見不足　先回の結果はどうだったのか（５月）
・Ｈ３１年４月１０日「私の提案」・回答を含め本検証をしてください。

その他の事項に関するご意見

・北茅ヶ崎駅のバリアフリー化を含めた改修をお願いします。車椅子、ベビーカーで北茅ヶ崎駅から電車に乗れないのは不便すぎます。エレベーターは必要だと思います。それと、円蔵寺側からは踏切を渡らないと駅に入れないのも不便すぎます。 ・国道 134 号柳島に建設の「道の駅」についてのお尋ねです。道の駅の周辺は産業道路、また鉄砲道も合流する交差点が隣接していることから普段でもこの周辺は混雑しています。そこに「道の駅」が出来るわけですが、出入りする車の交通方法(江の島方面からの入り、小田原方面の出)、そしてこの周辺の交通渋滞を心配しています。当然、この問題は関係機関を交え、最善の方法を検討されていることと思いますが、現道路(鉄砲道)に依存しない交通の流れ、道の駅で入りの交差点を工夫されることを期待します。いつもこの周辺を通るたび(鉄砲道を利用する者)心配しています。また順調に開業されることを期待しています。 ・妊婦検診の助成額が低すぎる。増額してほしい。

茅ヶ崎市市民参加条例に関する
学識経験者の意見

令和２年１０月

茅ヶ崎市

総務部市民自治推進課

学　識　経　験　者　意　見　聴　取　の　概　要

●目的

平成２６年に施行した市茅ヶ崎市市民参加条例（以下条例という。）では、市は４年を超えない期間ごとに条例の施行状況の検証を行うことを定めています。

平成２８年度に行った「茅ヶ崎市市民参加条例の施行状況の検証」では、大きく「市民参加条例の認知度」「市民意見の尊重」「市民参加方法の適正な運用」の３つの課題が導き出されました。

市では、これらの課題に対する改善施策を位置付け、条例の周知啓発、「職員のための市民参加手続ガイド」の策定による統一的な市民参加の方法の実施等に取り組んできました。

今回、令和２年度の条例の検証にあたって、茅ヶ崎市市民参加条例第１４条第３項では、必要があると認めるときは、学識経験者の意見を聞くことができることを定めていることから、検証に専門的かつ客観的な視点を取り入れることを目的として、２名の学識経験者の方に意見聴取を実施しました。

●意見をいただいた学識経験者

関東学院大学 法学部 出石稔 教授　（専門分野 行政法）

高崎経済大学　地域政策学部　岩﨑忠 教授　（専門分野 地方自治論、公共政策、行政学）

●方法

市民アンケートで出された意見等を踏まえて、意見をいただく予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、対面での意見聴取を中止し、その代替として、書面での意見聴取を実施しました。

●いただいた意見の取り扱いについて

今回いただきました意見は、他の市民参加の方法の結果と合わせ、市民参加に関する現状の課題把握と改善施策の策定のための資料として活用いたします。

学　識　経　験　者　の　意　見

平成２９年度から令和２年度までの取り組みについて

○市民参加条例の周知啓発について

検証資料では、改善施策（アウトプット）は示されているが、その成果（アウトカム）が出されていないので、効果測定は不能である。また、市民アンケートによると回答者の４分の３が市民参加条例を知らないと回答しており、認知度が上がっていないことは明らかである。

市民参加制度は設けられていること自体に意義があることは認めてよいと考える。貴市ではその点では自治基本条例でその姿勢を明示したうえで市民参加条例他で担保していることは評価できる。しかし、認知されなければ市民は活用の由もない。大胆な発想と地道な努力を積み重ね、この課題に取り組まれたい。

年齢性別を問わず幅広い層の市民の参加が重要だと思います。それには、広報紙による PR だけでなく、SNS による PR・意見交換などによる参加の機会を確保することが重要だと思います。今後は、SNS を使った意見交換や Web 会議等様々な意見交換の場について検討していただきたいと思います。

○市民意見の反映状況に関する情報発信について

市民アンケート結果を前回と比較して効果が上がったと評価しているが、甘すぎるのではないか。複合的な取り組みが求められる。

また、成功事例を積み上げていくことと、市民へ公表することにより、市民参加の効果を周知することが改善につながるのではないか。

無作為抽出アンケートにおいて、「尊重していると思わない」との回答が 38%（平成 28 年度：42%）であるので、その要因を分析する必要がある。住民に提供されるサービスの中には市の判断で改善できるものと法律などで拘束されているものもあり、後者については、市の判断で改善できないので、尊重しているとは思わないという結果になっている可能性があると思います。次回のアンケートでは、尊重していると思わないという回答をした人に具体的事例をあげてもらい、市として対応できる業務なのかどうかチェックしてから判断することも重要ではないかと思います。

○市民参加マニュアルの策定について

具体的に職員ガイドのどの部分がどう役に立ち、どう市民参加が充実したかまで検証しなければ、十分な成果や今後の改善につながらないと考える。

「職員のための市民参加手続ガイド」について、職員アンケートで約６割近く職員が参考にされて市民参加の方法を取り入れたことで、マニュアルを策定した意義は大きいと思います。今後は、社会の変化に合わせて、市民参加手法も SNS や Web 会議等の導入の可能性を検討され、市民参加条例第８条の市民参加手法の充実が図られるように検討していただくとともに、条例の見直しに伴うマニュアルの改善を期待したいと思います。

○職員研修の実施について

これも同様で、研修成果がどのように発現されたかを把握し、分析してPDCAを回してくことが肝要である。

市民参加条例及び市民参加の方法についての研修は継続的に実施する必要があると思います。こうした外部講師による研修のほか、市役所内部の職員による意見交換会も重要ではないかと思います。職員が経験した事務を踏まえ、うまくいった点、改善すべき点を個人の財産に留めるのではなく、茅ヶ崎市全体の組織としての財産として、年度ごとにまとめ、マニュアルに反映すべきではないかと思います。そういう意味では、マニュアル＆ノウハウ集を毎年度更新したほうがいいのではないかと思います。

○パブリックコメント手続の運用について

パブリックコメントの実施について、市では「条例又は政策等の案」を公表しているとあるが、市民意見で指摘されている「考え方」というのが政策等の案の概要程度であれば、パブリックコメントとしては不適切である。職員ガイドのとおり運用していれば問題ないと思われるが、各部署での運用が正しくなされているか確認の上、運用を適正を期されたい。

パブリックコメントで大切なことは、提出された意見に対しては、意見を反映できる場合、できない場合に関係なく、しっかりと回答することだと思います。市民から出された意見に対してしっかりと回答し、茅ヶ崎市と市民との間で双方向関係が構築されることで、お互いに信頼関係が構築できると思います。

また、意見提出者は回答することで、きちんと対応してくれていると思い、次回以降も意見をしっかりと提出するかと思います。回答方法ですが、提出された意見を採用できない場合は、簡単に理由を付記したほうが丁寧かと思います。但し、個別の回答まで必ずしもしなくても（ガイド54頁）、質問の内容ごとに多く括り単位で回答すればよろしいのではないかと思います。今後は、こうした部分を含め、マニュアルの52ページの回答作成の注意点が改善されることを期待します。

○市民参加における審議会の位置づけの検討について

自治基本条例の検証「総括」及び「個別意見」のとおり。

（自治基本条例の検証に係る総括意見より抜粋）

（１）市民参加

検証資料とその後提出いただいた補足資料によると、市では第16条（市民参加）で規定する市民参加に公募市民が加わった審議会等での市民委員の発言は市民参加には該当しないと整理している。しかし、市の論拠である①審議会の設置目的、②委員の身分の整理との点はやや希薄であり、むしろ、担当課職員から聴き取った「審議会等を市民参加に位置付けることで他の委員との意見の取扱いの差が発生する恐れがある」との指摘が妥当と考える。他方で、この整理は、公募市民を登用することで市民参加を行っているとするアリバイ作りとして機能することも考えられる。市民公募委員が含まれる審議会等の運営には特段の留意をお願いしたい。

（自治基本条例第１６条に係る意見より抜粋）
〇16 条の市民参加については、市民参加条例で市民参加のシステムを決めたからと、それだけをしていれば市民参加が行えていると考えていることがおかしい。様々な行政分野での市民参加が行われることが必要である。市民参加のシステムに市民参加がなぜ行われているのかの本質的な理解がないために、やればよいということになっている。特に、政策提案は市民が政策を提案するという重要なシステムであるが、市長への提案と変わらないような意味不明の回答が来るだけのものとなってきている。改善が必要である。

審議会等による検討は、市役所内部の検討では保障されない客観的な検討が求められることから、大学教授などの専門家による専門性を加えた検討が行われていると思います。しかしながら、最近では、東日本大震災の原子力ムラ問題をはじめ、政策コミュニティ問題がクローズアップされ、専門家による客観性に疑問視されています。一方で、市民代表（市民公募）が注目されています。審議会等は、市民参加を目的として設置された会議体でないかもしれませんが、審議会の中で市民が市民の声として当該施設利用などに意見を述べることは専門家以上に場合によっては専門家になりうると思います。こうした点を踏まえ、「審議会等」に積極的に市民公募を行っていくべきだと思います。そういう意味では、ガイド 62 頁に掲載された基準である委員７人に対して公募市民１人の割合は低いかと思います。今後、市民公募委員数についての検討をお願いしたいと思います。

〇政策提案手続のＰＲについて

成功事例の積み重ねと、成功事例の市民への周知により政策提案手続の実効化を図られたい。

市民参加手続ガイド 55 頁によると、「平成 30 年３月時点で 11 提案があり、９提案が事業化されている」という点はかなりの割合で提案内容が事業されたことは評価すべきだと思います。また、茅ヶ崎市の市民度の高さを伺えます。今後は、こうした提案は実際にどのように修正され、事業化されるのか。また、事業化までの課題などを事例集としてまとめ、職員のみならず、市民の共有の財産にすることで、今後さらに意義のある提案が期待できるのではないかと思います。さらに、こうした質の高い提案はどのように立案されるのか？その立案過程に着眼して、リサーチした結果を公表することで、市民の政策立案能力の向上にもつながるのではないかと思います。

〇無作為抽出手法での市民参加手法の実施について

取組みは妥当と考える。

無作為抽出手法の市民参加手法が、潜在的な市民意見を反映するためにも有効な手法であると考えます。出された意見を内部に収めてしまうのではなく、市の広報や HP、SNS で紹介することで市民参加したことの達成感が感じられ、次の市民参加へのきっかづくりになると思います。

令和２年度市民参加条例の施行状況の検証結果について

○市民アンケート<無作為・Web>について

この市民アンケートが大名草理の調査にとどまることなく、結果を適切に分析し、どう今後の市民参加条例の運用に生かすかが肝要である。

また、市民に見えるかを図り、市民参加のアウトプットとアウトカムを提示し、市民が参加の成果を実感でき、さらに参加したいという意識を持つとことができることが市民参加の進展につながると考える。個々の部局の地道な取り組みとともに、戦略的な取り組みが求められる。

市の情報について、市の広報紙や市のホームページ、広報掲示板から情報を得ていることがほとんどのようですが、そのように回答しているのはどのような年代かを分析し、他の媒体ニーズがないか分析する必要があると思います。SNS による発信、インフルエンサーによる情報発信、小中学校など教育関係機関での情報発信なども大切ではないかと思います。また、市民参加にはハードルが高く、市民参加の周知だけでは参加者数・参加率は高まらないと思います。市民参加へのきっかけ（場）づくりを作っていくことが大切だと思います。

○意見募集について

市民参加について、市民は一人一人考え方が異なる。すべての市民に満足を得られる市民参加の取組みは不可能である。市民参加条例に基づき地道に愚直に適切な手続を遂行していくしかないが、職員が市民参加手続にやらされ感を持っていたたら、市民は敏感に察知するものではないか。他方、市民参加に職員の徒労感があるのも理解できる。労あって効無しという部分は正直言ってあると思う。しかし、大切なのは、「手続的公正」である。市民は参加手続がしっかり確保され、市側が市民の意見の採否はともかくしっかりレスポンスしていることが肝要である。それを繰り返していくしかないと考える。

第１３条に関連して、既に意見として述べていますが、公募市民の割合は３０～５０％あってもいいと思いますので検討していただきたいと思います。また、男女比についても国の女性の管理職登用の目標と同様に３０％を目指し、できるだけ５０％に近づける努力を行うべきだと思います。

第１４条に関連して、条例の検証について、SNS を使った検証など様々な手法を取り入れて検証を行っていただきたいと思います。

○職員アンケートについて

職員の市民参加に関する意識・認識が低いことは問題である。確かに時間と労力を割く面倒な手続ではあるが、地方自治や民主主義として不可欠なものとして、再認識する必要がある。壮大な無駄となってもそれを受け入れられる仕事の位置づけ・職場風土の醸成が必須である。

各部署、各職員は、市民参加を自らの職務の一環として（自分事として）取り組むことであり、やらされ感がある限り、貴市の市民参加は進展しないと覚悟すべきである。

前述したが、職員ガイドのどの部分が参考になって、そのように参加手続きの充実に役立ったのか、事例を把握し積み重ねることが大事であり、それが市民参加について、市民・職員ともバイブルになると考える。

市民参加の手法を取り込んで職員が業務が行うとする傾向は、エビデンスに基づく政策立案（EBPM：Evidence-Based Policy Making）につながる第一歩として高く評価できます。今後は、アンケート、意見交換会などの市民参加手法により得られた意見をいかに政策立案につなげるかについて体系化することが求められると思います。

○職員アンケートについて

市民参加や市民協働は、市（行政・職員）と市民がそれぞれ違う立場であることを認識し、それぞれの役割の中で実現するという前提がなければ進まない。行政は市民を下請け使うことなく、また過度に市民に気を使いすぎる必要はない。壮大な実験と捉えつつ、将来の新しい関係を築く前段階と捉え、あらゆる方策にチャレンジしてみることではないか。

口で言うことはたやすいが、パッションがなければ続かない取組みである。

（こうした取組みに傾注できる職員の処遇等も考慮する必要がある。）

職員アンケートの結果、「多様な市民からの意見がない」「より建設的な意見交換をしたい」という意見はあることに対しては、市民参加の方法が限定されていることが原因として考えられます。若者からの意見を入手できるようにすべきであり、時代の変化に対応して、SNS を使った情報収集、Web 会議等を使った意見交換などの検討を行うべきでないかと思います。また、市民からの意見は、市が待っていて出てこないと思いますので、市民が意見交換できる場を作って、積極的に意見をもらいにいくようなアウトリーチ型行政が求められていると思います。

市民参加条例について

○市民参加条例の条文について

条例 11 条の政策提案の規定は、政策提案の取扱いとして、採否の決定基準、担当部局の意見等を規則等に明記し、透明公正な審査を確保することが望ましい。

第８条、第９条の「市民参加の方法」については、外部環境の変化に対応して、SNS を使った情報収集、Web 会議等を使った意見交換などの検討を行うべきでないかと思う。

○市民参加条例の逐条解説について

・市民参加の必要性や職員の市民参加に関する意識等について、逐条解説の冒頭（はしがき）などに明記してはいかがか。
・政策提案にかかわる条例・規則を改正する場合、逐条解説の記述の整理が必要となる。なお、政策提案については、採否基準や関係部局の意見などについて、逐条解説に記載することも考えられる。

第８条、第９条の「市民参加の方法」については、外部環境の変化に対応して、SNS を使った情報収集、Web 会議等を使った意見交換などの検討を行うべきでないかと思います。

○その他

各部局や職員のみならず、市民自治推進課が市民参加の推進の先頭に立つとともに、固定観念や前例にとらわれず、取り組んでいただきたい。 市民参加制度は、特定の市民だけなく、年齢性別を問わず幅広い層の市民が参加できることが重要だと思います。そのためには、時代の変化に応じたSNSを使った参加の手法を検討するべきである。

茅ヶ崎市市民参加条例に関する
職員アンケート　調査結果

令和２年６月

茅ヶ崎市

総務部市民自治推進課

ア　ン　ケ　ー　ト　の　概　要

●目的

平成２８年度に行った「茅ヶ崎市市民参加条例の施行状況の検証」では、大きく「市民参加条例の認知度」「市民意見の尊重」「市民参加方法の適正な運用」の３つの課題が導き出されました。

市では、これらの課題に対する改善施策の１つとして「市民参加に関する職員意識の向上」を位置付け、平成３０年３月に「職員のための市民参加手続ガイド」を策定するとともに、新たに監督職（担当主査）となる職員を主な対象とした研修を、年１回継続して開催してきました。

今回、令和２年度の条例の検証にあたって、職員の市民参加に対する意識等を調査するとともに、「職員のための市民参加手続ガイド」の改善に資する意見を集めることを目的としてアンケートを実施しました。

●対象

行政職給料表（１）の職員（休職・派遣中等の職員を除く）

回答者数：1，１１２人

●期間

令和２年３月１０日（火）～１９日（木）

●方法

インターネット上のアンケートフォームにより回答

ただし、インターネット環境がない職員については紙のアンケート票により実施しました。

●調査結果の表示方法など

回答割合は、すべては百分率で表し、小数点以下第１位を四捨五入しています。このため、百分率の合計が１００％にならないことがあります。

１つの質問に２つ以上回答できる「複数回答」の場合には、回答割合の合計は１００％を超えることがあります。

ア　ン　ケ　ー　ト　結　果（n＝　1，112）

●設問１

職員の属性に関する設問であるため省略します。

●設問２　自身の業務を進める中で、過去に設問２－１にあるような市民参加の方を取り入れたことがありますか。（単数回答）

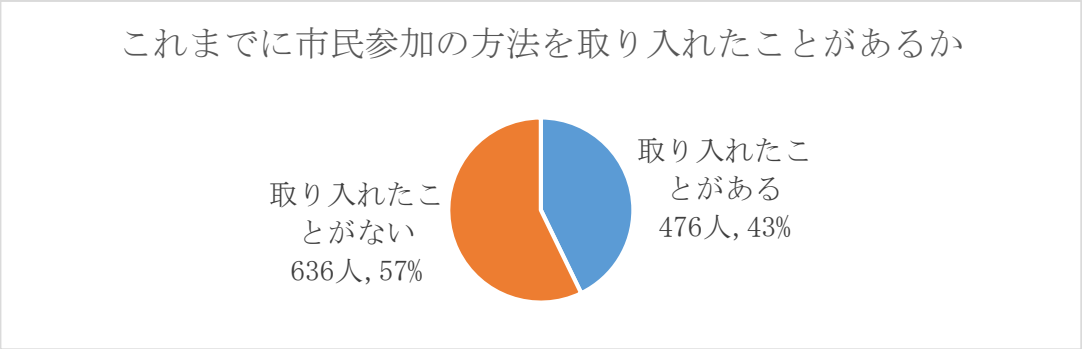

●設問２－１　設問２で「取り入れたことがある」と回答された方にお尋ねします。市民参加の方法のうち、どの方法を取り入れたことがありますか。（複数回答）

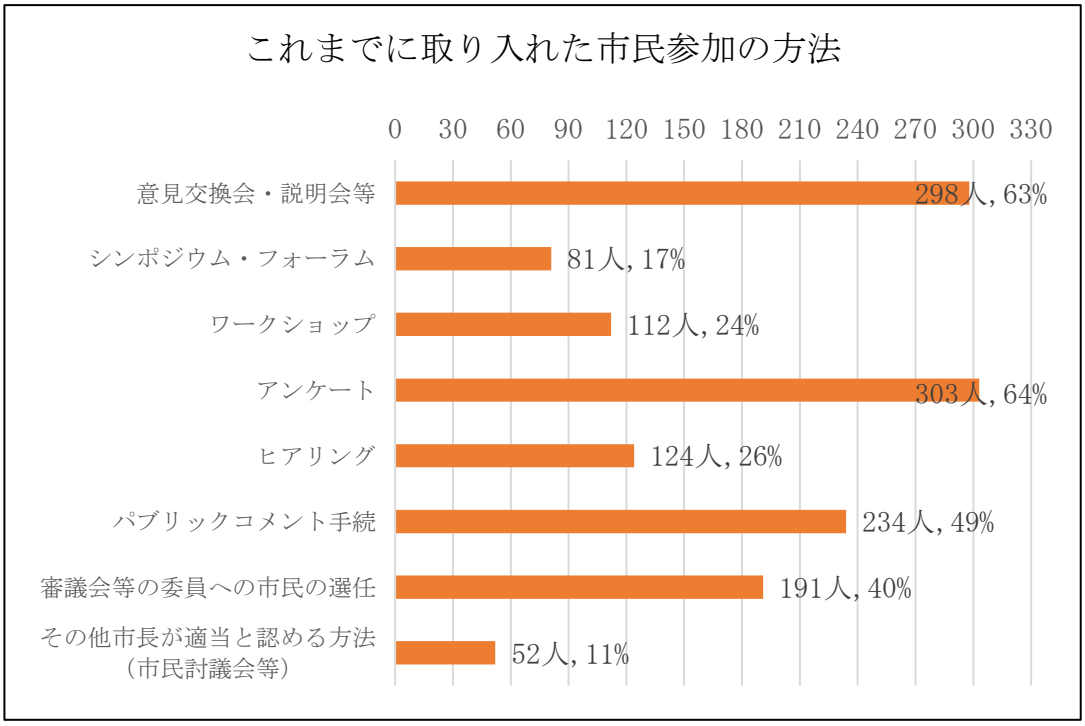

●設問２－２　設問２で「取り入れたことがある」と回答された方にお尋ねします。自身の業務を進める中で、市民の意識や声を反映させることができるように、どのようなことを意識しましたか。（複数回答）

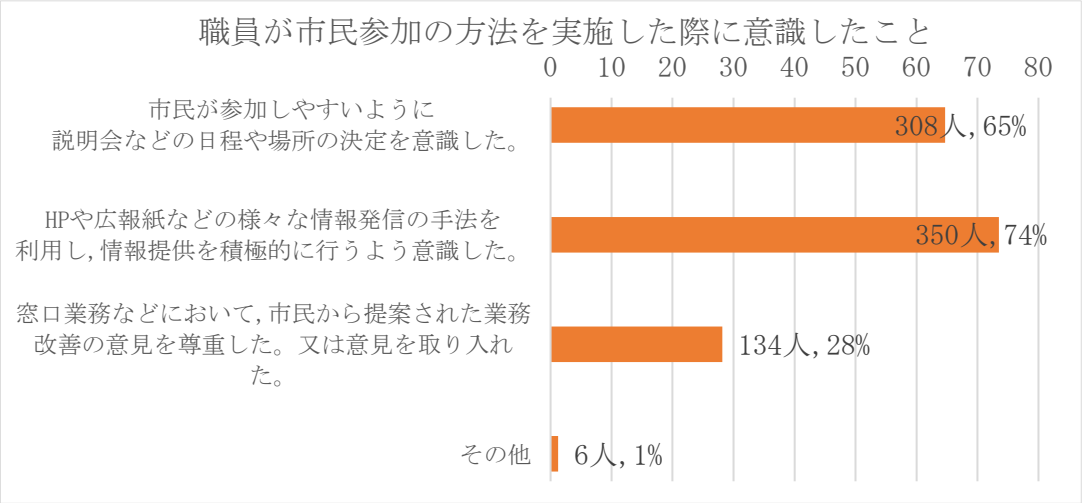

●設問２－３　設問２で「取り入れたことがある」と回答された方にお尋ねします。市民参加の方法を取り入れる際に「職員のための市民参加手続ガイド」は参考になりましたか。（単数回答）

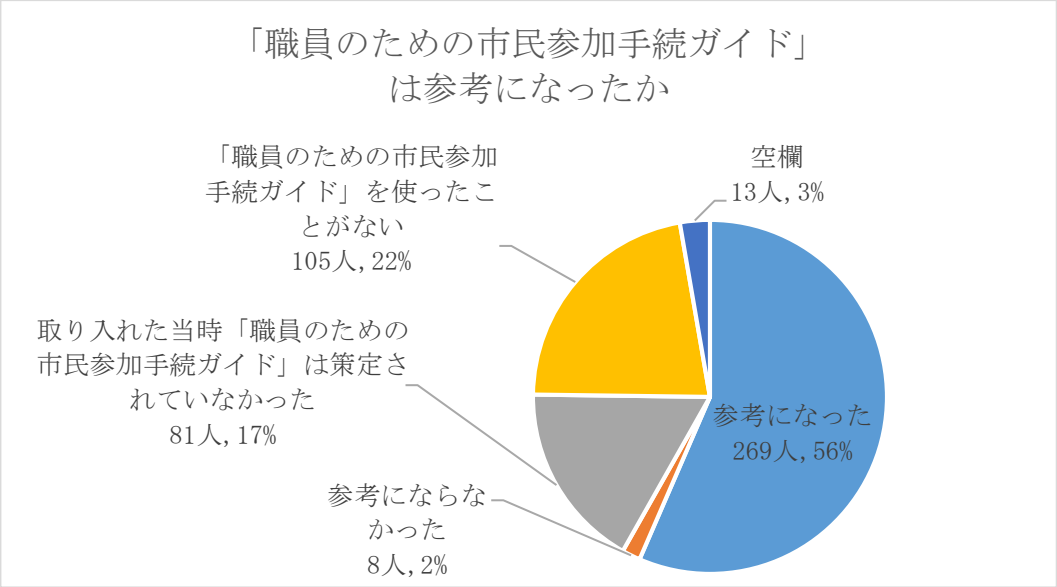

●設問２－４　設問２－３で「１．参考になった」、「２．参考にならなかった」と回答された方にお尋ねします。

「職員のための市民参加手続ガイド」に記載してほしい事項やわかりにくいと感じる部分などがありましたらお書きください。

特に不足を感じるところはありません。このようなガイドが全庁に配備され、きちんとメンテナンスを継続されていることは、大変すばらしいことだと思います。
市民参加の手続きでどう進めていけばいいのかわからなくなった時など、まずガイドを見て解決の手助けになった。
パブリックコメントを行う際の手続きがわかりやすかった。
非常に分かりやすく参考になりました。 しいて言うならば、市民参加手続きガイドの趣旨と違うことは理解していますが、市民参加は事業を進める上での方法の一つであるとも言えるため、他課とリンクして、その他の庁内的な手続等についても触れていただけると、事業で進める上では非常に助かります。
事務処理フローなどを参考に業務を進めました。
内容を確認し、どの手続きが有効かを検討することができたため。
想定される手続きについては、ガイドを参考にしています。 ただし、ワークショップ等は参加される方の選定について、意見を聞くまでの流れもあるので、個別の対応も想定されるため都度関係課と協議していきたい。
特にわかりにくいと感じる部分はない。
手続きの流れが分かったが、結局市民自治推進課担当者に聞くことが多かった。
もうすこし具体的な事務手順をわかりやすくしていただけると助かります。
庁内でも、全国でもよい事例があれば参考としたい。
別冊でも構わないので、事例集があると市としてのノウハウが蓄積されると思います。（以前携わった業務で、○○と○○の手法を採用し、○○が良かった、こうしておけば良かったなど。できれば携わった本人に事例集の作成を手伝ってもらって作成すると、より具体性があり、活用度合いが高まることと思います。）
日頃の業務の中で取り組んでいる事例を記載するなどにより、身近で当たり前であるとの受け止めができるような意識付けを進めてほしい。
実際のフォーラム、イベントの例など、各課で開催した内容をより具体的にガイドに入れると、利用する職員が参考になると思います。

「職員のための市民参加手続ガイド」とは別に、パブリックコメント手続きに関するホームページの作成マニュアル（以前は秘書広報課のイントラに掲載されていた）があると望ましい。
ホームページのマニュアルをわかりやすくしてほしい。
意見が出しやすいように懇談会などで発言できるようにしたりアンケートに回答してもらっている。
現ガイドのp.45のフローに「市議会へのポスティング」があるが、必ずしもポスティングで足りるわけではないため記載を修正したほうがよいのではないか。
匿名の提出意見の取り扱いについて、ガイドでは「取り扱わなくてもよい」とあるが、わかりにくい。提出がなかったことにするのか、その他意見として整理するのか、庁内統一の扱いにしてほうがよいのでは。
事務主管課として作成したが、「わかりやすく丁寧に」を意識した結果、ページ数が嵩んでしまった。
当然とは思うが、全体的に表現が固い。
参考になったともいえますが… ガイドを見るまでもなく行うべきものと認識していたから。
声を上げない地域（利用者）の人の話を聞くのは当然のことで、ガイドを見て行動したわけではない。
意見を聞くことも大切だが、盲目的に実施させることとしていては、事務の煩雑化は解消されないと考えます。

●設問３　市民参加に関する疑問点などがありましたらお書きください。

市民の方が色々と意見を言う場所があることはいいと思います。
機会があれば、意見交換会などを取り入れたいと思います。
特定でない、多数の市民の意見を取り入れることができているのか、疑問に感じる。
一定の決まった人やグループしか参加や興味を示さないことの対応策はどうしたらいいか。
２０、３０歳代の参加が少ないので、その年代の意見をどう取り入れることができるか。
市民参加が単に手続きの一部として扱われているような感もあり、特定の関心の高い方だけでなく、そうでない方からの貴重な意見をいかに聴取し、施策に取り入れていくかが課題と考える。
パブリックコメント等同じ人からしか意見を出されない。

若い人の意見を聞けるよう、各種SNSでの意見聴取の方法を推進したり、各種学校と連携を強化し意見聴取を行う方法などを整備し、手順書を分かりやすく作成すると取り扱いやすいのでは。
政策決定をする過程において、どの段階で市民参加をするのが良いか。疑問がある。 例えば、条例の制定や改廃では、条文の案を示すと、議会からは議会軽視であるとの批判を受けるおそれがあるし、事業であれば、予算措置が確定していない段階では、事業の具体案を示すことができない場合がある。 市の意思決定は、レベルに応じて庁議や議決で決めることなので、市民参加を行ったことによって、市の意思決定にどの程度影響があるかを明確にした方がよい。 市民参加が徐々に形骸化してしまうおそれがあるので、市民参加が本当に活かされる場合とそうでない場合を明確にして、市民参加のあり方も検討したほうが良いと思います。
首長は選挙で選ばれます。その首長の権限行使を、これも選挙で選ばれた議員で構成する議会がチェックします。これにより民主的コントロールは一定の成果を上げることとなりますが、個別の事案によっては選挙による民意の反映とは異なる結論に至ることがあります。そうした観点から市民参加を制度的に位置づける意義があると思います。全職員がそうした意味を理解して市民参加に取り組んでいるか疑問に感じます。
市民参加推進は重要だが、その目的の一つは、市民に納得していただくことだと考える。市民参加を行ったとしても、政策の最終決定の責任は市にあるのであって、意見があったから実施したということは、その政策がうまくいかないときの言い訳にならない。市民参加してさえいればよい、意見を反映すればよい、言われたとおりにすればよい、という考えに陥らないよう注意が必要だと考える。
市と市民の両方に市民参加のルールが必要だと感じています。テーマと関係の薄い意見の対応に時間がかかり、最終的に公表の遅れにつながることもあります。建設的な意見を得るための仕組みづくりが必要だと考えます。
市民が参加し建設的な意見をだすことでまちづくりをしているという意識の醸成を図る仕組みづくりを明確にしてほしい。
市民「参加」ではまだまだ、地方自治の本旨から遠いように思います。審議会においても委員同士が議論を交わすというより、事務局への質問ばかりです。 市民が主体性を持てるように、市民や私たちの意識を変えていかないといけないと思います。

市民の意見を取り入れることは至極当然のことですが、意見聴取に比重を置きすぎて、担当職員たちが疲弊するのは避けないといけません。また、国防のように批判にさらされても、公共を考慮して断行しないといけないこともあると思います。
上記問題については継続的な取り組みを行うことしないと考えるが、よりよい方法を見出していくことを全庁的に行えればと考える。また、強い、声の大きい市民の声に迎合することなく、市として毅然と市の考えを示すことも必要であると考える。
前例踏襲や一部の有識者のみの意見では偏りが出たり、広く市民からの声を取り入れることも大変大事だと思いますが、市民参加を推進することにより、あまりにも見当違いな意見等が出てしまった場合にどう軌道修正するのか懸念するところです。
市として市民に事業を公開することは理解できるが、ある一定の基準なり指標を定めて運用した方がいいと思う。
どこまでの範囲の市民を取り入れるべきなのか難しいところがある。
市民参加に対する市民の認知度
市民参加は高齢の方が多いイメージだが、若い人はいるのかどうか。
特定市民の意見が市民の総意であるかのような誤解が生じることがある。
現役世代、若者を含めたサイレントマジョリティといわれる方、次代のまちづくりを担う方の声をきくことが非常に難しいと感じる。また、いただいた意見を１００％そのまま採用しない場合、意見を聞かなかったこととされてしまうことが多々ある。
日頃意見を出していない層（仕事している人等）の意見をいかに取り上げるかが重要だと感じます。
パブコメや説明会などの回答者や参加者がいつも同じ人であったり、高齢者がほとんどだったりと、市民参加自体が偏ったものにならないか疑問がある。
参加数の確保がむつかしいこと。参加するメンバーは大方決まってきてしまう（意見のある人のみ集まる）ことが課題だと思います。どのように改善すべきかを例示できないものでしょうか。
以前、施設整備に携わった際にあの施設は〇〇の手法をやってるけど、この施設はやっていないなどの手法の違いを指摘されたことがあります。最終的には所管課判断ですが、各課かいが調べてやるよりはノウハウを生かした方がよいと思います。
市民参加条例において、パブコメをする必要がある・ない事案の例示をお願いします。

業務効率化の観点から、パブリックコメントの意見用紙の回収方法について、各施設からの逓送便による回収も可能としてほしい。案件ごとに表紙や意見用紙、箱への貼付用紙の色を分けることについて、見直しを検討してもらいたい。
予定している工事にて、地元自治会長を通じて地域の方へ「工事のお知らせ」を回覧し、工事内容の周知を行っているが、このことは市民参加に関係するのか、疑問です。
アンケートについては、特にガイドは参照しませんでした。 しかし、パブコメ等を実施する場合には、ガイドブックはとても参考になると思います。 今後の市民参加の課題として、市民からのご意見についてその意見をどのように活かしたのか、どのように公表したのか、よく言われていると思います。 貴重なご意見をくれた人が喜んでくれるような形になるといいですね。
ガイドを使ったような気もしますが昔のことなので覚えていません。
ガイドだけでは、理解はできなかったです。自身の業務と市民参加が結びついたのは、研修に参加し、説明をうけたことからです。
行政施策を検討する中で、市民と行政が、良きパートナーとして意見交換する機会を設けることは重要なことと考えています。 市民参加条例は、これを実現する手段として有効なものですので、職員に対して、研修や通知などを通して、引く続き、周知する必要はあると考えます。
そもそも、業務では通常活用しないためどんな時に役立てるのかイメージがわかない。
現在までの業務内容では、市民参加を取り入れることがなかったため、今のところ疑問点はありません。
異動し審議会等の業務もあり、今後委員の市民選任の機会もあるため勉強したいと思う。
当時、理解していたかについて、正直わからない部分があったが、実施した結果と、市民参加条例を突き合わせるとできていた。次回以降改善の２つに分類できたという記憶があるのみです。
今後はガイドを活かして業務遂行にあたりたいと思う。
制度についてよく分かっていないため、勉強します。
丁寧な情報提供に努めつつも、一定の市民からはあまりにも評価されていないと感じる。
事業を進めるにあたり、日頃から必要に応じて市民と意見交換をしているため、ガイドに頼ることがなかった。

職員にとって過度な負担にならないよう、効率的よく活用し、事務を進めたいです。
市民参加は必要だが、過度になると業務負担となり、バランスが難しいと感じています。